

昭和二十九年総理府令第四十号

自衛隊法施行規則

自衛隊法の規定に基き、及び同法を実施するため、自衛隊法施行規則を次のように定める。

目次

- 第一章 表彰（第一条―第九条）
- 第二章 礼式（第十条―第十五条の二）
- 第三章 隊員

第一節 幹部隊員の採用等の協議の方法（第十五条の三）

第二節 服制（第十六条―第二十条）

第三節 採用 昇任等（第二十一条―第三十八条）

第四節 服務の宣誓（第三十九条―第四十二条）

第五節 勤務時間、休暇及び訓練招集期間（第四十三条―第五十条）

第六節 居住場所（第五十一条―第五十六条）

第七節 服務規律（第五十七条―第六十五条）

第八節 退職管理（第六十五条の二―第六十五条の十七）

第九節 懲戒手続（第六十六条―第八十六条）

第十節 勤続報奨金（第八十六条の二・第八十六条の三）

第十一節 予備自衛官又は即応予備自衛官である者の使用者に対する情報の提供（第八十六条の四）

第十二節 予備自衛官又は即応予備自衛官である者の使用者に対する給付金の支給（第八十六条の四の二・第八十六条の四の三）

第四章 雑則（第八十六条の五―第九十九条）

附則

第一章 表彰

（賞詞の授与）

第一条 特別賞詞は、次のいずれかに該当する隊員に対して授与する。

一 自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号。以下「法」という。）第七十六条第一項、第七十八条第一項、第八十一条第二項又は第八十一条の二第一項の規定による出動に参加し、特に隊員の模範と認められる顕著な功績があつた者

二 法第七十七条の四、第八十二条、第八十二条の二、第八十三条第二項、第八十三条の二、第八十三条の三又は第八十四条の規定による行動に際して、危険を顧みず率先して、特に隊員の模範と認められる顕著な功績があつた者

三 技術上特に推賞に値する発明考案をした者

四 職務の遂行に当たり、特に推賞に値する功績があつた者

五 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）第二十七条第一項の規定により派遣された自衛官（以下「国際連合派遣自衛官」という。）であつて、国際連合の業務の遂行に当たり、特に推賞に値する功績があつたもの

六 国際機関等に派遣される防衛省の職員の出遇等に関する法律（平成七年法律第百二十二号。以下「派遣職員出遇法」という。）第二条第一項の規定により派遣された者（以下「派遣隊員」という。）であつて、派遣先の機関の業務の遂行に当たり、特に推賞に値する功績があつたもの

2 第一級賞詞以下の賞詞の授与に関しては、別に定めるもののほか、防衛大臣の定めるところによる。

（賞状の授与）

第二条 特別賞状は、次の各号のいずれかに該当する防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局若しくは自衛隊の部隊若しくは機関又は防衛装備庁の施設等機関（以下この章中「部隊等」という。）に対して授与する。

一 法第七十六条第一項、第七十八条第一項、第八十一条第二項又は第八十一条の二第一項の規定による出動において、特に部隊等の模範と認められる顕著な功績があつた部隊等

二 法第七十七条の四、第八十二条、第八十二条の二、第八十三条第二項、第八十三条の二、第八十三条の三又は第八十四条の規定による行動に際して、危険を冒して活動し、特に部隊等の模範と認められる顕著な功績があつた部隊等

三 職務の遂行に当たり、特に推賞に値する功績があつた部隊等

2 第一級賞状以下の賞状の授与に関しては、別に定めるものの外、防衛大臣の定めるところによる。

（表彰の上申）

第三条 防衛大臣は、特別賞詞又は特別賞状の授与に該当する事実があると認めるときは、左に掲げる事項を記載して、その旨を内閣総理大臣に上申するものとする。

一 表彰すべき隊員の所属、職（自衛官以外の者にあつては官職とする。以下本章中同じ）、階級及び氏名又は表彰すべき部隊等の名称並びに部隊等の長の職及び氏名

二 表彰に該当すると認められた功績の概要

三 前号の功績が部内及び部外に与えた影響

四 当該隊員の履歴又は部隊等の過去の業績の概略

五 その他参考となる事項

2 第一級賞詞以下の賞詞又は第一級賞状以下の賞状並びに精勳章による表彰については、防衛大臣の定めるところにより、部隊等の長が上申するものとする。

（表彰の様式）

第四条 賞詞及び賞状には、左に掲げる事項を記載するものとし、その様式は別表第一に定めるところによる。

一 表彰の種類及び級

二 表彰される隊員の所属、階級及び氏名又は部隊等の名称

三 表彰する功績の概要

四 前号の功績を賞讃する言葉

五 表彰の年月日

六 表彰者の職、階級及び氏名

2 特別防衛功労章及び特別部隊功績貢献章の形状及び制式は、それぞれ別表第一の二及び別表第一の三に定めるところによる。

3 第一級防衛功労章、第二級防衛功労章、第三級防衛功労章、第四級防衛功労章、第五級防衛功労章、第一級部隊功績貢献章及び精勳章の形状及び制式は、防衛大臣の定めるところによる。

（副賞）

第五条 賞詞及び賞状には、予算の範囲内で賞金その他の副賞を添えて、これを授与することができる。

2 特別賞詞又は特別賞状に添えて授与する賞金その他の副賞は、一人又は一件につき十万円以内とする。

3 第一級賞詞以下の賞詞又は第一級賞状以下の賞状に添えて授与する賞金その他の副賞は、防衛大臣の定めるところによる。

（防衛功労章及び部隊功績貢献章の着用等）

第六条 特別防衛功労章、第一級防衛功労章、第二級防衛功労章、第三級防衛功労章、第四級防衛功労章若しくは第五級防衛功労章（以下「防衛功労章」という。）又は特別部隊功績貢献章若しくは第一級部隊功績貢献章（以下「部隊功績貢献章」という。）は、終身これを保有することができる。その遺族は、これを保存することができる。

2 隊員は、次の各号のいずれかに該当する場合に防衛功労章及び部隊功績貢献章を着用するを例とする。

一 自衛隊の儀式

二 前号の外、公式の行事その他防衛大臣が定める場合

3 防衛功労章及び部隊功績貢献章は、左胸部に着用するものとする。

(自衛官候補生の服制)
 第十六条の二 自衛官候補生の服制は、前条に規定する各自衛官の服制に準ずるものとする。

(学生の服制)
 第十七条 学生(法第三十三条に規定する学生をいう。第二十二條第三項を除き、以下同じ。)の服制は、別表第五に定めるところによる。

(生徒の服制)
 第十七条の二 陸上自衛隊高等工科学校の生徒(以下この章において「生徒」という。)の服制は、別表第五の二に定めるところによる。

(予備自衛官等の服制)
 第十八条 予備自衛官等の服制は、第十六条に規定する各自衛官の服制に準ずるものとする。

(特殊の服制)
 第十九条 防衛大臣は、第十六条から前条までの服制について、土地の状況若しくは勤務の性質により必要と認める場合又は隊員の所属、職務若しくは技能を識別するために必要と認める場合は、防寒具、部隊章その他の特殊の服制を定めることができる。

(地質及び附属品材料の特例)
 第二十条 防衛大臣は、特に必要と認める場合は、第十六条から第十八条までの規定にかかわらず、自衛官、自衛官候補生、予備自衛官等、学生及び生徒の服制中地質及び附属品材料について臨時に特例を設けることができる。

第三節 採用、昇任等

(隊員の採用)
 第二十一条 自衛官(法第四十五条の二第一項の規定により採用される自衛官を除く。)、自衛官候補生、学生、生徒及び予備自衛官補の採用は試験による。ただし、防衛大臣の定める特殊又は高度の技術及び知識を必要とする職務を担当する自衛官並びに国家公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第九号)第二十七條第一項において準用する同法第七條第一号又は国家公務員の配偶者同行休業に関する法律(平成二十五年法律第七十八号)第一条において準用する同法第七條第一項第一号の規定により任期を定めて任用される自衛官(第二十四條第四項及び第五十九條において「任期付自衛官」という。)並びに当該技術及び知識を有する予備自衛官補に採用する場合は選考によることができる。

2 自衛官、自衛官候補生、学生及び生徒以外の隊員(予備自衛官等を除く。)の採用は選考による。ただし、これらの隊員のうち防衛大臣の指定するものについては試験による。

(試験の方法)
 第二十二条 隊員の採用試験の方法は、筆記試験、身体検査及び口述試験とする。

2 自衛官、自衛官候補生及び予備自衛官補の採用試験において、防衛大臣が必要と認める場合には、前項に規定する試験の方法のほか、適性検査及び経歴評定を行うことができる。

3 防衛大学の学生の採用試験において、防衛大臣が必要と認める場合には、第一項に規定する試験の方法のほか、適応能力試験、討議試験及び体力試験を行うことができる。

(選考による採用)
 第二十三条 選考による自衛官以外の隊員(自衛官候補生、学生、生徒、予備自衛官等及び非常勤の隊員(法第四十一条の二第一項に規定する短時間勤務の官職を占める隊員(第四十四條及び第四十七條第三項第一号において「定年前再任用短時間勤務隊員等」という。)を除く。第四十六條において同じ。)を除く。第二十九條の三、第三十一條の三及び第四十四條第一項を除き、以下同じ。)の採用(次項に規定する採用及び隊員の幹部職(法第三十條の二第一項第六号に規定する幹部職をいう。への任命に該当するものを除く。))は、任命権者が、任命しようとする官職の属する職制上の段階の標準的な官職に係る標準職務遂行能力及び当該任命しようとする官職について適性を有すると認められる者の中から行うものとする。

2 防衛省の職員(給与等に関する法律施行令(昭和二十七年政令第三百六十八号)第三条第一項に規定する自衛隊教官である教官(以下別表第六において単に「教官」という。))の採用のため

の選考は、別表第六に定める資格要件を有する者の中から、前項の規定に準じて行うものとする。

3 自衛官及び予備自衛官補の採用のための選考の基準は、防衛大臣が定める。

(自衛官の採用時の階級)
 第二十四条 自衛官(次項に規定する自衛官を除く。)は、二等陸士、二等海士又は二等空士に採用する。

2 三等陸尉、三等海尉又は三等空尉以上の自衛官(以下「幹部自衛官」という。)の候補者たる自衛官は陸曹長、海曹長又は空曹長に、陸曹候補者、海曹候補者又は空曹候補者たる自衛官は防衛大臣の定めるところにより二等陸士、二等海士又は二等空士にそれぞれ採用するものとする。

3 自衛官候補生から引き続いて自衛官に任用された者の当該自衛官としての階級は、二等陸士、二等海士又は二等空士とする。

4 防衛大臣の定める特殊又は高度の技術及び知識を必要とする職務を担当する自衛官並びに任期付自衛官に採用する場合には、第一項の規定にかかわらず、防衛大臣の定める階級に採用することができる。

5 法第四十五条の二第一項の規定により自衛官に採用する場合には、第一項の規定にかかわらず、従前の勤務実績に基づく階級に採用することができる。

第二十五条 次の各号に掲げる自衛官の採用は、それぞれ当該各号に定める年齢の範囲内において防衛大臣の定める年齢の者から行うものとする。

一 二等陸士、二等海士又は二等空士 年齢十八歳以上三十三歳未満

二 幹部自衛官の候補者たる自衛官 年齢二十二歳(防衛大臣が定める場合にあつては、十八歳以上)防衛大臣の定める年齢)以上三十歳未満

2 自衛官候補生の採用は、年齢十八歳以上三十三歳未満の範囲内において防衛大臣の定める年齢の者から行うものとする。

(筆記試験)
 第二十六条 二等陸士、二等海士若しくは二等空士又は自衛官候補生を採用するための筆記試験は、次の各号に掲げる科目につき、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に定める高等学校卒業程度の学力について試験するものとする。

一 国語

二 数学

三 地理歴史及び公民

2 前項に規定する筆記試験において、防衛大臣が必要と認める場合には、同項各号に掲げる科目以外の科目についても試験を行うことができる。

3 前二項の規定にかかわらず、陸曹候補者、海曹候補者又は空曹候補者たる自衛官を二等陸士、二等海士又は二等空士に採用するための筆記試験は、防衛大臣が定める科目につき、学校教育法に定める高等学校卒業程度の学力について試験するものとする。

(身体検査)
 第二十七条 自衛官及び自衛官候補生の身体検査においては、次の各号に定める基準に該当する者をもつてその合格者とする。

一 身長が百五十七センチメートル以上であること。

二 体重が四十四キログラム以上であつて身長との均衡を失っていないこと。

三 両眼の裸眼視力が〇・六以上、矯正視力が〇・八以上であること。

四 弁色力がおおむね完全であること。

五 聴力が正常であること。

六 環境の変化に堪え、共同生活を行い得る適性のある者であること。

七 体く完全、身体強健で伝染性疾患、慢性疾患、奇形、四肢関節障害等の異常がないこと。

八 前各号のほか、防衛大臣の定める基準

2 前項の基準によることが適当でない自衛官及び自衛官候補生については、別に防衛大臣が定める基準に該当する者をもってその合格者とする。

(予備自衛官補の採用)

第二十七条の二 予備自衛官補は、十八歳以上五十二歳未満の者から採用する。ただし、防衛大臣の定める特殊又は高度の技術及び知識を有する予備自衛官補は、十八歳以上五十五歳未満の者から採用することができる。

2 予備自衛官補の筆記試験の科目及び程度は、第二十六条第一項及び第二項に規定する筆記試験の科目及び程度に準じて防衛大臣が定める。

3 予備自衛官補の身体検査の合格者に係る基準は、前条に規定する身体検査の合格者に係る基準の例による。

(自衛官候補生の任用期間)

第二十七条の三 法第三十六条第三項に規定する防衛省令で定める自衛官候補生の任用期間(以下この条において「任用期間」という)は、三月とする。ただし、任命権者は、次に掲げる場合には、引き続き法第三十六条第二項に規定する教育訓練(以下この条において「教育訓練」という)を受けさせるために、防衛大臣の承認を得て、三月を超えない範囲内で任用期間を延長することができる。

一 心身の故障のため任用期間内に教育訓練を修了させることができないが、引き続き教育訓練を受けさせることにより修了の見込みがあると認められる場合

二 教育訓練を受ける自衛隊の部隊等において、感染症の発生の予防又はそのまん延を防止するため教育訓練が停止されることにより任用期間内に教育訓練を修了させることができない場合

三 地震、水害、火災その他の災害により、教育訓練を受ける自衛隊の部隊等の施設が損壊し教育訓練が停止されることにより任用期間内に教育訓練を修了させることができない場合

四 前各号に掲げる場合のほか、特別の事情があると認められる場合

(隊員の昇任)

第二十八条 隊員の昇任は、人事評価等(法第三十一条第三項に規定する人事評価をいい、国際機関又は民間企業に派遣されたことその他の事情により、当該人事評価が行われていない場合にあつては、当該人事評価以外の能力の実証をいう。以下この条 次条第一項、第三十一条の二第一項及び第三十一条の三第一項において同じ。)の結果に基づく選考によつて行ふ。ただし、次に掲げる場合にあつては、試験によるものとする。

一 准陸尉から三等陸尉への昇任

二 准海尉から三等海尉への昇任

三 准空尉から三等空尉への昇任

四 陸曹長から三等陸尉への昇任

五 海曹長から三等海尉への昇任

六 空曹長から三等空尉への昇任

七 陸士長から三等陸曹への昇任

八 海士長から三等海曹への昇任

九 空士長から三等空曹への昇任

2 前項第一号から第三号までに掲げる昇任については、同項ただし書の規定にかかわらず、人事評価等の結果に基づく選考によつて行ふことができる。

(昇任に要する期間)

第二十九条 自衛官の昇任のための選考(前条第二項の選考を除く。)又は試験(前条第一項第一号から第三号までに掲げる昇任のための試験を除く。)は、昇任しようとする階級の直近下位の階級(同項第四号から第六号までに掲げる昇任のための試験にあつては、それぞれ陸曹長、海曹長又は空曹長の階級)において、別表第七に定める期間(自衛官候補生から引き続き自衛官に任用された者の一等陸士、一等海士又は一等空士への昇任にあつては、同表に定める期間から当該自衛官候補生としての任用期間に相当する期間を減じた期間)勤務した者について行わなければならない。

ばならない。ただし、人事評価等の結果に基づき勤務成績が極めて良好である者として防衛大臣が定めるものについては同表に定める期間の八割の期間(自衛官候補生から引き続き自衛官に任用された者の一等陸士、一等海士又は一等空士への昇任にあつては、同表に定める期間の八割の期間から当該自衛官候補生としての任用期間に相当する期間を減じた期間)をもつて、防衛大臣の定める特殊な職務に従事する者については別に防衛大臣の定める期間をもつて同表に定める期間に代えることができる。

2 前条第一項第一号から第三号までに掲げる昇任のための試験にあつては、それぞれ准陸尉、准海尉又は准空尉の階級において勤務した期間に関係なく、当該階級にある者について、前条第二項の選考にあつては、それぞれ准陸尉、准海尉又は准空尉の階級において三年以上勤務した者について行わなければならない。

(新たに上位の階級に必要な資格を取得した場合の昇任の特例)

第二十九条の二 前二条の規定にかかわらず、現に自衛官である者が上位の階級の自衛官の採用のための試験を受験してこれに合格した場合においては当該上位の階級に昇任させることができるものとし、上位の階級の自衛官の採用のための選考の基準に新たに適合することとなつた場合においては、選考によつて、当該上位の階級に昇任させることができる。

(異なる官職の採用試験に合格した場合の昇任の特例)

第二十九条の三 自衛官以外の隊員(自衛官候補生、学生、生徒、予備自衛官等及び非常勤の隊員を除く。第三十一条の三及び第四十四条第一項において同じ。)が現に任命されている官職と異なる官職に係る採用試験に合格した場合には、防衛大臣の定めるところにより、当該隊員について、当該採用試験に係る官職への昇任、降任又は転任を行うことができる。

(特別昇任)

第三十条 次のいずれかに該当する自衛官は、第二十八条及び第二十九条の規定にかかわらず、選考によつて、その者を一階級又は二階級上位の階級に昇任させることができる。

一 職務遂行上功労があつた者

二 公務上の負傷又は疾病により死亡し、又は心身障害の状態となつた者

三 国際連合派遣自衛官であつて、国際連合の業務遂行上功労があつたもの

四 派遣隊員であつて、派遣先の機関の業務遂行上功労があつたもの

五 前各号のほか、防衛大臣が特に定めた場合に該当する者

(派遣又は交流派遣された場合の昇任の特例)

第三十条の二 国際連合派遣自衛官、派遣職員処遇法第二条第一項の規定により派遣された自衛官又は国と民間企業との間の人事交流に関する法律(平成十一年法律第二百二十四号。以下「官民人事交流法」という。)第二十四条第一項において準用する同法第七条第一項の規定により交流派遣された自衛官(以下「交流派遣自衛官」という。)が職務に復帰した場合において、部内の他の自衛官との均衡上必要があると認められるときは、第二十八条及び第二十九条の規定にかかわらず、選考によつて、その必要に応じた階級に昇任させることができる。

2 国際連合派遣自衛官、派遣職員処遇法第二条第一項の規定により派遣された自衛官又は交流派遣自衛官が、その派遣の期間中に退職し、又は死亡した場合において、部内の他の自衛官との均衡上必要があると認められるときは、第二十八条及び第二十九条の規定にかかわらず、選考によつて、その必要に応じた階級に昇任させることができる。

(幹部自衛官の候補者等の昇任の特例)

第三十一条 幹部自衛官の候補者たる自衛官及び陸曹候補者、海曹候補者又は空曹候補者たる自衛官の昇任については第二十八条及び第二十九条の規定にかかわらず、防衛大臣が別に定めるところによる。

(隊員の降任)

第三十一条の二 任命権者は、隊員を降任させる場合には、法第四十二条、第四十二条の二、第四十四条の二第一項本文及び第四十六条並びに第二十九条の三の規定による場合を除き、当該隊員の人事評価等の結果に基づき、法第三十七条第一項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める

能力及び適性（自衛官にあつては、能力）を有すると認められる階級又は官職に、当該隊員について的人事の計画への影響等を考慮して、行うものとする。

2 任命権者は、隊員から書面による同意を得て、前項の規定により、降任させることができる。（自衛官以外の隊員の転任）

第三十一条の三 任命権者は、法第四十四条の二第一項本文の規定による転任を除き、人事評価等の結果に基づき官職に係る能力及び適性を有すると認められる自衛官以外の隊員の中から、人事の計画その他の事情を考慮した上で、最も適任と認められる者を転任させることができる。

2 任命権者は、自衛官以外の隊員について、降任された場合、当該自衛官以外の隊員の同意を得た場合その他特別の事情がある場合を除き、当該自衛官以外の隊員がかつて属していた部局又は機関等で占めていた官職より当該部局又は機関等の下位の職制上の段階に属する官職に転任させることとならなければならない。（予備自衛官及び即応予備自衛官の採用）

第三十二条 予備自衛官及び即応予備自衛官の採用は、志願者が自衛官であつたときの人事評価（法第三十一条第三項に規定する人事評価をいう。以下この条において同じ。）の結果又はその他の能力の実証（その者が予備自衛官又は即応予備自衛官であつたときは、当該予備自衛官又は即応予備自衛官であつたときの人事評価の結果又はその他の能力の実証を含む。）に基づく選考による。ただし、防衛大臣は、必要があると認めるときは、口述試験をあわせて行うことができる。

（年齢の制限）

第三十三条 予備自衛官は、次の各号に定める年齢の者から採用する。

一 陸士長、海士長又は空士長以下の階級を指定しようとする者にあつては、十八歳以上五十五歳未満

二 三等陸曹、三等海曹又は三等空曹以上の階級を指定しようとする者にあつては、当該階級について自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号。以下「令」という。）別表第九に定める年齢に二年を加えた年齢に満たないもの

2 即応予備自衛官は、次の各号に定める年齢の者から採用する。

一 陸士長以下の階級を指定しようとする者にあつては、十八歳以上五十歳未満

二 三等陸曹以上の階級を指定しようとする者にあつては、当該階級について令別表第九に定める年齢から三年を減じた年齢に満たないもの

（階級の指定）

第三十四条 任命権者は、新たに採用した予備自衛官又は即応予備自衛官に対し、その者が自衛官を退職する時に有していた階級（その者が予備自衛官又は即応予備自衛官であつたときは、当該予備自衛官又は即応予備自衛官を退職する時に指定されていた階級をいう。以下この条において同じ。）又は当該階級に対応する階級を指定しなければならない。ただし、当該予備自衛官又は即応予備自衛官が自衛官又は予備自衛官若しくは即応予備自衛官を退職した後において防衛大臣の定める特殊又は高度の技術及び知識を修得している場合には、その者が自衛官を退職する時に有していた階級又は当該階級に対応する階級より上位の階級を指定することができる。

2 任命権者は、予備自衛官補から任用した予備自衛官に対し、二等陸士、二等海士又は二等空士の階級を指定しなければならない。ただし、当該予備自衛官が防衛大臣の定める特殊又は高度の技術及び知識を有する場合にあつては、三等陸曹、三等海曹又は三等空曹以上の階級のうち防衛大臣の定めるものを指定することができる。

（昇進）

第三十五条 任命権者は、予備自衛官及び即応予備自衛官が防衛大臣の定める期間訓練を受け、かつ、優秀な成績を収めたとき、その者を現に指定されている自衛官の階級より一階級上位の階級を指定して昇進させることができる。

2 任命権者は、予備自衛官及び即応予備自衛官が防衛大臣の定める特殊又は高度の技術及び知識を習得しているとき、その者を現に指定されている自衛官の階級より上位の階級を指定して昇進させることができる。

（雑則）

第三十六条 本節に定めるもののほか、試験及び選考の方法及び手続に関し必要な事項は、防衛大臣が定める。

（条件付採用期間の延長）

第三十七条 条件付採用期間の開始後六箇月間において実際に勤務した日数が九十日に満たない隊員については、その日数が九十日に達するまで条件付採用期間は引き続くものとする。ただし、条件付採用期間は、当該条件付採用期間の開始後一年を超えないものとする。

（処分説明書）

第三十八条 隊員は、その意に反して降任（法第四十四条の二第一項本文の規定による降任を除く）、休職又は免職の処分を受けた場合には、その処分を行った任命権者に対しその処分の事由を記載した説明書の交付を請求することができる。

2 前項の請求があつたときは、その処分を行った任命権者は、すみやかにその隊員に対し、同項の説明書を交付しなければならない。

第四節 服務の宣誓

（一般の服務の宣誓）

第三十九条 隊員（自衛官候補生、学生、生徒、予備自衛官等及び非常勤の隊員（法第四十一条の二第二項に規定する定年前再任用短時間勤務隊員（第四十四条第二項第一号において「定年前再任用短時間勤務隊員」という。）を除く。）を除く。以下この条において同じ。）となつた者は、次の宣誓文を記載した宣誓書に署名して服務の宣誓を行わなければならない。自衛官候補生、学生、生徒、予備自衛官等又は非常勤の隊員が隊員となつたとき（法第七十条第三項又は第七十五条の四第三項の規定により予備自衛官又は即応予備自衛官が自衛官になつたときを除く。）も同様とする。

宣誓

私は、我が国の平和と独立を守る自衛隊の使命を自覚し、日本国憲法及び法令を遵守し、一致団結、厳正な規律を保持し、常に徳操を養い、人格を尊重し、心身を鍛え、技能を磨き、政治的活動に関与せず、強い責任感をもって専心職務の遂行に当たり、事に臨んでは危険を顧みず、身をもつて責務の完遂に務め、もつて国民の負託にこたえることを誓います。

（自衛官候補生の服務の宣誓）

第三十九条の二 自衛官候補生となつた者は、次の宣誓文を記載した宣誓書に署名して服務の宣誓を行わなければならない。

宣誓

私は、自衛官候補生たるの名譽と責任を自覚し、日本国憲法及び法令を遵守し、常に徳操を養い、人格を尊重し、心身を鍛え、知識をかん養し、政治的活動に関与せず、専心自衛官として必要な知識及び技能の修得に励むことを誓います。

（学生及び生徒の服務の宣誓）

第四十条 学生又は生徒となつた者は、次の宣誓文を記載した宣誓書に署名して服務の宣誓を行わなければならない。

宣誓

私は、防衛大学校学生（防衛医科大学校学生又は陸上自衛隊高等工科学校生徒）たるの名譽と責任を自覚し、日本国憲法、法令及び校則を遵守し、常に徳操を養い、人格を尊重し、心身を鍛え、知識をかん養し、政治的活動に関与せず、全力を尽して学業に励むことを誓います。

（予備自衛官の服務の宣誓）

第四十一条 予備自衛官となつた者は、次の宣誓文を記載した宣誓書に署名して服務の宣誓を行わなければならない。

宣誓

私は、予備自衛官たるの責務を自覚し、常に徳操を養い、心身を鍛え、訓練招集に応じては専心訓練に励み、防衛招集、国民保護等招集及び災害招集に応じては自衛官として責務の完遂に努めることを誓います。

(即応予備自衛官の宣誓)

第四十一条の二 即応予備自衛官となつた者は、次の宣誓文を記載した宣誓書に署名して服務の宣誓を行わなければならない。

宣誓

私は、即応予備自衛官たるの責務を自覚し、常に徳操を養い、心身をきたえ、訓練招集に応じては専心訓練に励み、防衛招集、国民保護等招集、治安招集及び災害等招集に応じては自衛官として責務の完遂に努めることを誓います。

(予備自衛官補の服務の宣誓)

第四十一条の三 予備自衛官補となつた者は、次の宣誓文を記載した宣誓書に署名して服務の宣誓を行わなければならない。

宣誓

私は、予備自衛官補たるの責務を自覚し、常に徳操を養い、心身を鍛え、教育訓練招集に応じては専心教育訓練に励むことを誓います。

(幹部自衛官の服務の宣誓)

第四十二条 幹部自衛官に昇任した者は、次の宣誓文を記載した宣誓書に署名して服務の宣誓を行わなければならない。

宣誓

私は、幹部自衛官に任命されたことを光栄とし、重責を自覚し、幹部自衛官たるの徳操の涵养と技能の修練に努め、率先垂範職務の遂行にあたり、もつて部隊団結の核心となることを誓います。

2 幹部自衛官として採用された者は、第三十九条の規定による服務の宣誓及び前項の規定による服務の宣誓をあわせ行うものとする。

第五節 勤務時間、休暇及び訓練招集期間

(勤務時間)

第四十三条 自衛官の勤務時間は、防衛大臣の定める日課によるものとする。

2 前項の規定により日課を定める場合においては、一週間当たり二日の割合の休養日を設けるものとする。ただし、防衛大臣の定める自衛官にあつては、これらの日に加えて、必要に応じ、休養日を設けることができる。

3 職務上の必要により、自衛官に対し、前項の休養日において勤務を命じた場合には、休養日以外の日において休養させることができる。

第四十四条 自衛官以外の隊員の勤務時間は、一週間当たり三十八時間四十五分とする。ただし、国家公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第九号)第二十七条第一項において準用する同法(以下「育児休業法」という。)第十二条第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務(以下「育児短時間勤務」という。)の承認を受けた隊員(以下「育児短時間勤務隊員」という。)の一週間当たりの勤務時間は、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容に従い、防衛大臣の定める者(第二項から第七項まで、第十項及び第十一項において「官房長等」という。)が定める。

2 定年前再任用短時間勤務隊員等の一週間当たりの勤務時間は、次の各号に掲げる隊員の区分に従い、当該各号に定める時間の範囲内で、官房長等が定める。

一 定年前再任用短時間勤務隊員 十五時間三十分から三十一時間までの範囲内

二 準用育児休業法第二十三条第一項の規定により任用された隊員 防衛大臣の定めるところにより、十時間から十九時間二十分までの範囲内

3 日曜日及び土曜日は、休養日とする。ただし、官房長等は、これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの五日間において、育児短時間勤務隊員にあつては必要に応じ当該育児短時間勤務の内容に従つた休養日を設けるものとし、定年前再任用短時間勤務隊員等にあつては休養日を設けることができるものとする。

4 防衛大臣は、月曜日から金曜日までの五日間において、一日につき七時間四十五分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、官房長等は、防衛大臣の定めるところにより、一週間ごとの期間について、育児短時間勤務隊員にあつては当該育児短時間勤務の内容に従い一日につき七時間四十五分を超えない範囲内で、定年前再任用短時間勤務隊員等にあつては一日につき七時間四十五分を超えない範囲内で、勤務時間を割り振ることができる。

5 官房長等は、自衛官以外の隊員(第十項の規定の適用を受ける者を除く。以下この項及び次項において同じ。)について、始業及び終業の時刻について自衛官以外の隊員の申告を考慮して当該自衛官以外の隊員の勤務時間を割り振ることが隊務の運営に支障がないと認める場合には、前項の規定にかかわらず、防衛大臣の定めるところにより、自衛官以外の隊員の申告を経て、四週間を超えない範囲内で週を単位として防衛大臣の定める期間(以下この項及び次項において「単位期間」という。)(この期間につき第一項(定年前再任用短時間勤務隊員等)にあつては、第二項)に規定する勤務時間となるように当該自衛官以外の隊員の勤務時間を割り振ることができる。ただし、当該自衛官以外の隊員が育児短時間勤務隊員である場合にあつては、単位期間ごとの期間について、当該育児短時間勤務の内容に従い、勤務時間を割り振るものとする。

6 官房長等は、次に掲げる自衛官以外の隊員(育児短時間勤務隊員を除く。以下この項において同じ。)について、休養日並びに始業及び終業の時刻について、自衛官以外の隊員の申告を考慮して、第三項の規定による休養日に加えて当該自衛官以外の隊員の休養日を設け、及び当該自衛官以外の隊員の勤務時間を割り振ることが隊務の運営に支障がないと認める場合には、同項及び第四項の規定にかかわらず、防衛大臣の定めるところにより、自衛官以外の隊員の申告を経て、単位期間ごとの期間につき第三項の規定による休養日に加えて当該自衛官以外の隊員の休養日を設け、及び当該期間につき第一項(定年前再任用短時間勤務隊員等)にあつては、第二項)に規定する勤務時間となるように当該自衛官以外の隊員の勤務時間を割り振ることができる。

一 子(民法(明治二十九年法律第八十九号)第八十七条の二第一項の規定により自衛官以外の隊員が当該自衛官以外の隊員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であつて、当該自衛官以外の隊員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十七条第一項第三号の規定により同法第六條の四第二号に規定する養子縁組里親(以下「養子縁組里親」という。)である自衛官以外の隊員に委託されている児童その他これらに準ずる者として防衛大臣の定める者を含む。第四十九条第一項において同じ。の養育又は配偶者等(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他防衛大臣の定める者をいう。第四十九条第一項第九号の四において同じ。))の介護をする自衛官以外の隊員であつて、防衛大臣の定めるもの

二 前号に掲げる自衛官以外の隊員の状況に類する状況にある自衛官以外の隊員として防衛大臣の定めるもの

7 官房長等は、法第三十六条の六第一項第一号の規定により任期を定めて採用された自衛官以外の隊員(以下この項から第九項までにおいて「第一号任期付研究員」という。)の職務につき、その職務の性質上時間配分の決定その他の職務遂行の方法を大幅に当該第一号任期付研究員の裁量にゆだねることが当該第一号任期付研究員に係る研究業務の能率的な遂行のため必要であると認める場合には、当該第一号任期付研究員を、防衛大臣の定めるところにより、前三項の規定による勤務時間の割振りを行わないで、その職務に従事させることができる。この場合において、当該第一号任期付研究員は、防衛大臣の定めるところにより、その勤務の状況について官房長等に報告しなければならない。

8 前項の場合における第一号任期付研究員については、月曜日から金曜日までの五日間において、防衛大臣の定める時間帯について第四項の規定により一日につき七時間四十五分の勤務時間(育児短時間勤務隊員にあつては、育児短時間勤務の内容に従つた勤務時間)を割り振られたも

のとみなし、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日（以下の節において「休日」という。）その他の防衛大臣の定める日を除き、当該勤務時間を勤務したものとみなす。

9 第七項の規定の適用を受ける第一号任期付研究員には、次項から第十二項まで、第十四項、次条及び第四十五条の三の規定は、適用しない。

10 官房長等は、隊務の運営上の事情により特別の形態によつて勤務する必要がある自衛官以外の隊員については、第三項から第六項までの規定にかかわらず、休養日及び勤務時間の割振りを別に定めることができる。

11 官房長等は、前項の規定により休養日及び勤務時間の割振りを定める場合には、四週間ごとの期間につき八日の休養日（育児短時間勤務隊員にあつては八日以上で当該育児短時間勤務の内容に従つた休養日、定年前再任用短時間勤務隊員等にあつては八日以上休養日）を設け、及び当該期間につき第一項（定年前再任用短時間勤務隊員等にあつては、第二項）に規定する勤務時間となるように勤務時間（当該育児短時間勤務隊員にあつては、当該育児短時間勤務の内容に従つた勤務時間）を割り振らなければならない。ただし、職務の特殊性又は職務の遂行上の特別の事情（育児短時間勤務隊員にあつては、当該育児短時間勤務の内容）により、四週間ごとの期間につき八日（育児短時間勤務隊員及び定年前再任用短時間勤務隊員等にあつては、八日以上）の休養日を設け、又は当該期間につき第一項（定年前再任用短時間勤務隊員等にあつては、第二項）に規定する勤務時間となるように勤務時間を割り振ることが困難である自衛官以外の隊員について、防衛大臣の定めるところにより、五十二週間を超えない期間につき一週間当たり一日以上の割合で休養日（育児短時間勤務隊員にあつては、五十二週間を超えない期間につき一週間当たり一日以上の割合で当該育児短時間勤務の内容に従つた休養日）を設け、及び当該期間につき第一項（定年前再任用短時間勤務隊員等にあつては、第二項）に規定する勤務時間となるように勤務時間を割り振ることを命ずる必要がある日に割り振ることができない。

12 防衛大臣の定める者（以下の節において「所属長」という。）は、自衛官以外の隊員に第三項、第六項及び前二項の規定による休養日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、防衛大臣の定めるところにより、第四項から第六項まで及び前二項の規定により勤務時間が割り振られた日（以下の項において「勤務日」という。）のうち防衛大臣の定める期間内にある勤務日を休養日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち四時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該四時間の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

13 防衛大臣は、自衛隊の行動に際しては、前十項の規定にかかわらず、休養日及び勤務時間の割振りについで別段の定めをすることができる。

14 第四項から第六項まで及び前四項の規定により勤務時間が割り振られた日（以下の節において「勤務日等」という。）に通常の勤務場所を離れる勤務のうち研修その他の勤務する時間帯が定められる勤務で防衛大臣の定めるものを命ぜられた自衛官以外の隊員については、当該勤務を命ぜられた時間をこれらの規定により割り振られた勤務時間とみなす。

（超勤代休時間）

第四十四条の二 所属長は、防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第十四条第二項において準用する一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第十六条第三項の規定により超過勤務手当を支給すべき自衛官以外の隊員に対して、防衛大臣の定めるところにより、当該超過勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間（以下この節において「超勤代休時間」という。）として、防衛大臣の定める期間内にある勤務日等（休日及び第四十五条の三第一項に規定する代休日を除く。）に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。

2 前項の規定により超勤代休時間を指定された自衛官以外の隊員は、当該超勤代休時間には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、前条の規定による勤務時間においても勤務することを要しない。

（休日）
第四十五条 休日には、隊員は、特に勤務することを命ぜられない限り、勤務することを要しない。

（休日の代休日）

第四十五条の二 職務上の必要により、自衛官に対し、休養日以外の休日である日において特に勤務することを命じた場合には、当該休日前に、当該休日代わる日（以下本節中「代休日」という。）として、当該休日後の休養日以外の日（休日を除く。）を指定することができる。

2 前項の規定により代休日指定された自衛官は、勤務を命ぜられた休日に勤務した場合において、当該代休日には、特に勤務することを命ぜられるときを除き、勤務することを要しない。

第四十五条の三 所属長は、自衛官以外の隊員に休日である勤務日等に割り振られた勤務時間の全部（次項において「休日の全勤務時間」という。）について特に勤務することを命じた場合には、防衛大臣の定めるところにより、当該休日前に、代休日として、当該休日後の勤務日等（第四十四条の二第一項の規定により超勤代休時間が指定された勤務日等及び休日を除く。）を指定することができる。

2 前項の規定により代休日指定された自衛官以外の隊員は、勤務を命ぜられた休日の全勤務時間を勤務した場合において、当該代休日には、特に勤務することを命ぜられるときを除き、第四十四条の規定による勤務時間においても勤務することを要しない。

（休暇）

第四十六条 隊員（自衛官候補生、学生、生徒、予備自衛官等及び非常勤の隊員を除く。以下この節において同じ。）の休暇は、年次休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間とする。

（年次休暇）

第四十七条 隊員の年次休暇は、一の前年における休暇とする。

2 自衛官の年次休暇の日数は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

- 一 次号及び第三号に掲げる自衛官以外の自衛官 勤務一月につき二日
- 二 次号に掲げる自衛官以外の自衛官であつて、当該年において国家公務員（自衛官を除く。）地方公務員又は沖縄振興開発金融公庫（次項において「公庫」という。）その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち防衛大臣が定めるものに使用される者（以下の項において「国家公務員等」という。）となつた者で引き続き新たに自衛官となつたもの、第一号に掲げる日数のほか、その年の国家公務員等としての在職期間等を考慮して防衛大臣が定める日数
- 三 当該年の前年において国家公務員等であつた者で引き続き当該年に新たに自衛官となつたものその他防衛大臣が定める自衛官 第一号に掲げる日数のほか、国家公務員等としての在職期間及びその在職期間中における年次休暇に相当する休暇の残日数等を考慮して防衛大臣が定める日数

3 自衛官以外の隊員（以下の項において「事務官等」という。）の年次休暇の日数は、一の前年において、次の各号に掲げる事務官等の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

- 一 次号及び第三号に掲げる事務官等以外の事務官等 二十日（育児短時間勤務隊員及び定年前再任用短時間勤務隊員等にあつては、その者の一週間当たりの勤務時間を考慮し二十日を超えない範囲内で防衛大臣の定める日数）
- 二 次号に掲げる事務官等以外の事務官等であつて、当該年の中途において新たに事務官等となつた者、又は任期が満了することにより退職することとなるもの、その年の在職期間等を考慮し二十日を超えない範囲内で防衛大臣が定める日数
- 三 当該年の前年において国家公務員（事務官等を除く。）地方公務員又は公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち防衛大臣が定めるものに使用される者（以下の号において「国家公務員等」という。）であつた者で引き続き当該年に新たに事務官等となつたものその他防衛大臣が定める事務官等 国家公務員等としての在職期間及びそ

の在職期間中における年次休暇に相当する休暇の残日数等を考慮し、二十日に第五項の防衛大臣が定める日数を加えた日数を超えない範囲内で防衛大臣が定める日数

4 自衛官の年次休暇の累計、使用日数及び残日数は、毎年三月三十一日に計算する。この場合において、三十日を超える残日数は切り捨てる。

5 自衛官以外の隊員の年次休暇（この項の規定により繰り越されたものを除く。）は、防衛大臣が定める日数を限度として、当該年の翌年に繰り越すことができる。

6 年次休暇は、一日を単位とする。ただし、特に必要があると認められるときは、一時間（第四十四条第十項に規定する自衛官以外の隊員又は防衛大臣の定める自衛官にあつては、一時間又は十五分）を単位とすることができる。

7 年次休暇については、その時期につき、所属長の承認を受けなければならない。この場合において、所属長は、隊務の運営に支障がある場合を除き、これを承認しなければならない。

（病気休暇）
第四十八条 隊員の病気休暇は、負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことやむを得ないと認められる場合における休暇とする。

2 病気休暇の期間は、療養のため勤務しないことやむを得ないと認められる必要最小限度の期間とする。ただし、次に掲げる場合以外の場合における病気休暇（以下この条において「特定病気休暇」という。）の期間は、次に掲げる場合における病気休暇を使用した日その他の防衛大臣が定める日（以下この条において「除外日」という。）を除いて連続して九十日を超えることはできない。

一 生理日の就業が著しく困難な場合

二 公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（防衛省の職員の給与等に関する法律第二十七條第一項において準用する国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）第一條の二に規定する通勤をいう。）により負傷し、若しくは疾病にかかった場合

三 健康診断を行った医師又は歯科医師である隊員から、健康に異常又は異常を生ずるおそれがあると認められたことによる措置（防衛大臣が定めるものに限る。）を受けた場合

3 前項ただし書、次項及び第五項の規定の適用については、連続する八日以上の期間（当該期間における休業日等（休業日、割り振られた勤務時間の全部について第四十四條の二第一項の規定により超勤代休時間が指定された勤務日等、休日及び代休日を含む。）次条において同じ。）以外の日の日数が少ない場合として防衛大臣が定める場合にあつては、その日数を考慮して防衛大臣が定める期間）の特定病気休暇を使用した隊員（この項の規定により特定病気休暇の期間が連続しているものとみなされた隊員を含む。）が、除外日を除いて連続して使用した特定病気休暇の期間の末日の翌日から、一回の勤務に割り振られた勤務時間（一回の勤務に割り振られた勤務時間の一部に準用育児休業法第二十六條第一項に規定する育児時間の承認を受けて勤務しない時間その他の防衛大臣が定める時間（以下この項において「育児時間等」という。）がある場合にあつては、一回の勤務に割り振られた勤務時間のうち、育児時間等以外の勤務時間）の全てを勤務した日の日数（第五項において「実勤務日数」という。）が二十日に達する日までの間に、再度の特定病気休暇を使用したときは、当該再度の特定病気休暇の期間と直前の特定病気休暇の期間は連続しているものとみなす。

4 使用した特定病気休暇の期間が除外日を除いて連続して九十日に達した場合において、九十日に達した日後においても引き続き負傷又は疾病（当該負傷又は疾病の症状等が、当該使用した特定病気休暇の期間の初日から当該負傷をし、又は疾病にかかった日（以下この項において「特定負傷等の日」という。）の前日までの期間における特定病気休暇に係る負傷又は疾病の症状等と明らかに異なるものに限る。以下この項において「特定負傷等」という。）のため療養する必要がある、勤務しないことやむを得ないと認められるときは、第二項ただし書の規定にかかわらず、当該九十日に達した日の翌日以後の日においても、当該特定負傷等に係る特定病気休暇を承認することができる。この場合において、特定負傷等の日以後における特定病気休暇の期間は、除外日を除いて連続して九十日を超えることはできない。

5 使用した特定病気休暇の期間が除外日を除いて連続して九十日に達した場合において、九十日に達した日の翌日から実勤務日数が二十日に達する日までの間に、その症状等が当該使用した特定病気休暇の期間における特定病気休暇に係る負傷又は疾病の症状等と明らかに異なる負傷又は疾病のため療養する必要があるが生じ、勤務しないことやむを得ないと認められるときは、第二項ただし書の規定にかかわらず、当該負傷又は疾病に係る特定病気休暇を承認することができる。この場合において、当該特定病気休暇の期間は、除外日を除いて連続して九十日を超えることはできない。

6 療養期間中の休業日、休日、代休日その他の病気休暇の日以外の勤務しない日は、第二項ただし書及び第三項から前項までの規定の適用については、特定病気休暇を使用した日とみなす。

7 病気休暇については、防衛大臣の定めるところにより、所属長の承認を受けなければならない。

（特別休暇）
第四十九条 隊員の特別休暇は、次の各号に掲げる場合における休暇とし、その期間は、当該各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に掲げる期間とする。

一 隊員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことやむを得ないと認められるとき、必要と認められる期間

二 隊員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことやむを得ないと認められるとき、必要と認められる期間

二の二 隊員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことやむを得ないと認められるとき、必要と認められる期間

二の三 隊員が自発的にかつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき、一の年において五日の範囲内の期間

イ 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動

ロ 障害者支援施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上的の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であつて防衛大臣が定めるものにおける活動

ハ イ及びロに掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動

三 隊員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき、防衛大臣が定める期間内における連続する五日の範囲内の期間

三の二 隊員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合、一の年において五日（当該通院等が体外受精その他の防衛大臣が定める不妊治療に係るものである場合にあつては、十日）の範囲内の期間

四 妊娠中又は出産後一年以内の女子である隊員が母子保健法（昭和四十年法律第四十一号）第十条に規定する保健指導又は同法第十三条に規定する健康診査を受けるため勤務しない場合、防衛大臣の定める期間

四の二 妊娠中の女子である隊員の業務が母体又は胎児の健康保持に影響があり休息又は補食することが必要と認められる場合、防衛大臣の定める期間

五 妊娠中の女子である隊員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合、防衛大臣の定める期間

- 六 六週間（多胎妊娠の場合にあつては、十四週間）以内に出産する予定の女子である隊員が申し出た場合 出産の日までの申し出た期間
- 七 女子である隊員が出産した場合 出産の日の翌日から八週間を経過する日までの期間
- 八 生後一年に達しない子を育てる隊員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合 一日二回それぞれ三十分以内の期間（男子である隊員にあつては、その子の当該隊員以外の親（当該子について民法第八百七条の二第一項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定により当該子を委託されている養子縁組里親である者若しくは同法第六条の四第一号に規定する養育里親である者（同法第二十七条第四項に規定する者の意に反する。）を含む。）が当該隊員がこの号の休暇を養子縁組里親として委託することができない（これを相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第六十七条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、一日二回それぞれ三十分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間）
- 九 隊員が妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号において同じ。）の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合 防衛大臣が定める期間内における二日の範囲内の期間
- 九の二 隊員の妻が出産する場合であつてその出産予定日の六週間（多胎妊娠の場合にあつては、十四週間）前の日から当該出産の日以後一年を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する隊員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき 当該期間内における五日の範囲内の期間
- 九の三 小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する隊員が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして防衛大臣が定めるその子の世話を行うこと）を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年において五日（その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が二人以上の場合にあつては、十日）の範囲内の期間
- 九の四 要介護者（配偶者等が負傷、疾病又は老齢により防衛大臣の定める期間にわたる日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下この号、次条第一項及び第四十九条の二の二第一項において同じ。）の介護その他の防衛大臣が定める世話を行う隊員が、当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年において五日（要介護者が二人以上の場合にあつては、十日）の範囲内の期間
- 十 隊員の親族（防衛大臣が定める親族に限る。）が死亡した場合で、隊員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 親族に応じ防衛大臣が定める範囲内の期間
- 十一 隊員が父母の追悼のための特別な行事（父母の死亡後防衛大臣の定める年数内に行われるものに限る。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一日の範囲内の期間
- 十二 隊員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 七月一日から九月三十日までの期間（当該期間が業務の繁忙期であることその他の業務の事情により当該期間内にこの号の休暇の全部又は一部を使用することが困難であると認められる隊員にあつては、六月一日から十月三十一日までの期間）内における、原則として休養日等を除いて連続する三日の範囲内の期間
- 十二の二 隊員が総合的な健康診査で防衛大臣の定めるものを受けると認められる場合がやむを得ないと認められる場合 一日の範囲内の期間（特別の事情があると防衛大臣が認めるときは、一日を超え防衛大臣が定める期間）
- 十三 地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で、隊員が勤務しないことが相当であると認められるとき 七日の範囲内の期間

イ 隊員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該隊員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。

ロ 隊員及び当該隊員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該隊員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。

十四 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合 必要と認められる期間

十五 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して、隊員が退勤途上における身体を危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認められる期間

十六 年末及び年始の場合 十二月二十九日から翌年一月三日までの期間（隊務の運営に支障がある場合にあつては、十二月二十九日から翌年二月二十七日までの間における六日）

十七 前各号のほか防衛大臣の定める場合 防衛大臣の定める期間

2 前項に定めるもののほか、自衛官の特別休暇は、次の各号に掲げる場合における休暇とし、その期間は、当該各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる期間とする。

一 陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊の部隊が引き続き三十日を超える長期の行動をした場合においてその行動に参加した自衛官に特に休暇を与える必要があると防衛大臣の認めるとき 十日を超えない範囲内において行動十五日につき一日の割合の日

二 防衛大臣の定める特別の事由に基づき、特に休暇を与える必要があると認めるとき 十日を超えない範囲内（その者について特殊の事情があるときは、二十日を超えない範囲内）において必要と認める日

3 特別休暇（第一項第十二号に掲げる場合における休暇を除く。）を日数をもつて取り扱う場合においては、その日数中には、休養日等を含むものとする。

4 特別休暇（防衛大臣が定めるものを除く。）については、防衛大臣の定めるところにより、所属長の承認を受けなければならない。

（介護休暇）

第四十九条の二 介護休暇は、隊員が要介護者の介護をするため、所属長が、防衛大臣の定めるところにより、隊員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態（こと）に、三回を超えず、かつ、通算して六月を超えない範囲内で指定する期間（次項及び次条第一項において「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護休暇の期間は、指定期間内において必要と認められる期間とする。

3 介護休暇については、防衛大臣の定めるところにより、所属長の承認を受けなければならない。

（介護時間）

第四十九条の二の二 介護時間は、隊員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態（こと）に、連続する三年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において一日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において一日につき二時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 介護時間については、防衛大臣の定めるところにより、所属長の承認を受けなければならない。

（適用除外）

第四十九条の三 官民人事交流法第二十四条第一項において準用する同法第七条第一項の規定により交流派遣された隊員には、第四十三条から前条までの規定は、適用しない。

(即応予備自衛官の訓練招集期間)
第四十九条の四 法第七十五条の五第三項に規定する防衛省令で定める期間(次項、第五十条及び第八十六条の四第二項において「訓練招集期間」という。)は、三十日とする。

2 防衛大臣は、前項の規定にかかわらず、法第七十五条の四第一項各号の規定による招集命令を受け、同条第三項の規定により自衛官となつて勤務した者に係る訓練招集期間を、当該自衛官となつて勤務した日数の範囲内において減じた期間とすることができる。

(雑則)
第五十条 この節に定めるもののほか、隊員並びに自衛官候補生、学生、生徒、非常勤の隊員及び訓練招集中又は教育訓練招集中の予備自衛官等の勤務時間及び休暇並びに訓練招集期間及び教育訓練招集期間に関し必要な事項は、防衛大臣が定める。

第六節 居住場所

(自衛官の営舎内居住義務)

第五十一条 陸曹長、海曹長又は空曹長以下の自衛官(次条の規定により船舶内に居住すべき者を除く。)は、防衛大臣の指定する集団的居住場所(以下「営舎」という。)に居住しなければならない。ただし、防衛大臣の定めるところに従い、防衛大臣の指定する者の許可を受けた者は、営舎外に居住することができる。

(陸上自衛官及び海上自衛官の船舶内居住義務)

第五十二条 船舶(防衛大臣の定める船舶を除く。)に乗組を命ぜられた陸上自衛官及び海上自衛官は、防衛大臣の指定する船舶内に居住しなければならない。

(幹部自衛官等の営舎外居住)

第五十三条 幹部自衛官並びに准陸尉、准海尉及び准空尉たる自衛官(前条の規定により船舶内に居住すべき者を除く。)は、防衛大臣の定めるところに従い、営舎外に居住するものとする。

(営舎外居住の許可のあつたとみなされる場合)

第五十四条 営舎内に居住すべき自衛官で、休職にされた者、帰郷療養(自宅又は家族の住居において療養すること)をいう。)を許可され若しくは命ぜられた者、派遣隊員又は交流派遣自衛官は、営舎外居住を許可されたものとみなす。

(営舎内居住命令)

第五十五条 防衛大臣又はその指定する者は、幹部自衛官、准陸尉、准海尉及び准空尉たる自衛官並びに許可を得て営舎外に居住している自衛官に対して、勤務のため特に必要があるときは、いつでも営舎内に居住を命ずることができる。

(予備自衛官等の営舎内居住義務)

第五十六条 訓練招集中又は教育訓練招集中の予備自衛官等は、防衛大臣の定めるところに従い、営舎その他の施設内に居住しなければならない。

第七節 服務規律

(隊員の遵守事項)

第五十七条 隊員は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

一 武器、船舶、航空機その他自衛隊の所有し、又は使用する施設及び物の使用及び保管については、常に最善の注意を払わなければならない。

二 船舶に乗組を命ぜられたときは、所属長の指定するときにまでに船舶に乗り組まなければならない。

三 職務上知ることのできた秘密は、これを知る権限を有する者に告げる場合又は上官より命ぜられた場合の外、他の者に対して告げてはならない。

四 職務上関係のない者を目だりに執務場所に立ち入らせてはならない。

五 自己の昇任(予備自衛官及び即応予備自衛官にあつては昇進)、昇給、休職、復職、退職、退職、免職、補職、懲戒処分その他の人事に関する行為を実現し又はその実現を妨げるために、みだりに他人の援助を求めてはならない。

六 部下の隊員を虐待してはならない。

2 前項各号に定めるもののほか、隊員の遵守すべき事項については、防衛大臣が定める。

(停職中の服務)

第五十八条 停職中の隊員は、懲戒処分の趣旨を体し、不謹慎にわたることのないよう自粛しなければならない。

2 停職の処分を受けた隊員は、停職期間の満了に因り職務に復帰するに際し、防衛大臣の定めるところにより、当該停職を命じた上官に対して誓約を行うものとする。

(陸士長等、海士長等及び空士長等の誓約)

第五十九条 陸士長、海士長又は空士長以下の自衛官として新たに又は引き続き期間を定めて任用された隊員(任期付自衛官を除く。)は、次の誓約書に署名しなければならない。

誓約書

私は、任用期間中はみだりに退職することなく、自衛官としての職務を執行することを誓約いたします。

(兼職)

第六十条 隊員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、防衛大臣の承認を得て、防衛省以外の国家機関の職若しくは独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第四項に規定する行政執行法人(以下この条及び第六十三条において「行政執行法人」という。)の職を兼ね、又は地方公共団体の機関の職に就くことができる。

一 他の法令の規定により、隊員が防衛省以外の国家機関の職若しくは行政執行法人の職を兼ね、又は当該地方公共団体の機関の職に就くことが特に認められている場合

二 審議会等(内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第十八条に規定する重要政策に関する会議又は同法第三十七条若しくは第五十四条若しくは国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第八条に規定する機関をいう。)の非常勤の職又はこれらに準ずる国家機関の非常勤の職を兼ねる場合

三 隊員の防衛省における官職若しくは職と勤務時間が重ならない防衛省以外の国家機関の職若しくは行政執行法人の職を兼ね、又は地方公共団体の機関の職に就く場合

四 隊員が防衛省以外の国家機関の職若しくは行政執行法人の職を兼ね、又は地方公共団体の機関の職に就く期間が三月を超えない場合

五 前各号のほか、隊員が防衛省以外の国家機関の職若しくは行政執行法人の職を兼ね、又は地方公共団体の機関の職に就くことによつて、当該隊員の防衛省における職務の遂行に著しい支障がないと防衛大臣が認める場合

2 令第五十二条又は前項の規定により、隊員が防衛省以外の国家機関の職若しくは行政執行法人の職を兼ね、又は地方公共団体の機関の職に就くこととなつた場合において、その職の勤務時間のうち当該隊員の防衛省における官職又は職の勤務時間と重ならない部分に対しては、給与を受けることができる。

(在職中の営利企業体の地位への就職)

第六十一条 防衛大臣は、隊員が営利を目的とする会社その他の団体(以下「営利企業体」という。)の役員若しくは顧問の地位その他これらに相当する地位につき、又は自ら営利企業を営むことについて、その隊員の占めている職務とそのつこうとする地位又は営もうとする企業との間に特別な利害関係がなく、又はその発生のおそれがなく、且つ、それらの地位につき又はその企業を営むことにより、その職務の遂行に支障を生ずることがないと認める場合に限り、これを承認することができる。

2 隊員は、承認を得て、前項に規定する地位につき、又は営利企業を営む場合には、その承認の範囲内において、そのために自己の勤務時間をさくことができる。この場合においても、さかれた勤務時間については、給与を減額する。

3 隊員は、承認を得て、第一項に規定する地位につき、又は営利企業を営む場合においても、上官から職務に関して勤務することを命ぜられたときは、直ちにこれに従わなければならない。

第六十二条 削除

(他の職又は事業への関与)
第六十三条 第六十一条の規定は、隊員が報酬を受けて、防衛省以外の国家機関、行政執行法人若しくは地方公共団体の機関の職以外の職に就き、又は営利企業体の役員若しくは顧問の地位その他これらに相当する地位以外の地位に就き、又は営利企業以外の事業を行う場合の防衛大臣の承認及び隊員の義務について準用する。

(承認の権限の委任)
第六十四条 防衛大臣は、第六十条、第六十一条及び前条に規定する承認の権限の一部を、その指定する隊員に委任することができる。

(承認の申請手続)
第六十五条 第六十条、第六十一条及び第六十三条に規定する承認の申請の手続に關し必要な事項は、防衛大臣が定める。

第八節 退職管理
 (継続的給付として防衛省令で定めるもの)
第六十五条の二 令第八十七条の五第五号及び第八十七条の十九に規定する防衛省令で定める継続的給付は、日本放送協会による放送の役務の給付とする。

(特に密接な利害関係にある場合)
第六十五条の三 令第八十七条の八第一号及び第三号に規定する防衛省令で定める場合は、法第六十五条の三第二号第五号の承認の申請をした隊員が当該申請に係る利害関係企業等(令第八十七条の五に規定する利害関係企業等をいう。以下同じ。)との間で職務として携わる事務が次に掲げる場合とする(令第八十七条の八第一号に該当する場合を除く。)
 一 申請をした隊員が、当該利害関係企業等に対し不利益処分(行政手続法(平成五年法律第十八号)第二条第四号に規定する不利益処分をいう。)をしようとする場合
 二 令第八十七条の五第六号に規定する司法警察職員である隊員が、当該利害関係企業等に対し、職務として行う場合における犯罪の捜査をしている場合

(若年定年等隊員の求職の承認の手続)
第六十五条の四 令第八十七条の九に規定する若年定年等隊員(法第六十五条の二第二号第一号に規定する若年定年等隊員をいう。以下同じ。)に係る求職の承認の申請は、当該求職の承認を得ようとする若年定年等隊員が在職する次に掲げる機関(以下「在職機関」という。)を経由して行うものとする。

- 一 防衛省本省の内部部局
- 二 防衛大学校
- 三 防衛医科大学校
- 四 防衛研究所
- 五 統合幕僚監部(法第二十一条の二に規定する共同の部隊を含む。)
- 六 陸上幕僚監部(陸上幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊の部隊及び機関を含む。)
- 七 海上幕僚監部(海上幕僚長の監督を受ける海上自衛隊の部隊及び機関を含む。)
- 八 航空幕僚監部(航空幕僚長の監督を受ける航空自衛隊の部隊及び機関を含む。)
- 九 情報本部
- 十 防衛監察本部
- 十一 各地方防衛局
- 十二 防衛装備庁

2 令第八十七条の九に規定する防衛省令で定める様式は、別記様式第一とし、正本一部及び写し一部を提出するものとする。

3 令第八十七条の九に規定する防衛省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。
 一 承認の申請に係る利害関係企業等の定款又は寄附行為、組織図、事業報告その他の当該利害関係企業等が現に行っている事業の内容を明らかにする資料
 二 承認を得ようとする隊員の職務の内容を明らかにする資料

三 承認を得ようとする隊員の職務と当該承認の申請に係る利害関係企業等との利害関係を具体的に明らかにする調査

四 令第八十七条の八第一号に係る承認の申請である場合には、承認を得ようとする隊員の行う職務を規律する関係法令の規定及びその運用状況を記載した調査

五 令第八十七条の八第一号第二号に係る承認の申請である場合には、承認を得ようとする隊員が、当該承認の申請に係る利害関係企業等又はその子法人の地位に必要とされる高度の専門的な知識経験を有していることを明らかにする調査

六 令第八十七条の八第一号第三号に係る承認の申請である場合には、次に掲げる書類
 イ 利害関係企業等を経営する親族からの要請があつたことを証する文書
 ロ 承認を得ようとする隊員と利害関係企業等を経営する親族との続柄を証する文書

七 令第八十七条の八第一号第四号に係る承認の申請である場合には、当該申請に係る利害関係企業等の地位に就く者を募集する文書
 ハ その他参考となるべき書類

(若年定年等隊員の求職の承認に係る防衛人事審議会からの意見の聴取)
第六十五条の五 法第六十五条の三第三項の規定による防衛人事審議会からの意見の聴取は、同審議会の意見及びその理由を記載した書面の提出を受けることにより行うものとする。

(若年定年等隊員であつた再就職者による依頼等の承認の手続)
第六十五条の六 令第八十七条の二十に規定する再就職者(法第六十五条の四第一項に規定する再就職者をいう。以下同じ。)であつて離職の際に若年定年等隊員であつた者による依頼等の承認の申請は、当該依頼等の承認を得ようとする若年定年等隊員であつた再就職者が離職時に在職していた在職機関を経由して行うものとする。

2 令第八十七条の二十に規定する防衛省令で定める様式は、別記様式第二とし、正本一部及び写し一部を提出するものとする。

(若年定年等隊員であつた再就職者による依頼等の承認に係る防衛人事審議会からの意見の聴取)
第六十五条の七 第六十五条の五の規定は、法第六十五条の四第六項の規定に基づく防衛人事審議会からの意見の聴取について準用する。

(防衛大臣への届出の様式等)
第六十五条の八 令第八十七条の二十二に規定する防衛省令で定める様式は、別記様式第三とする。

2 防衛大臣は、前項の規定による届出書の提出があつた場合は、遅滞なく、防衛人事審議会に通知しなければならない。

(若年定年等隊員等の違反行為の疑いに係る任命権者等の報告)
第六十五条の九 任命権者は、若年定年等隊員又は離職の際に若年定年等隊員であつた者に違反行為(法第五章第五節第一款の規定に違反する行為をいう。以下同じ。)を行った疑いがあると思料するときは、次に掲げる事項を記載した書面により、その旨を防衛人事審議会に報告しなければならない。

- 一 違反行為を行った疑いのある若年定年等隊員の氏名、職及び階級又は違反行為を行った疑いのある離職の際に若年定年等隊員であつた者の氏名、離職時の職及び階級、離職日、再就職先の名前並びに再就職先における地位
- 二 違反行為の疑いのある行為の内容
- 三 違反行為の疑いのあるに至つた経緯
- 四 その他参考となるべき事項

(若年定年等隊員等に対する懲戒その他の処分に係る防衛人事審議会からの意見の聴取等)
第六十五条の十 第六十五条の五の規定は、法第六十五条の七第一項の規定により防衛大臣が若年定年等隊員又は離職の際に若年定年等隊員であつた者の違反行為に關して懲戒その他の処分を行うおとす場合における防衛人事審議会の意見の聴取について準用する。この場合において、第

六十五條の五の規定中「及びその理由を記載した書面」とあるのは、「並びにその理由及び違反行為の事実その他参考となる事項を記載した書面」と読み替えるものとする。

2 第六十五條の五の規定は、法第六十五條の七第二項の規定により防衛人事審議会からの意見について準用する。

(再就職の約束をした場合の届出)

第六十五條の十一 法第六十五條の十一第一項に規定する防衛省令で定める届出は、在職する在職機関を経由して、防衛大臣に届出をしなければならない。

2 法第六十五條の十一第一項の規定による届出をしようとする隊員は、別記様式第四により防衛大臣に届け出るものとする。

3 法第六十五條の十一第一項の規定による届出をした隊員は、当該届出に係る令第八十七條の二十三第三号及び第六号から第十一号までに掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、別記様式第五により防衛大臣に届け出なければならない。

4 法第六十五條の十一第一項の規定による届出をした隊員は、当該届出に係る約束が効力を失つたときは、遅滞なく、別記様式第六により防衛大臣に届け出なければならない。

(管理又は監督の地位にある隊員に該当しない隊員)

第六十五條の十二 令第八十七條の二十四第一項第一号に規定する防衛省令で定めるものは、次に掲げるもののうち、防衛省の職員に給与等に関する法律第十一条の三に定める俸給の特別調整額に係る種別が一種又は二種であるもの以外のものとする。

- 一 防衛省の職員に給与等に関する法律別表第一自衛隊教官俸給表の職務の級二級の隊員
- 二 一般職の職員に給与等に関する法律別表第一行政職俸給表(一)の職務の級七級の隊員
- 三 一般職の職員に給与等に関する法律別表第六イ教育職俸給表(一)の職務の級四級の隊員
- 四 一般職の職員に給与等に関する法律別表第七研究職俸給表の職務の級五級の隊員
- 五 一般職の職員に給与等に関する法律別表第八イ医療職俸給表(一)の職務の級三級の隊員
- 六 一般職の職員に給与等に関する法律別表第八ロ医療職俸給表(二)の職務の級七級の隊員
- 七 一般職の職員に給与等に関する法律別表第八ハ医療職俸給表(三)の職務の級六級の隊員
- 八 防衛省の職員に給与等に関する法律別表第二自衛官俸給表の一等陸佐、一等海佐又は一等空佐(一)欄の適用を受ける自衛官

(管理職隊員の事前の再就職の届出)

第六十五條の十三 法第六十五條の十一第一項の規定による届出(次項及び第三項に係るものに限る。)及び法第六十五條の十一第三項の規定による届出は、在職していた在職機関を経由して、防衛大臣に届出をしなければならない。

2 法第六十五條の十一第一項の規定による届出をした管理職隊員であつた者(離職後二年を経過しない者に限り、同条第三項の規定による届出をした者を除く。)は、当該同条第一項の規定による届出に係る地位に就くことが見込まれないこととなつたときは、遅滞なく、第六十五條の十一第四項の届出書により防衛大臣に届け出なければならない。

3 法第六十五條の十一第三項の規定による届出をしようとする隊員は、別記様式第七により届出するものとする。

4 法第六十五條の十一第三項の規定による届出をした隊員(離職後二年を経過しない者に限る。)は、当該届出に係る令第八十七條の二十六第七号から第十号までに掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、別記様式第八により防衛大臣に届け出なければならない。

5 法第六十五條の十一第三項の規定による届出をした隊員(離職後二年を経過しない者に限る。)は、当該届出に係る地位に就くことが見込まれないこととなつたときは、遅滞なく、別記様式第九により防衛大臣に届け出なければならない。

(防衛大臣への事後の再就職の届出を要しない報酬額)

第六十五條の十四 令第八十七條の三十四号に規定する防衛省令で定める額は、営利企業以外の事業の団体の地位に就き、又は事業に従事し、若しくは事務を行うこととなつた日から起算して一年間につき、所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第二十八條第三項第一号括弧書きに規定す

る給与所得控除額に相当する金額と同法第八十六條第一項第一号に掲げる場合における同条の規定による基礎控除の額に相当する金額の合計額とする。

(防衛大臣への事後の再就職の届出の手續)

第六十五條の十五 法第六十五條の十一第四項の規定による届出をしようとする管理職隊員は、速やかに、在職していた在職機関を経由して行うものとする。

2 法第六十五條の十一第四項に規定する届出の様式は、別記様式第十とする。

(防衛大臣による公表)

第六十五條の十六 法第六十五條の十二の規定による公表は、毎会計年度又は毎事業年度の終了後四月以内に行わなければならない。

2 前項の規定により公表を行う場合における法第六十五條の十二第二号及び第三号の額は、管理職隊員の離職した日の翌日の属する年度から二年を経過する日の属する年度までの各年度における総額とする。

(防衛大臣による就職の援助の実施結果の公表)

第六十五條の十七 法第六十五條の十三に規定する就職の援助の実施結果は、前年度において当該就職の援助を実施した次の各号に掲げる若年定年等隊員の区分に応じ、当該各号に定める事項とし、同条に規定する公表は、毎会計年度又は毎事業年度の終了後六月以内に行うものとする。

一 法第六十五條の二第二項第一号イ及びハに掲げる若年定年等隊員であつた者のうち、離職の際の階級が三等陸佐、三等海佐又は三等空佐以上の階級であつた者にあつては、次のイからトまでに掲げる事項とする。

- イ 届出に係る氏名
- ロ 離職時の年齢
- ハ 離職時の職及び階級
- ニ 離職日
- ホ 再就職の名称
- ヘ 再就職先における地位
- ト 再就職先における地位

二 法第六十五條の二第二項第一号イ及びハに掲げる若年定年等隊員であつた者のうち、離職の際の階級が一等陸尉、一等海尉又は一等空尉以下の階級であつた者にあつては、次のイ及びロに掲げる事項とする。

- イ 離職時に在職していた在職機関
 - ロ 再就職先の名称
- 三 法第六十五條の二第二項第一号ロに掲げる若年定年等隊員にあつては、就職の援助を実施した人数とする。

第九節 懲戒手續

(懲戒権者)

第六十六條 法第四十六條に規定する懲戒処分は、法第三十一条第一項の規定により懲戒処分の権限を有する者(以下「懲戒権者」という。)が本節の規定に従つて行う。

2 懲戒権者が、懲戒処分を行うにあつては、適正、且つ、迅速を旨としなければならない。

(懲戒補佐官)

第六十七條 懲戒権者は、あらかじめ部下の上級の隊員のうちから二人以上六人以内の懲戒補佐官を指名する。

2 懲戒補佐官は、懲戒処分について懲戒権者を補佐する。

(申立)

第六十八條 何人も、隊員に規律違反の疑があるとき認めるときは、その隊員の官職、氏名及び規律違反の事実を記載した申立書に証拠を添えて懲戒権者に申立をすることができる。

(調査の開始)

第六十九條 懲戒権者は、隊員に規律違反の疑があると認めるとき、又は前条の申立を受けたときは、直ちに部下の隊員に命じ、又は特に必要がある場合は他の適当な隊員に委嘱して規律違反の事実を調査しなければならない。

2 前項の規定により調査を委嘱する懲戒権者が防衛大臣若しくはその委任を受けた者又は防衛装備庁長官若しくはその委任を受けた者であつて、当該調査を委嘱しようとする隊員が防衛装備庁又は防衛省本省の職員である場合には、当該調査の委嘱は、防衛装備庁長官又は防衛大臣を通じて行うものとする。

(調査の報告)

第七十條 懲戒権者から規律違反の疑がある隊員の規律違反の事実の調査を命ぜられ、又は委嘱を受けた者は、当該事実を調査し、調査報告書に当該隊員、参考人等の供述調書又は答申書その他当該事実の有無を証明するに足る証拠を添えて当該懲戒権者に提出しなければならない。

(審理)

第七十一條 懲戒権者は、前二条の規定による調査の結果、規律違反の事実があると認めるときは、当該事実につき審理を行わなければならない。

(勤務の停止等)

七十二條 懲戒権者は、規律違反の事実を調査し、又は審理するため特に必要があると認めるときは、当該隊員の勤務を停止することができる。この場合において、懲戒権者が防衛大臣又はその委任を受けた者であつて、勤務を停止しようとする当該隊員が防衛装備庁の幹部隊員である場合に於ては通知を、防衛装備庁の職員である自衛官(第七十七條第二項において「防衛装備庁自衛官」という。)である場合に於ては協議をあらかじめ防衛装備庁長官に行うものとする。

(送達)

七十三條 懲戒権者は、審理を行おうとするときは、当該審理に付せられる隊員(以下「被審理者」という。)に対し、規律違反の疑いがある事実を記載した被疑事実通知書を送達しなければならない。

2 前項の規定による被疑事実通知書の送達は、被審理者の所在が不明のときは、その内容及び審理のために出頭すべき期日、場所その他審理のために必要な事項として防衛大臣が定めるものを官報に掲載することをもつてこれに代えることができるものとし、掲載された日から二週間を経過したときに被疑事実通知書の送達があつたものとみなす。

(弁護人の選任)

七十四條 懲戒権者は、被審理者が申し出たときは、隊員のうちから弁護人を指名しなければならない。

(証拠調)

七十五條 懲戒権者は、自ら又は懲戒補佐官に命じて被審理者及び証人(第六十八條の規定による申立をした者を含む。以下同じ。)の尋問その他の証拠調をすることができ、

(供述聴取)

七十六條 懲戒権者は、事案の審理を終了する前に、懲戒補佐官を列席させた上、被審理者又は弁護人の供述を聴取しなければならない。但し、被審理者又は弁護人が供述を辞退した場合、故意若しくは重大な過失により定められた日時及び場所に出席しない場合又は刑事事件に関し身体を拘束されている場合は、その者の供述についてはこの限りでない。

2 懲戒権者は、防衛大臣の定めるところにより、前項の供述の聴取を部下の上級の隊員に命じて行わせることができる。

(懲戒処分(宣告等))

七十七條 懲戒権者は、事案の審理を終了したときは、すみやかに、当該審理に関与した懲戒補佐官の意見及び前条第二項の規定により部下の隊員に供述を聴取させた場合には、その者の意見

をきいて、懲戒処分を行うべきであるか、又は懲戒処分を行うべきでないかを決定し、懲戒処分を行うべきであると決定したときは、同時に、その種別及び程度を決定するものとする。

2 懲戒権者は、当該事案の被審理者が防衛装備庁自衛官である場合であつて、前項の決定をしようとするときは、あらかじめ、防衛装備庁長官から、当該決定が防衛装備庁における適切な人事管理を確保する上で、適切か否かについて聴取するものとする。

3 懲戒権者は、第一項の規定により当該事案につき懲戒処分を行うべきものと決定したときは、被審理者に懲戒処分宣告書を交付して懲戒処分の宣告を行わなければならない。

4 前項の規定による懲戒処分の宣告は、懲戒権者自ら被審理者に当該懲戒処分の内容を申し渡し行わなければならない。ただし、懲戒権者は、被審理者の所在が不明の場合を除き、やむを得ない事情があるときは、防衛大臣の定めるところにより、部下の上級の隊員に命じて懲戒処分の宣告を行わせ、又は懲戒処分宣告書を被審理者に送付することをもつて懲戒処分の宣告に代えることができる。

5 第三項の規定による懲戒処分宣告書の交付は、被審理者の所在が不明のときは、その内容を官報に掲載することをもつてこれに代えることができるものとし、掲載された日から二週間を経過したときに懲戒処分の宣告があつたものとみなす。

6 懲戒権者は、当該事案につき懲戒処分を行うべきでないとき、被審理者及び申立人にその旨を通知するものとする。

7 第四項及び第五項の規定は、前項の規定による被審理者への懲戒処分を行わない旨の通知について準用する。

(上申)

七十八條 懲戒権者は、審理(第八十五條の規定により処分を行おうとする場合にあつては調査)の結果、当該事案が自己の懲戒権限をこえるものと認めるときは、その直近上級の懲戒権者に対し、調査報告書、審理調書その他の必要書類に自己の意見を附して上申しなければならない。

(上申を受けた懲戒権者の処置)

七十九條 前条の上申を受けた懲戒権者は、本節に定めるところに従い、当該調査報告書、審理調書その他の資料に基づいて判断し、自己の権限において懲戒処分を行うべきものと認めるときは、その種別及び程度を決定し、被審理者に懲戒処分宣告書を交付して懲戒処分の宣告を行わなければならない。

2 上申を受けた懲戒権者が下級の懲戒権者の調査又は審理が違法又は不当若しくは不十分と認めるときは、当該下級の懲戒権者に再調査若しくは再審理を命じ、又は自ら調査若しくは審理を行うものとする。自ら調査又は審理を行う場合、当該事案につき下級の懲戒権者の行った調査及び審理の結果判明した明白で争う余地のない事實は、これを証拠として援用することができる。

3 第七十七條第四項及び第五項の規定は、第一項の規定による懲戒処分の宣告について準用する。

4 上申を受けた懲戒権者が審査の結果、自己の懲戒権限を超える懲戒処分を要するものと認めるときは、意見を付して更に上級の懲戒権者に上申しなければならない。この場合においては、前条及び前各項の規定を準用する。

(報告)

八十條 懲戒権者が、懲戒処分を行ったときは、防衛大臣の定めるところにより、その結果を上級の懲戒権者に報告しなければならない。

(懲戒処分が違法又は不当の場合の処置)

八十一條 上級の懲戒権者は、下級の懲戒権者の行った懲戒処分を違法又は不当と認めるときは、当該懲戒権者に対し、再調査若しくは再審理、処分の変更若しくは取消しを命じ、又はその処分を破棄して自らその事案を処理することができる。

2 前項の規定により、上級の懲戒権者が事案を自ら処理する場合においては、当該事案につき下級の懲戒権者の行った調査及び審理の結果判明した明白で争う余地のない事実を、これを証拠として援用することができる。

3 第七十七条第三項から第七項までの規定は、第一項の規定による上級の懲戒権者が下級の懲戒権者の行った処分を破棄し、自ら事案を処理した場合における懲戒処分の変更又は懲戒処分を行わない旨の通知について準用する。

(移送)

第八十二条 規律違反の疑がある隊員又は被審理者が調査の開始以後懲戒処分の変更を受けた隊員から請求があったときは、旧懲戒権者は、新懲戒権者に対し、そのときまでに判明している資料を添えて当該事案を移送しなければならない。

2 前項の規定により、事案の移送を受けた新懲戒権者は、本節に定める懲戒手続により、その事案を処理するものとする。この場合においては、旧懲戒権者の行った調査又は審理の結果判明した明白で争う余地のない事実を、これを証拠として援用することができる。

(懲戒処分説明書の交付)

第八十三条 懲戒権者は、懲戒処分を受けた隊員又は懲戒処分の変更を受けた隊員から請求があつた場合は、すみやかに懲戒処分説明書を交付しなければならない。

(刑事事犯に該当する規律違反の場合)

第八十四条 懲戒に付せられるべき事案が裁判所に係属する場合にも、懲戒権者は、必要があると認めるときは、その事案について懲戒手続を進めることができる。

(懲戒手続の特例)

第八十五条 懲戒権者は、規律違反の疑いがある隊員に係る規律違反の事実を調査した結果、その事実が明白で争う余地がない場合において、当該規律違反の事実に対する懲戒処分が五日以内の停職、減給合算額が俸給月額の一を超えない減給又は戒告（以下「軽処分」という。）に相当すると認めるときは、本節中第七十一条を超えない減給又は戒告（以下「軽処分」という。）に同意を聴いて、懲戒処分を行うことができる。ただし、当該懲戒処分の行われる前に規律違反の疑いがある当該隊員が審理を願ひ出たときは、この限りでない。

2 規律違反の事実が軽処分を超える場合においても、その事実が明白で争う余地がなく、かつ、規律違反の疑いがある隊員が審理を辞退し、又は当該隊員の所在が不明であり第七十三条第二項の規定により官報に掲載した出頭すべき期日に当該隊員が出頭しないときは、前項本文の規定に準じて処分を行うことができる。

(行動時における懲戒手続の特例)

第八十六条 法第六章の規定により部隊が行動する場合において、事態が急迫しているときは、当該部隊の隊員に係る懲戒手続は、次の各号に定めるところによることができる。

一 懲戒権者は、第六十七条、第七十四条、第七十五条第二項及び第七十六条の規定並びに第七十六条、第七十七条及び前条中懲戒補佐官に関する規定の一部又は全部を適用しないで懲戒処分を行う。

二 懲戒権者は、調査及び審理の手続の一部又は全部を部下の上級の隊員に命じて行わせる。

三 懲戒権者は、調査の結果事実が明白で争う余地のないものであるときは、審理を行うことなく、直ちに懲戒処分を行う。

四 懲戒権者は、懲戒処分を宣告すべき隊員の所在が不明のときは、懲戒処分宣告書を配達証明の郵便物又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者が送達する同条第三項に規定する信書便物のうちこれらの郵便物に準ずる取扱いをするものとして防衛大臣が定めるものとして当該隊員の親族に送付することにより懲戒処分の宣告を行う。

第十節 勤続報奨金

(在職期間)

第八十六条の二 法第七十五条の七に規定する防衛省令で定める期間は、二年九月とする。

(勤続報奨金の支給)

第八十六条の三 法第七十五条の七に規定する勤続報奨金は、即応予備自衛官（法第七十五条の四第一項各号の規定による招集命令を受け、同条第三項の規定により自衛官となつて居る者（以下この項において「自衛官となつて居る者」という。）を含む。）がその任用期間を満了する日（自衛官となつて居る者が法第七十五条の八において準用する法第六十八条第三項の規定により、その任用期間を延長された場合にあつては、当該延長前の任用期間を満了することとなる日。以下この項において同じ。）の直前の四半期末日（その任用期間を満了する日が四半期末日に当たるときは、防衛大臣が定める。）に在職した場合に、十二万円を支給するものとする。

2 前項に定めるもののほか、勤続報奨金の支給方法その他勤続報奨金の支給に關し必要な事項は、防衛大臣が定める。

第十一節 予備自衛官又は即応予備自衛官である者の使用者に対する情報の提供

(予備自衛官又は即応予備自衛官の職務に対する理解と協力の確保に資する情報)

第八十六条の四 法第七十三条の二に規定する防衛省令で定める情報は、次に掲げる情報とする。

一 法第七十条第一項各号の規定による招集命令（第三号において単に「招集命令」という。）を受け、これらに應じることとなる予備自衛官が、自衛隊の部隊又は機関で勤務する予定の期間その他の職務に關する情報

二 法第七十一条第一項の規定による訓練招集命令（次号において単に「訓練招集命令」という。）を受け、これに應じることとなる予備自衛官が、訓練に従事する予定の場所及び内容に關する情報

三 招集命令又は訓練招集命令を受けた予備自衛官が、それぞれの招集に應じている期間中に負傷し、又は疾病にかつた場合における負傷及び疾病の性質、程度その他の状況に關する情報

四 前各号に掲げるもののほか、使用者が事業活動を行うために必要な情報であつて、予備自衛官の雇用の継続及び招集の円滑化を図る観点から、使用者に提供することが適当と認められる情報

2 法第七十五条の八において準用する法第七十三条の二に規定する防衛省令で定める情報は、第四十九条の四第二項の規定による訓練招集期間に關する情報のほか、前項各号の規定を準用する。この場合において、同項第一号中「法第七十条第一項各号」とあるのは「法第七十五条の四第一項各号」と、同項第二号中「法第七十一条第一項」とあるのは「法第七十五条の五第一項」と読み替へるものとする。

第十二節 予備自衛官又は即応予備自衛官である者の使用者に対する給付金の支給

(国又は地方公共団体に準ずる者)

第八十六条の四の二 令第九十七条の二に規定する国又は地方公共団体に準ずる者は、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）とする。

(給付金支給申請書の様式等)

第八十六条の四の三 令第九十七条の六に規定する給付金支給申請書の様式は、別記様式第十一のとおりとする。

2 防衛大臣又はその委任を受けた者は、令第九十七条の五第二項の規定により給付金支給申請書を受理したときは、必要に応じ、就業規則その他の書類の提出を求めることができる。

第四章 雑則

第八十六条の五 令第八十八条の第三項に規定する損失補償申請書の様式は、別表第十一のとおりとする。

(防衛出動時の緊急通行に伴う損失補償申請書の様式)

第八十六条の六 法第七十六条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定により出動を命ぜられた自衛隊の部隊又は機関（以下「自衛隊の部隊等」という。）の長は、法第一百三十三条第一項から第四項までの規定により処分を行う必要があると認めるときは、その旨を、順序を経て、防衛大臣又は陸上総隊司令官等（令第二百二十七条に規定する者）をいう。以下同じ。）に上申するものとす

る。この場合において、上申を受けた陸上総隊司令官等は、法第百三条第一項本文及び第二項から第四項までの規定に基づき都道府県知事に当該上申に係る処分を要請し、又は法第百三条第一項ただし書の規定に基づき自ら当該処分を行うほか、当該処分を行うため必要と認めるときは、処分の要請又は実施について、意見を付して防衛大臣に上申することができる。

2 前項の規定による上申は、文書をもつてするものとする。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合には、口頭若しくは電信若しくは電話又はその他の通信手段によることができる。

3 前項ただし書の場合においては、事後において速やかに文書を提出するものとする。

4 前二項に規定する文書の様式は、別表第十二のとおりとする。

（処分要請書の様式）
第八十六条の七 令第百二十八条に規定する文書の様式は、別表第十三その七までのとおりとする。

（処分要請書の写しの送付）
第八十六条の八 防衛大臣は、法第百三条第一項本文及び第二項から第四項までの規定により都道府県知事に処分の要請に係る文書を提出したときは、遅滞なく、処分要請書の写しを関係陸上総隊司令官等及び関係地方防衛局長に送付するものとする。

2 陸上総隊司令官等は、法第百三条第一項本文及び第二項から第四項までの規定により都道府県知事に処分の要請に係る文書を提出したときは、遅滞なく、処分要請書の写しを防衛大臣及び関係地方防衛局長に送付しなければならない。

（所有者等の確認）
第八十六条の九 法第百三条第七項本文の規定による公用令書の交付は、令第百三十一条各号（第五号を除く。）に掲げる処分の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者の所在について、登記簿、戸籍簿、住民票その他の書類又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつて認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）による調査その他の方法により、可能な限り確認した上で行うものとする。

2 防衛大臣は、法第百三条第一項ただし書の規定により自ら処分を行う場合であつて前項の規定により確認を行うため必要と認めるときは、当該確認を陸上総隊司令官等又は地方防衛局長に行わせるものとする。この場合において、陸上総隊司令官等又は地方防衛局長は、速やかに、確認した結果を防衛大臣に報告しなければならない。

3 防衛大臣は、前項の規定により確認を行わせる場合には、当該確認に係る事務に必要な事項を当該陸上総隊司令官等又は地方防衛局長に示すものとする。

4 陸上総隊司令官等は、法第百三条第一項ただし書の規定により自ら処分を行う場合には、第一項の規定による確認のため必要な情報の提供又は同項の規定による確認の実施を関係地方防衛局長に依頼することができる。この場合において、依頼を受けた地方防衛局長は、当該陸上総隊司令官等に対し、速やかに、確認に必要な情報を提供し、又は確認した結果を通知するものとする。

5 陸上総隊司令官等は、前項の規定により確認の実施を依頼する場合には、当該確認に係る事務に必要な事項を当該地方防衛局長に示すものとする。

（公用令書の交付前に行う都道府県知事への通知の手続）
第八十六条の十 法第百三条第一項ただし書の規定による都道府県知事への通知は、文書をもつてするものとする。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合には、口頭又は電信若しくは電話によることができる。

2 前項ただし書の場合においては、事後において速やかに文書を提出するものとする。

3 前二項に規定する文書の様式は、別表第十四のとおりとする。

（告示して定めた地域の都道府県知事への通知）
第八十六条の十一 防衛大臣は、法第百三条第二項に規定する告示をしたときは、速やかに、告示して定めた地域を関係都道府県知事に通知するものとする。

（従事する業務の指定の内容）
第八十六条の十二 法第百三条第二項の規定により防衛大臣又は陸上総隊司令官等が指定する内容は、同条第八項の規定により公用令書に記載しなければならないこととされている従事すべき業務、場所及び期間に関する事項とする。

2 前項に規定する指定の内容は、業務に従事する者の安全を確保するため、当該業務に係る法令における安全の確保に関する規定を遵守するものでなければならない。

（施設、土地等又は物資を出力を命ぜられた自衛隊の用に供するため必要な事項）
第八十六条の十三 法第百三条第六項に規定する施設、土地等又は物資を法第七十六条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定により出力を命ぜられた自衛隊の用に供するため必要な事項は、処分の対象となる施設、土地等又は物資を自衛隊に引き渡す時期、場所、方法等とする。

（受領確認）
第八十六条の十四 防衛大臣又は陸上総隊司令官等は、法第百三条第一項本文及び第二項の規定に基づき都道府県知事が行った処分に係る施設、土地等又は物資の受領に当たつては、文書をもつてその内容を確認するものとする。

2 防衛大臣は、第一項の規定により受領の内容の確認をしたときは、遅滞なく、受領確認書の写しを関係陸上総隊司令官等及び関係地方防衛局長に送付するものとする。

4 陸上総隊司令官等は、第一項の規定により受領の内容の確認をしたときは、遅滞なく、受領確認書の写しを防衛大臣及び関係地方防衛局長に送付しなければならない。

（公用令書及び公用取消令書の様式）
第八十六条の十五 令第百三十六条第三項に規定する公用令書及び公用取消令書の様式は、それぞれ別表第十六その一から別表第十六その七まで及び別表第十六その八のとおりとする。

（公用令書の写しの送付）
第八十六条の十六 防衛大臣は、法第百三条第七項本文の規定により公用令書を交付したときは、遅滞なく、当該公用令書の写しを関係都道府県知事、関係陸上総隊司令官等及び関係地方防衛局長に送付するものとする。

2 陸上総隊司令官等は、法第百三条第七項本文の規定により公用令書を交付したときは、遅滞なく、当該公用令書の写しを関係都道府県知事、防衛大臣及び関係地方防衛局長に送付しなければならない。

3 前二項の規定は、法第百三条第七項ただし書の規定により公用令書を事後に交付する場合において準用する。この場合において、前二項中「第百三条第七項本文」とあるのは「第百三条第七項ただし書」と読み替えるものとする。

（公用令書の事後交付に係る相手方への通知）
第八十六条の十七 法第百三条第七項ただし書の規定により公用令書を事後に交付する場合における令第百三十二条第二号に規定する通知は、電信又は電話によりするものとする。

（処分の取消しの上申）
第八十六条の十八 法第七十六条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定により出力を命ぜられた自衛隊の部隊等の長は、第八十六条の六の規定により自らが行つた上申に係る処分の全部又は一部を取り消す必要があると認めるときは、その旨を、順序を経て、防衛大臣又は陸上総隊司令官等に上申しなければならない。

2 前項の規定による上申は、文書をもつてするものとする。ただし、文書によつては速やかに行うことができない場合には、口頭若しくは電信若しくは電話又はその他の通信手段によることができる。

3 前項ただし書の場合においては、事後において速やかに文書を提出するものとする。

4 前二項に規定する文書の様式は、別表第十二のとおりとする。

(処分の取消しの要請)

第八十六条の十九 防衛大臣又は陸上総隊司令官等は、法第百三条第一項本文及び第二項から第四項までの規定により自らが行つた要請に係る処分の全部又は一部を取り消す必要があると認めるときは、当該処分の取消しを当該都道府県知事に要請するものとする。

2 前項の規定による処分の取消しの要請は、文書をもつてするものとする。ただし、文書によつては速やかに行うことができなない場合には、口頭又は電信若しくは電話によることができる。

3 前項ただし書の場合においては、事後において速やかに文書を提出するものとする。

4 前二項に規定する文書の様式は、別表第十七のとおりとする。

5 防衛大臣は、第一項の規定により処分の取消しを要請したときは、遅滞なく、処分取消要請書の写しを関係陸上総隊司令官等及び関係地方防衛局長に送付するものとする。

6 陸上総隊司令官等は、第一項の規定により処分の取消しを要請したときは、遅滞なく、処分取消要請書の写しを防衛大臣及び関係地方防衛局長に送付しなければならない。

(公用取消令書の写しの送付)
第八十六条の二十 防衛大臣は、令第百三十五条の規定により公用取消令書を交付したときは、遅滞なく、当該公用取消令書の写しを関係都道府県知事、関係陸上総隊司令官等及び関係地方防衛局長に送付するものとする。

2 陸上総隊司令官等は、令第百三十五条の規定により公用取消令書を交付したときは、遅滞なく、当該公用取消令書の写しを関係都道府県知事、防衛大臣及び関係地方防衛局長に送付しなければならない。

(処分の取消しに係る調整)
第八十六条の二十一 法第百三条第一項本文及び第二項の規定に基づき都道府県知事が行つた処分の全部又は一部の取消しの要請を行つた防衛大臣又は陸上総隊司令官等は、当該処分の取消しの対象となる施設、土地等又は物資を都道府県知事に引き渡す時期、場所、方法等について、当該処分を行つた都道府県知事と調整して定めるものとする。

(引渡確認)
第八十六条の二十二 防衛大臣又は陸上総隊司令官等は、法第百三条第一項本文及び第二項の規定に基づき都道府県知事が行つた処分の全部又は一部の取消しに係る施設、土地等又は物資の引渡しに当たつては、文書をもつてその内容を確認するものとする。

2 前項に規定する文書の様式は、別表第十八のとおりとする。

3 防衛大臣は、第一項の規定により引渡しの内容の確認をしたときは、遅滞なく、引渡確認書の写しを関係陸上総隊司令官等及び関係地方防衛局長に送付するものとする。

4 陸上総隊司令官等は、第一項の規定により引渡しの内容の確認をしたときは、遅滞なく、引渡確認書の写しを防衛大臣及び関係地方防衛局長に送付しなければならない。

(物資の取用等に伴う損失補償申請書等の様式)
第八十六条の二十三 令第百三十七条第一項に規定する損失補償申請書、第百三十九条第一項に規定する実費弁償申請書及び第百四十一条第一項に規定する損害補償申請書の様式は、それぞれ別表第十九、別表第二十及び別表第二十一のとおりとする。

(各障害等級に該当する身体障害)
第八十六条の二十四 令第百四十条において読み替えて準用する災害救助法施行令(昭和二十二年政令第百二十五号)第十一条第二項に規定する障害省令で定める各障害等級に該当する身体障害は、当分の間、障害扶助金の例による。

(取扱物資の保管を命じた者に対して求める報告の様式)
第八十六条の二十五 法第百三条第十四項の規定により取扱物資の保管を命じた者に対し必要な報告を求めるときは、別表第二十二によるものとする。

(立入検査に係る管理者に対して行う通知の様式)
第八十六条の二十六 法第百三条第十五項の規定により立入検査をする場合において管理者に対し行う通知は、別表第二十三によるものとする。

(身分証明書)

第八十六条の二十七 法第百三条第十六項に規定する証明書は、その職員の所属する行政機関が発行する身分証明書とする。

(関係陸上総隊司令官等及び関係地方防衛局長の連絡及び協力)
第八十六条の二十八 陸上総隊司令官等は、法第百三条の規定を実施するため、関係陸上総隊司令官等及び関係地方防衛局長と緊密な連絡を保たなければならない。

2 陸上総隊司令官等は、第八十六条の九第四項の規定に基づき関係地方防衛局長に依頼する場合のほか、法第百三条の規定を実施するため必要と認めるときは、関係陸上総隊司令官等又は関係地方防衛局長に対し協力を求めることができる。

3 陸上総隊司令官等は、前項の規定により協力を求める場合には、当該協力に必要な事項を当該協力を求める陸上総隊司令官等又は地方防衛局長に示すものとする。

4 第二項の規定により協力を求められた地方防衛局長は、積極的に協力しなければならない。

(文書の保存)
第八十六条の二十九 法第百三条第七項本文の規定により公用令書を交付した場合における次の各号に掲げる文書(法第百三条の二第四項の規定により法第百三条第一項から第四項までの規定によりした処分とみなされるものに係る文書を含む。)の保存期間は、法第七十六条第二項又は武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(平成十五年法律第七十九号)第九条第十一項後段の規定による撤収(次項及び第八十八条の十九において単に「撤収」という。)の日の属する会計年度の翌年度の四月一日から起算して十年が経過するまでの間とする。

一 処分要請書の写し

二 公用令書の写し

三 公用令書交付前通知書の写し

四 処分取消要請書の写し

五 公用取消令書の写し

2 法第百三条第七項ただし書の規定により公用令書を事後に交付した場合における前項の文書の保存期間は、次の各号に掲げる期間が経過した日のいずれか遅い日までの間とする。

一 撤収の日の属する会計年度の翌年度の四月一日から起算して十年

二 法第百三条第七項ただし書の規定により公用令書を事後に交付した日の属する会計年度の翌会計年度の四月一日から起算して十年

(準備)
第八十六条の三十 第八十六条の六から第八十六条の八まで、第八十六条の九第一項、第八十六条の十三から第八十六条の十五まで、第八十六条の十七から第八十六条の十九まで、第八十六条の二十一から第八十六条の二十三まで及び第八十六条の二十六から前条までの規定は、法第百三条の二第一項又は第二項の規定により土地を使用し、又は立木等に移転し、若しくは処分する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替へられる字句	読み替へられる字句
第八十六条の六第三項	第七十六条第一項(第一号に係る部分に限る。)
第八十六条の六第四項	第七十七条の二の規定による措置
第八十六条の七	第七十七条の二の規定による措置
第八十六条の八	第七十七条の二の規定による措置
第八十六条の九	第七十七条の二の規定による措置
第八十六条の十	第七十七条の二の規定による措置
第八十六条の十一	第七十七条の二の規定による措置
第八十六条の十二	第七十七条の二の規定による措置
第八十六条の十三	第七十七条の二の規定による措置
第八十六条の十四	第七十七条の二の規定による措置
第八十六条の十五	第七十七条の二の規定による措置
第八十六条の十六	第七十七条の二の規定による措置
第八十六条の十七	第七十七条の二の規定による措置
第八十六条の十八	第七十七条の二の規定による措置
第八十六条の十九	第七十七条の二の規定による措置
第八十六条の二十	第七十七条の二の規定による措置
第八十六条の二十一	第七十七条の二の規定による措置
第八十六条の二十二	第七十七条の二の規定による措置
第八十六条の二十三	第七十七条の二の規定による措置
第八十六条の二十四	第七十七条の二の規定による措置
第八十六条の二十五	第七十七条の二の規定による措置
第八十六条の二十六	第七十七条の二の規定による措置
第八十六条の二十七	第七十七条の二の規定による措置
第八十六条の二十八	第七十七条の二の規定による措置
第八十六条の二十九	第七十七条の二の規定による措置
第八十六条の三十	第七十七条の二の規定による措置
第八十六条の三十一	第七十七条の二の規定による措置
第八十六条の三十二	第七十七条の二の規定による措置
第八十六条の三十三	第七十七条の二の規定による措置
第八十六条の三十四	第七十七条の二の規定による措置
第八十六条の三十五	第七十七条の二の規定による措置
第八十六条の三十六	第七十七条の二の規定による措置
第八十六条の三十七	第七十七条の二の規定による措置
第八十六条の三十八	第七十七条の二の規定による措置
第八十六条の三十九	第七十七条の二の規定による措置
第八十六条の四十	第七十七条の二の規定による措置
第八十六条の四十一	第七十七条の二の規定による措置
第八十六条の四十二	第七十七条の二の規定による措置
第八十六条の四十三	第七十七条の二の規定による措置
第八十六条の四十四	第七十七条の二の規定による措置
第八十六条の四十五	第七十七条の二の規定による措置
第八十六条の四十六	第七十七条の二の規定による措置
第八十六条の四十七	第七十七条の二の規定による措置
第八十六条の四十八	第七十七条の二の規定による措置
第八十六条の四十九	第七十七条の二の規定による措置
第八十六条の五十	第七十七条の二の規定による措置
第八十六条の五十一	第七十七条の二の規定による措置
第八十六条の五十二	第七十七条の二の規定による措置
第八十六条の五十三	第七十七条の二の規定による措置
第八十六条の五十四	第七十七条の二の規定による措置
第八十六条の五十五	第七十七条の二の規定による措置
第八十六条の五十六	第七十七条の二の規定による措置
第八十六条の五十七	第七十七条の二の規定による措置
第八十六条の五十八	第七十七条の二の規定による措置
第八十六条の五十九	第七十七条の二の規定による措置
第八十六条の六十	第七十七条の二の規定による措置
第八十六条の六十一	第七十七条の二の規定による措置
第八十六条の六十二	第七十七条の二の規定による措置
第八十六条の六十三	第七十七条の二の規定による措置
第八十六条の六十四	第七十七条の二の規定による措置
第八十六条の六十五	第七十七条の二の規定による措置
第八十六条の六十六	第七十七条の二の規定による措置
第八十六条の六十七	第七十七条の二の規定による措置
第八十六条の六十八	第七十七条の二の規定による措置
第八十六条の六十九	第七十七条の二の規定による措置
第八十六条の七十	第七十七条の二の規定による措置
第八十六条の七十一	第七十七条の二の規定による措置
第八十六条の七十二	第七十七条の二の規定による措置
第八十六条の七十三	第七十七条の二の規定による措置
第八十六条の七十四	第七十七条の二の規定による措置
第八十六条の七十五	第七十七条の二の規定による措置
第八十六条の七十六	第七十七条の二の規定による措置
第八十六条の七十七	第七十七条の二の規定による措置
第八十六条の七十八	第七十七条の二の規定による措置
第八十六条の七十九	第七十七条の二の規定による措置
第八十六条の八十	第七十七条の二の規定による措置
第八十六条の八十一	第七十七条の二の規定による措置
第八十六条の八十二	第七十七条の二の規定による措置
第八十六条の八十三	第七十七条の二の規定による措置
第八十六条の八十四	第七十七条の二の規定による措置
第八十六条の八十五	第七十七条の二の規定による措置
第八十六条の八十六	第七十七条の二の規定による措置
第八十六条の八十七	第七十七条の二の規定による措置
第八十六条の八十八	第七十七条の二の規定による措置
第八十六条の八十九	第七十七条の二の規定による措置
第八十六条の九十	第七十七条の二の規定による措置
第八十六条の九十一	第七十七条の二の規定による措置
第八十六条の九十二	第七十七条の二の規定による措置
第八十六条の九十三	第七十七条の二の規定による措置
第八十六条の九十四	第七十七条の二の規定による措置
第八十六条の九十五	第七十七条の二の規定による措置
第八十六条の九十六	第七十七条の二の規定による措置
第八十六条の九十七	第七十七条の二の規定による措置
第八十六条の九十八	第七十七条の二の規定による措置
第八十六条の九十九	第七十七条の二の規定による措置
第八十六条の百	第七十七条の二の規定による措置

第八十六条の七	要請又は実施 令第二百二十八条	要請 令第四百四十四条において準用する令第二百二十八条
第八十六条の八	別表第十三その一から別表第十三その七まで 第三百三条第一項本文及び第二項から第四項まで 法第三百三条第七項本文	別表第十三その二及び別表第十三その六 第三百三条の二第一項及び第二項 法第三百三条の二第三項において準用する法第三百三条第七項本文
第八十六条の九第一項	令第三百三十一条各号(第五号を除く。)	令第四百四十四条において準用する令第三百三十一条第二号及び第六号
第八十六条の十三(見出しを含む。)	施設、土地等又は物資を出動を命ぜられた自衛隊 法第三百三条第六項	土地を措置を命ぜられた自衛隊の部隊等 法第三百三条の二第三項において準用する法第三百三条第六項
第八十六条の十四第一項	施設、土地等又は物資 令第三百三十一条本文及び第二項	対象となる土地 第三百三条の二第一項
第八十六条の十五	令第三百三十六条第三項	令第四百四十四条において準用する令第三百三十六条第三項
第八十六条の十七	別表第十六その一から別表第十六その七まで及び 法第三百三条第七項ただし書 令第三百三十二条第二号	別表第十六その二及び別表第十六その六並びに 法第三百三条の二第三項において準用する法第三百三条第七項ただし書 令第四百四十四条において準用する令第三百三十二条第二号
第八十六条の十八第一項	第七十六条第一項(第一号に係る部分に限る。) の規定により出動を命ぜられた 第八十六条の六	第七十七条の二の規定による措置を命ぜられた 第八十六条の三十において準用する第八十六条の六
第八十六条の十九第一項	第三百三条第一項本文及び第二項から第四項まで	第三百三条の二第一項及び第二項
第八十六条の二十第一項	第三百三条第一項本文及び第二項の二十第二項	第三百三条の二第一項
第八十六条の二十	物資の収用等 損失補償申請書等	土地の使用等 損失補償申請書
三(見出しを含む。)	令第三百三十七条第一項	令第四百四十四条において準用する令第三百三十七条第一項

第八十六条の二	法第三百三十九条第一項に規定する実費弁償の様式は、別表第十九
第八十六条の二	申請書及び第四百四十一条第一項に規定する損害補償申請書の様式は、それぞれ別表第十九、別表第二十及び別表第二十一
第八十六条の二	法第三百三十九条第十五項
第八十六条の二	法第三百三十九条第十六項
第八十六条の二	法第三百三十九条第十五項
第八十六条の二	法第三百三十九条第十六項
第八十六条の二	法第三百三十九条の二
第八十六条の二十	法第三百三十九条
第八十六条の二十	法第三百三十九条
前条第一項	法第三百三十九条第七項本文
前条第二項	法第三百三十九条第七項ただし書
前条第二項	法第三百三十九条の二第三項において準用する法第三百三十九条第七項ただし書

（漁船の操業の制限等に伴う損失補償申請書の提出時期）
第八十七条 法第五十五条第四項の規定による損失補償申請書は、防衛大臣の定める期間に係る損失につき、防衛大臣の定める時期までに提出しなければならない。
 （漁船の操業の制限等に伴う損失補償申請書等の様式）
第八十七条の二 法第五十五条第四項に規定する損失補償申請書及び令第五百五十三条に規定する異議申出書の様式は、それぞれ別表第九及び第十のとおりとする。
 （船舶の国籍を証明する書類等の様式）
第八十八条 法第九十九条第三項に規定する書類の様式は別表第八のとおりとする。
 （発行手続等）
第八十八条の二 前条の書類の発行及び取扱に関する手続等に関し必要な事項は、防衛大臣が定める。
 （漁港及び漁場の整備等に関する法律の特例に関する手続）
第八十八条の三 法第十五条の六第一項の規定により読み替えられた漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和二十五年法律第三百三十七号）第三十九条第四項の規定により行う通知は、別表第二十四によるものとする。
 2 前項の通知をした自衛隊の部隊等の長は、法第十五条の六第二項の規定により当該通知を受けた漁港管理者が漁港の保全上必要な意見を述べた場合には、当該意見を尊重するものとする。
 3 第一項の通知をした自衛隊の部隊等の長は、法第十五条の六第一項に規定する行為をするに当たっては、災害の発生を防止、公共の安全の確保等に努めるものとする。

(港湾法の特例に関する手続)

第八十八条の四 法第十五条の八第一項又は第二項の規定により読み替えられた港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第三十七条第三項(同法第五十六条第三項において準用する場合を含む。)

2 前項の通知に係る自衛隊の部隊等の長は、法第十五条の八第三項の規定により当該通知を受けた港湾管理者又は都道府県知事が港湾の利用又は保全上必要な意見を述べた場合には、当該意見を尊重するものとする。

3 第一項の通知に係る自衛隊の部隊等の長は、法第十五条の八第一項又は第二項に規定する行為をするに当たっては、災害の発生の防止、公共の安全の確保等に努めるものとする。

(森林法の特例に関する手続)

第八十八条の五 法第十五条の十第一項の規定により読み替えられた森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第十条の八第一項の規定により行う通知は、別表第二十五によるものとする。

2 法第十五条の十第三項の規定により行う通知は、別表第二十四によるものとする。

3 前項の通知をした自衛隊の部隊等の長は、法第十五条の十第四項の規定により当該通知を受けた都道府県知事が保安林の保全上必要な意見を述べた場合には、当該意見を尊重するものとする。

4 第二項の通知をした自衛隊の部隊等の長は、法第十五条の十第三項に規定する行為をするに当たっては、災害の発生の防止、公共の安全の確保等に努めるものとする。

5 法第七十六条第一項(第一号に係る部分に限る。次項において同じ。)の規定により出動を命ぜられ、又は法第七十七条の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等の長は、応急措置として行う防御施設の構築その他の行為であつて森林法第三十一条の規定により都道府県知事が禁止するもの(次項において「禁止行為」という。)をする場合は、あらかじめその旨を別表第二十六により通知するものとする。

6 法第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられ、又は法第七十七条の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等の長は、禁止行為又は森林法第三十四条第一項若しくは第二項に規定する行為をするに当り災害の発生等のおそれがあると認めるときは、やむを得ない場合を除き当該行為を行わないものとする。

(道路法の特例に関する手続)

第八十八条の六 法第十五条の十一第一項の規定により行う通知は、別表第二十七によるものとする。

2 法第十五条の十一第二項の規定により読み替えられた道路法(昭和二十七年法律第八十八号)第三十五条(法第十五条の十一第四項の規定により読み替えられた道路法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により行う通知は、別表第二十八によるものとする。

3 前項の通知に係る自衛隊の部隊等の長は、法第十五条の十一第五項の規定により当該通知を受けた者が道路の管理上必要な意見を述べた場合には、当該意見を尊重するものとする。

4 法第七十六条第一項(第一号に係る部分に限る。)の規定により出動を命ぜられ、又は法第七十七条の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等の長は、応急措置として行う防御施設の構築その他の行為であつて道路法第九十一条第一項において道路管理者の許可を要するとされているものをする場合は、当該許可の権限を有する者に対し、あらかじめその旨を別表第二十九により通知するよう努めるものとする。

(都市公園法の特例に関する手続)

第八十八条の七 法第十五条の十三第一項の規定により読み替えられた都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)第九条(同法第三十三条第四項において準用する場合を含む。)の規定により行う通知は、別表第三十によるものとする。

2 前項の通知に係る自衛隊の部隊等の長は、法第十五条の十三第二項の規定により当該通知を受けた公園管理者が都市公園の管理上必要な意見を述べた場合には、当該意見を尊重するものとする。

(海岸法の特例に関する手続)

第八十八条の八 法第十五条の十四第一項の規定により読み替えられた海岸法(昭和三十一年法律第一号)第十条第二項(同法第三十七条の八において準用する場合を含む。)の規定により行う通知は、別表第二十四によるものとする。

2 前項の通知に係る自衛隊の部隊等の長は、法第十五条の十四第二項の規定により当該通知を受けた海岸管理者が海岸の保全上必要な意見を述べた場合には、当該意見を尊重するものとする。

3 第一項の通知に係る自衛隊の部隊等の長は、法第十五条の十四第一項に規定する行為をするに当たっては、災害の発生の防止、公共の安全の確保等に努めるものとする。

(自然公園法の特例に関する手続)

第八十八条の九 法第十五条の十五第一項の規定により読み替えられた自然公園法(昭和三十一年法律第六十一号)第六十八条第一項又は第三項の規定(法第十五条の十五第三項の規定によりその適用について同条第一項の例によることとされて読み替えられた自然公園法第七十三条第一項に規定する条例を含む。)

2 前項の通知をした自衛隊の部隊等の長は、法第十五条の十五第二項の規定(同条第三項の規定によりその適用について同条第二項の例によることとされて読み替えられた自然公園法第七十三条第一項に規定する条例を含む。)

3 前項の通知を受けた環境大臣又は都道府県知事が自然公園の保護上必要な意見を述べた場合には、当該意見を尊重するものとする。

(道路交通法の特例に関する手続)

第八十八条の十 法第十五条の十六第一項の規定により読み替えられた道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第七十七条第一項の規定により行う通知は、文書又は電話(ファクシミリ装置を用いて送信する方法に限る。)

2 前項の通知をした自衛隊の部隊等の長は、法第十五条の十六第二項の規定により当該通知を受けた警察署長が、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要な意見を述べた場合には、当該意見を尊重するものとする。

(河川法の特例に関する手続)

第八十八条の十一 法第十五条の十七第一項の規定により読み替えられた河川法(昭和三十九年法律第六十七号)第九十五条(同法第百条第一項において準用する場合を含む。)

2 前項の通知に係る自衛隊の部隊等の長は、法第十五条の十七第二項又は令第六十一条第二項の規定により当該通知を受けた河川管理者が河川の管理上必要な意見を述べた場合には、当該意見を尊重するものとする。

3 第一項の通知に係る自衛隊の部隊等の長は、法第十五条の十七第一項に規定する行為をするに当たっては、災害の発生の防止、公共の安全の確保等に努めるものとする。

(都市緑地法の特例に関する手続)

第八十八条の十二 法第十五条の二十一第一項の規定により読み替えられた都市緑地法(昭和四十八年法律七十二号)第十四条第八項後段の規定(法第十五条の二十一第三項の規定によりその適用について同条第一項の例によることとされて読み替えられた都市緑地法第二十条第一項に規定する条例を含む。)

2 前項の通知をした自衛隊の部隊等の長は、法第十五条の二十一第二項の規定により当該通知を受けた者が緑地の保全上必要な意見を述べた場合は、法第十五条の二十一第三項の規定により都市緑地法第二十条第一項の規定に基づく条例の規定を適用する場合における法第十五条の二十一第二項の規定の例により意見を述べた場合を含む。)

3 当該意見を尊重するものとする。

(排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律の特例に関する手続)

第八十八条の十三 法第十五条の二十三第一項の規定により読み替えられた排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律(平成二十二年法律第四十一号)第六条第二項又は第九条第五項の規定により行う通知は、別表第二十四によるものとする。

2 前項の通知に係る自衛隊の部隊等の長は、法第十五条の二十三第二項の規定により当該通知を受けた国土交通大臣が排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律第二条第二項に規定する低潮線の保全上又は同法第九条第一項の規定により公告された水域に係る港湾の利用若しくは保全上必要な意見を述べた場合には、当該意見を尊重するものとする。

3 第一項の通知に係る自衛隊の部隊等の長は、法第十五条の二十三第一項に規定する行為をするに当たっては、災害の発生の防止、公共の安全の確保等に努めるものとする。

(津波防災地域づくりに関する法律の特例に関する手続)

第八十八条の十四 法第十五条の二十四第一項の規定により読み替えられた津波防災地域づくりに関する法律(平成二十三年法律第二百三十三号)第二十五条の規定により行う通知は、別表第二十四によるものとする。

2 前項の通知に係る自衛隊の部隊等の長は、法第十五条の二十四第二項の規定により当該通知を受けた津波防護施設管理者が津波防護施設の保全上必要な意見を述べた場合には、当該意見を尊重するものとする。

3 第一項の通知に係る自衛隊の部隊等の長は、法第十五条の二十四第一項に規定する行為をするに当たっては、災害の発生の防止、公共の安全の確保等に努めるものとする。

(海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の特例に関する手続)

第八十八条の十五 法第十五条の二十五第一項の規定により読み替えられた海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律(平成三十年法律第八十九号)第十条第一項の規定により行う通知は、別表第二十四によるものとする。

2 前項の通知に係る自衛隊の部隊等の長は、法第十五条の二十五第二項の規定により当該通知を受けた国土交通大臣が促進区域内海域の利用又は保全上必要な意見を述べた場合には、当該意見を尊重するものとする。

3 第一項の通知に係る自衛隊の部隊等の長は、法第十五条の二十五第一項に規定する行為をするに当たっては、災害の発生の防止、公共の安全の確保等に努めるものとする。

(宅地造成及び特定盛土等規制法の特例に関する手続)

第八十八条の十六 法第十五条の二十七第一項の規定により読み替えられた宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和三十六年法律第九十一号)第十五条第一項(同法第十六条第三項において準用する場合を含む。)若しくは第三十四条第一項(同法第三十五条第三項において準用する場合を含む。)の規定により行う通知又は法第十五条の二十七第三項の規定により読み替えられた宅地造成及び特定盛土等規制法第二十一条第一項、同条第三項、第二十七条第一項、第二十八条第一項、第四十条第一項若しくは同条第三項の規定により行う通知は、別表第二十四によるものとする。

2 前項の通知に係る自衛隊の部隊等の長は、法第十五条の二十七第四項の規定により当該通知を受けた都道府県知事が崖崩れ又は土砂の流出による災害の防止のために必要な意見を述べた場合には、当該意見を尊重するものとする。

3 第一項の通知に係る自衛隊の部隊等の長は、法第十五条の二十七第一項又は第三項に規定する行為をするに当たっては、災害の発生の防止、公共の安全の確保等に努めるものとする。

(通知の手続の特例)

第八十八条の十七 第八十八条の三第一項、第八十八条の四第一項、第八十八条の五第二項及び第五項、第八十八条の六第一項及び第二項、第八十八条の七第一項、第八十八条の八第一項、第八

十八条の九第一項、第八十八条の十一第一項、第八十八条の十二第二項、第八十八条の十三第一項、第八十八条の十四第一項、第八十八条の十五第一項並びに前条第一項に規定する通知については、文書によつては速やかに行うことができないう場合には、口頭又は電信、電話若しくは電子メールによることができる。

2 前項の場合においては、事後において速やかに文書を提出するものとする。ただし、第八十八条の六第一項及び第二項並びに第八十八条の九第一項に規定する通知について、電話(ファクシミリ装置を用いて送信する方法に限る。)又は電子メールにより行つた場合においては、この限りではない。

(通知の写しの送付)

第八十八条の十八 第八十八条の三第一項、第八十八条の四第一項、第八十八条の五第一項、第二項及び第五項、第八十八条の六第一項、第二項及び第四項、第八十八条の七第一項、第八十八条の八第一項、第八十八条の九第一項、第八十八条の十第一項本文、第八十八条の十一第一項、第八十八条の十二第一項、第八十八条の十三第一項、第八十八条の十四第一項、第八十八条の十五第一項並びに第八十八条の十六第一項に規定する通知を行つた自衛隊の部隊等の長は、遅滞なく、当該通知の写し(第八十八条の十第一項ただし書及び前条第二項ただし書の規定により通知を行つた場合にあつては、当該通知の内容を記載した文書)を関係地方防衛局長に送付しなければならない。

(防衛大臣への報告等)

第八十八条の十九 第八十八条の三第一項、第八十八条の四第一項、第八十八条の五第一項、第二項及び第五項、第八十八条の六第一項、第二項及び第四項、第八十八条の七第一項、第八十八条の八第一項、第八十八条の九第一項、第八十八条の十第一項、第八十八条の十一第一項、第八十八条の十二第一項、第八十八条の十三第一項、第八十八条の十四第一項、第八十八条の十五第一項並びに第八十八条の十六第一項に規定する通知を行つた自衛隊の部隊等の長は、撤収を命ぜられ、又は法第七十七条の二の規定による命令が解除されたとき(引き続き法第七十六条第一項(第一号に係る部分に限る。))の規定により出動を命ぜられた場合にあつては、撤収を命ぜられたとき)は、遅滞なく、当該通知の写し(第八十八条の十第一項ただし書及び第八十八条の十七第二項ただし書の規定により通知を行つた場合にあつては、当該通知の内容を記載した文書)を順序を経て防衛大臣に送付するとともに、当該通知を受けた者が述べた意見の内容及び当該意見と当該部隊等がした行為との関係について順序を経て防衛大臣に報告しなければならない。

(関係する自衛隊の部隊等の長及び関係地方防衛局長の連絡及び協力)

第八十八条の二十 法第七十六条第一項(第一号に係る部分に限る。以下この条において同じ。)の規定により出動を命ぜられ、又は法第七十七条の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等の長は、法第十五条の六、第十五条の八、第十五条の十、第十五条の十一、第十五条の十三から第十五条の十七まで、第十五条の二十一及び第十五条の二十三から第十五条の二十五まで、第十五条の二十七並びに令第六十一条の規定を実施するため、関係する自衛隊の部隊等の長及び関係地方防衛局長と緊密な連絡を保たなければならない。

2 法第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられ、又は法第七十七条の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等の長は、法第十五条の六、第十五条の八、第十五条の十、第十五条の十一、第十五条の十三から第十五条の十七まで、第十五条の二十一及び第十五条の二十三から第十五条の二十五まで、第十五条の二十七並びに令第六十一条の規定を実施するため必要と認めるときは、関係する自衛隊の部隊等の長又は関係地方防衛局長に対し協力を求めることができる。

3 法第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられ、又は法第七十七条の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等の長は、前項の規定により協力を求める場合には、当該協力に必要な事項を当該協力を求める自衛隊の部隊等の長又は地方防衛局長に示すものとする。

4 第二項の規定により協力を求められた地方防衛局長は、積極的に協力しなければならない。

(需品の貸付権者)
第八十九条 法第十六条第一項の規定により委任を受けた者は、陸上幕僚長、海上幕僚長、航空幕僚長及び自衛隊の飛行場を管理する陸上自衛隊若しくは海上自衛隊の部隊若しくは機関の長又は航空自衛隊の基地司令(以下「貸付権者」という。)とする。

(需品の無償貸付を行うことができる場合)
第九十条 法第十六条第一項の規定による需品の無償貸付は、次の各号に掲げる場合において、当該航空機の使用者に対して行うことができるものとする。

- 一 航空機が自衛隊の飛行場に不時着した場合
- 二 前号の場合のほか、営利事業以外の用に供せられる航空機で、防衛大臣が、特別の事情があると認めて指定したものが自衛隊の飛行場に着陸した場合

(貸付需品)
第九十一条 法第十六条第一項に規定する防衛省令で定める需品は、航空機用潤滑油及び航空機用消耗部品とする。

(貸付期間)
第九十二条 需品の貸付期間は、三箇月をこえてはならない。

(貸付需品の規制)
第九十三条 防衛大臣は、各貸付権者につき無償貸付を行うことができる需品の規格及び数量を規制することができる。

(需品の引渡し)
第九十四条 貸付権者は、需品の無償貸付を行うことを適当と認める場合においては、当該需品の引渡しを受ける相手方が当該需品の無償貸付を受ける本人又はその正当な代理人であることを確認のうえ、貸付期間及び返還場所を明示して当該需品の引渡しを行うものとする。

2 液体燃料の引渡しは、航空機の燃料タンクに注入することによって行う。

(借受証)
第九十五条 貸付権者は、需品の引渡しを行ったときは、次の各号に掲げる事項を記載した借受証を徴さなければならない。

- 一 需品の引渡しを受けた者の氏名、所属及び住所
- 二 航空機の使用者の氏名及び住所
- 三 引渡しを受けた需品の品名、規格及び数量
- 四 借受期間
- 五 返還場所

(役務の提供権者)
第九十六条 法附則第二項の規定により委任を受けた者は、地方防衛局長、陸上幕僚長、海上幕僚長、航空幕僚長及び日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊に隣接して所在する陸上自衛隊の駐屯地司令、海上自衛隊の部隊若しくは機関の長又は航空自衛隊の基地司令とする。

(役務の対価)
第九十七条 前条に規定する者が、役務を提供する場合においては、あらかじめその対価につき防衛大臣の承認を得なければならない。

(提供役務)
第九十八条 法附則第二項に規定する防衛省令で定める役務は、汚水処理、変電所の運営、給気、給電及び液体燃料の保管とする。

第九十九条 この省令の実施に関し必要な事項は、防衛大臣が定める。

附則 抄
1 この府令は、法施行の日から施行する。

2 保安庁法施行規則(昭和二十七年総理府令第四十五号)は、廃止する。

3 当分の間、防衛大臣は、特に必要があると認めるときは、第二十一条、第二十四条及び第二十九条の規定にかかわらず、自衛官を採用し及び昇任させることができる。

4 保安庁の保安官又は警備官で法施行により引き続き自衛隊の自衛官となつた者が法施行の日の前日におけるその者の階級において既に勤務した期間は、第二十九条の規定の適用については、当該階級に相当する自衛官の階級において勤務した期間に通算するものとする。

5 自衛隊法附則第二項の規定に基づく保安庁職員の服務の宣誓に関する総理府令(昭和二十九年総理府令第三十三号)の規定によりあらかじめ服務の宣誓を行った保安庁の職員は、法施行により引き続き自衛隊の相当の隊員となつた場合には、第三十九条及び第四十条の規定にかかわらず、服務の宣誓を行わないものとする。

6 保安庁の職員で法施行により引き続き自衛隊の隊員となつた者に対し、この府令施行の日前に、従前の規定により与えられた休暇並びに従前の規定に基いてなされた営舎外居住の許可及び保安庁の職員の職以外の職務に従事することについての許可は、それぞれこの府令の相当規定に基いて与えられ若しくはなされたものとみなす。

11 上皇及び上皇后は、第十三条第二項の規定にかかわらず、荣誉礼受礼資格者とする。

附則 (昭和三十年二月二八日総理府令第五号)
この府令は、昭和三十年三月一日から施行する。

附則 (昭和三十年五月三〇日総理府令第一八号)
この府令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和三十年七月一八日総理府令第二四号)
この府令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和三十年九月一七日総理府令第四四号) 抄
この府令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和三十年九月二〇日総理府令第四六号)
この府令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和三十年十一月一〇日総理府令第五八号)
この府令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和三十一年五月三一日総理府令第四三三号)
この府令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和三十一年八月一日総理府令第六五号) 抄
この府令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和三十一年六月一日から適用する。
この府令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和三十一年二月五日総理府令第八七号)
この府令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和三十一年三月一日総理府令第一〇号)
この府令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和三十一年三月二二日総理府令第一二号) 抄
この府令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和三十一年七月三一日総理府令第四八号)
この府令は、昭和三十一年八月一日から施行する。

附則 (昭和三十一年十月四日総理府令第六八号) 抄
この府令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和三十一年一月四日総理府令第七六号)
この府令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和三十一年二月二五日総理府令第八六号)
この府令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和三十一年一月二八日総理府令第五号)
この府令は、公布の日から施行する。

この府令は、公布の日から施行する。ただし、別表第三の改正規定中夏略帽、帽章（海士長以下）及び夏服バンド（三等海曹以上に限る。）に係る部分は、昭和三十三年六月一日から施行する。

附則（昭和三十三年三月一五日総理府令第二二号）抄

この府令は、公布の日から施行する。

附則（昭和三十三年六月一一日総理府令第五三三号）抄

この府令は、昭和三十三年十月一日から施行する。ただし、別表第二の改正規定中短靴に係る部分は昭和三十三年九月二十二日から、第十九条の改正規定並びに別表第二の改正規定中冬正帽、夏正帽、編上靴及び帽章に係る部分は、公布の日から施行する。

附則（昭和三十三年九月二〇日総理府令第七五号）

この府令は、公布の日から施行する。

附則（昭和三十三年九月三〇日総理府令第七六号）

この府令は、昭和三十三年十月一日から施行する。

附則（昭和三十四年一月一六日総理府令第一一七号）

この府令は、公布の日から施行する。

附則（昭和三十五年二月三日総理府令第三三三号）抄

この府令は、公布の日から施行する。

附則（昭和三十五年六月二三日総理府令第三四四号）

この府令は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約の効力発生の日から施行する。

附則（昭和三十五年二月七日総理府令第六一七号）抄

この府令は、公布の日から施行する。

附則（昭和三十六年九月九日総理府令第四五五号）

この府令は、公布の日から施行する。

附則（昭和三十七年二月七日総理府令第二二二号）

この府令は、公布の日から施行する。

附則（昭和三十七年六月三〇日総理府令第四〇〇号）

この府令は、昭和三十七年七月一日から施行する。

附則（昭和三十七年九月二九日総理府令第五四四号）

この府令は、昭和三十七年十月一日から施行する。

附則（昭和三十七年一〇月二〇日総理府令第五八八号）

この府令は、昭和三十七年十一月一日から施行する。ただし、第八十九条及び別表第六の改正規定は、公布の日から施行する。

附則（昭和三十七年二月一日総理府令第六六七号）

この府令は、公布の日から施行する。

附則（昭和三十八年五月七日総理府令第二三三号）

この府令は、公布の日から施行する。

附則（昭和三十八年一〇月一一日総理府令第四五五号）

この府令は、昭和三十八年十二月一日から施行する。

附則（昭和三十九年四月一六日総理府令第二二二号）

この府令は、公布の日から施行する。

附則（昭和三十九年八月一五五五日総理府令第三四四号）抄

この府令は、公布の日から施行する。

附則（昭和四〇年三月二六日総理府令第六六号）抄

この府令は、公布の日から施行し、改正後の第六十二條及び別表第六の規定は、昭和三十九年九月一日から適用する。

附則（昭和四〇年九月二一日総理府令第四三三号）抄

この府令は、公布の日から施行する。

附則（昭和四一年九月二八日総理府令第五〇号）

この府令は、昭和四一年十月一日から施行する。

附則（昭和四三年三月二九日総理府令第一一七号）抄

この府令は、昭和四十三年四月一日から施行する。

附則（昭和四三年六月二四日総理府令第三三八号）

この府令は、昭和四十三年六月二十六日から施行する。

附則（昭和四三年一二月二〇日総理府令第五六六号）

この府令は、昭和四十四年一月一日から施行する。

附則（昭和四五年五月二五日総理府令第一五五号）

この府令は、公布の日から施行する。

附則（昭和四五年一〇月二八日総理府令第四二二号）抄

この府令は、公布の日から施行する。

附則（昭和四六年四月一日総理府令第一七七号）抄

この府令は、公布の日から施行する。

附則（昭和四七年四月五日総理府令第一二二号）

この府令は、公布の日から施行する。

附則（昭和四七年六月一〇日総理府令第四二二号）

この府令は、公布の日から施行する。ただし、別表第八その一、別表第八その二、別表第八その四及び別表第八その五の改正規定は、昭和四十七年六月二十五日から施行する。

2 改正前の自衛隊法施行規則別表第二及び別表第四の規定による品目は、改正後の自衛隊法施行規則別表第二及び別表第四の規定にかかわらず、なお当分の間、これを用いることができる。

3 第一項ただし書に規定する改正規定の施行の際現に自衛隊法第九條第二項の規定により海上自衛隊の使用する船舶が備え付けている書類の様式については、改正後の自衛隊法施行規則別表第八の規定にかかわらず、なお従前の例によるものとする。この場合、当該船舶は、防衛庁長官が発行するとう載人員を証明する書類を別に備え付けるものとする。

附則（昭和四七年一二月一三日総理府令第六六七号）

この府令は、公布の日から施行する。

2 この府令の施行の際、准海尉以上の海上自衛官に使用されている改正前の自衛隊法施行規則別表第三の規定による第一種外とう並びに一等海曹、二等海曹及び三等海曹である海上自衛官に貸与され、又はこれらの者に貸与するために保管されている同表の規定による第二種外とうは、改正後の自衛隊法施行規則別表第三の規定による第一種外とうとみなす。

附則（昭和四八年四月二八日総理府令第二五五号）

この府令は、公布の日から施行する。

附則（昭和四八年一〇月一六日総理府令第五三三号）

この府令は、公布の日から施行する。

附則（昭和四八年一二月二七日総理府令第六三三号）

この府令は、公布の日から施行する。

2 この府令の施行の際、防衛大学の学生に貸与され、又はこれに貸与するために保管されている改正前の自衛隊法施行規則別表第五の規定による冬服ズボン、夏服ズボン及びズボンつりは、改正後の自衛隊法施行規則別表第五の規定による冬服ズボン、夏服ズボン及びズボンつりとみなす。

附則（昭和四八年一二月二六日総理府令第七一七号）

この府令は、公布の日から施行する。

附則（昭和四九年五月一六日総理府令第三〇号）

この府令は、公布の日から施行する。

2 この府令の施行の際現に陸上自衛官が使用している改正前の自衛隊法施行規則別表第二の規定による略帽は、改正後の自衛隊法施行規則別表第二の規定による略帽とみなす。

附 則 (昭和四九年八月一〇日総理府令第五七号)

1 この府令は、公布の日から施行する。

2 この府令の施行の際現に陸上自衛官が使用し、又はこれに貸与し、若しくは支給するために保管されている改正前の自衛隊法施行規則別表第二(一)イの規定による婦人正帽及びその帽章並びに同表(二)ロの規定による冬服上衣、冬服ズボン、夏服上衣、夏服ズボン、演奏用ズボン、冬正帽、夏正帽、ネクタイ及びベルトは、それぞれ改正後の自衛隊法施行規則別表第二(一)イの規定による婦人正帽及びその婦人帽章並びに同表(二)ロの規定による冬服上衣、冬服ズボン、夏服上衣、夏服ズボン、冬服ズボン及び夏服ズボン、冬正帽、夏正帽、ネクタイ並びにベルトとみなす。

附 則 (昭和五〇年三月八日総理府令第八号)

1 この府令は、公布の日から施行する。

2 この府令の施行の際現に海上自衛官が使用し、又はこれに貸与するために保管されている改正前の自衛隊法施行規則(以下「旧規則」という。)別表第三(二)の規定による冬服上衣、夏服上衣、夏服ズボン、ネクタイ、短靴、帽章、階級章及びベルト、航空自衛官が使用し、又はこれに貸与するために保管されている旧規則別表第四(二)の規定による冬服上衣、冬服ズボン、夏服上衣、夏服ズボン、ネクタイ、短靴、飾緒及びズボンつり並びに防衛医科大学の学生及び防衛医科大学の学生が使用し、又はこれに貸与するために保管されている旧規則別表第五の規定による冬服上衣、夏服上衣、防暑衣、防暑ズボン並びに作業服ズボン及び作業用バンドは、それぞれ改正後の自衛隊法施行規則(以下「新規則」という。)別表第三(二)の規定による冬服上衣、夏服上衣、夏服ズボン、ネクタイ、短靴、帽章、階級章及び夏服ベルト、新規別表第四(二)の規定による冬服上衣、冬服ズボン、夏服上衣、夏服ズボン、ネクタイ、短靴、飾緒及びベルト、第一種夏服上衣、第二種夏服ズボン及び作業服ズボンとみなす。

附 則 (昭和五一年三月一五日総理府令第一三三号)

1 この府令は、公布の日から施行する。

2 この府令の施行の際現に、海上自衛官が使用し、又はこれに貸与し、若しくは支給するために保管されている改正前の自衛隊法施行規則別表第三(一)イの規定による冬服上衣、第二種夏服上衣、作業服上衣、作業服ズボン、作業帽、婦人作業帽、丙階級章及び幹部候補者き章は、それぞれ改正後の自衛隊法施行規則別表第三(一)イの規定による冬服上衣、第二種夏服上衣、第一種作業服上衣、作業服ズボン、作業帽、婦人作業帽、丙階級章及び幹部候補者き章とみなす。

附 則 (昭和五二年三月三〇日総理府令第五号)

この府令は、昭和五十二年四月一日から施行する。

附 則 (昭和五四年一〇月二〇日総理府令第四九号)

この府令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五五年一二月五日総理府令第六四号)

この府令は、公布の日から施行する。

1 この府令は、公布の日から施行する。
2 昭和五十六年一月一日において現に一等陸曹、一等海曹又は一等空曹の階級にある自衛官の三等陸尉、三等海尉又は三等空尉への昇任のための試験については、昭和五十九年十二月三十一日までの間、第一条の規定による改正後の自衛隊法施行規則(以下「新規則」という。)第二十八条第一項及び第二十九条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
3 新規別表第二十九条第一項の規定は、陸曹長、海曹長又は空曹長の階級にある自衛官については昭和五十九年十二月三十一日までの間、適用しない。

4 この府令の施行の際現に一等海曹の階級にある幹部自衛官の候補者は、新規別表第三(一)イの規定にかかわらず、第一条の規定による改正前の自衛隊法施行規則別表第三(一)イに規定する幹部自衛官の候補者たる一等海曹の正帽、短靴及び幹部候補者き章を用いることができる。

附 則 (昭和五六年二月二七日総理府令第九号)

この府令は、昭和五十六年三月二十九日から施行する。

附 則 (昭和五七年四月三〇日総理府令第二三三号)

この府令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五七年一〇月一日総理府令第三九号)

この府令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五九年六月三〇日総理府令第三九号)

この府令は、昭和五十九年七月一日から施行する。

附 則 (昭和五九年九月二五日総理府令第四七号)

この府令は、昭和六十年四月一日から施行する。

1 この府令の施行の際現に航空自衛官が使用し、又はこれに貸与し、若しくは支給するために保管されている改正前の自衛隊法施行規則別表第四(一)イの規定による第一種夏服上衣、第二種夏服上衣、第三種夏服上衣、夏服ズボン、婦人第一種夏服上衣、婦人第二種夏服、婦人第三種夏服上衣、婦人夏服スカート及び婦人夏服ズボンは、それぞれ改正後の自衛隊法施行規則別表第四(一)イの規定による第一種夏服上衣、第二種夏服上衣、第三種夏服上衣、夏服ズボン、婦人第一種夏服上衣、婦人第二種夏服、婦人第三種夏服上衣、婦人夏服スカート及び婦人夏服ズボンとみなす。

附 則 (昭和六〇年四月六日総理府令第一八号)

この府令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和六〇年一〇月二三日総理府令第四〇号)

この府令は、昭和六十年十一月一日から施行する。

附 則 (昭和六〇年一二月三〇日総理府令第四一号)

この府令は、公布の日から施行する。

1 この府令の施行の際現に准海尉以上の海上自衛官及び幹部自衛官の候補者たる海曹長が使用し、又はこれに貸与し、若しくは支給するために保管されている改正前の自衛隊法施行規則別表第三(一)イの規定による婦人正帽は、改正後の自衛隊法施行規則別表第三(一)イの規定による婦人正帽とみなす。

附 則 (昭和六〇年一二月二二日総理府令第四六号)

この府令は、公布の日から施行する。

2 昭和六十年七月一日前に離職した隊員の自衛隊法施行規則第六十二条第一項に規定する営利企業体の地位への就職の承認については、なお従前の例による。

附 則 (昭和六一年一月三一日総理府令第一号)

1 この府令は、公布の日から施行し、この府令による改正後の自衛隊法施行規則(以下「新規則」という。)第四十七条第一項から第三項まで及び第五項の規定は、昭和六十一年一月一日から適用する。

2 この府令の施行日前において、改正前の自衛隊法施行規則の規定に基づき同日以後に与えられたるものとされた年次休暇、病気休暇又は特別休暇に係る手続は、それぞれ新法の規定に基づいてなされたものとみなす。

3 昭和六十一年三月三十一日までの間は、新規別表第四十九条第一項の規定にかかわらず、女子である隊員(学生、予備自衛官及び非常勤の隊員を除く。)が、生理日において、就業が著しく困難なため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合又は生理に有害な業務に従事するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における二日以内の期間は特別休暇とする。

附 則 (昭和六一年三月一〇日総理府令第九号)

この府令は、公布の日から施行する。

1 この府令の施行の際現に陸上自衛官が使用し、又はこれに貸与するために保管されている改正前の自衛隊法施行規則別表第二(二)ロの規定によるベルトは、改正後の自衛隊法施行規則別表第二(二)ロの規定によるベルトとみなす。

附則 (昭和六一年三月一八日総理府令第二二号)

- 1 この府令は、公布の日から施行する。
- 2 産後六週間を経過した日がこの府令の施行前であつた女子である隊員については、この府令による改正後の自衛隊法施行規則第四十九条第一項第七号の規定は、適用しない。

附則 (昭和六一年六月七日総理府令第三五号)

- この府令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和六二年三月一〇日総理府令第七号)

- この府令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和六二年四月一日総理府令第一六号)

- 1 この府令は、公布の日から施行する。
- 2 昭和六十一年一月一日からこの府令の施行の前日までの間において日本国有鉄道に使用されてきたことのある者であつて昭和六十二年中に第一条の規定による改正後の自衛隊法施行規則第四十七条の規定の適用を受ける隊員となつたものに係る同年における同条の規定の適用については、その隊員は、日本国有鉄道に使用されていた間は、同条第二項第二号に規定する国家公務員等又は同条第三項第三号に規定する国家公務員等であつたものとみなす。

附則 (昭和六三年二月一九日総理府令第三号)

- 1 この府令は、昭和六十三年四月十七日から施行する。
- 2 この府令の施行の前日において、この府令による改正前の自衛隊法施行規則(以下「旧規則」という。)附則第七項の規定により休業時間が指定されていた隊員で同日が同項の規定により指定権者が定めた期間の末日以外の日となるもの(旧規則附則第六項の規定により休業時間が指定されていた隊員との権衡上調整の必要がある隊員として長官が定める隊員に限る。)及び旧規則附則第六項又は第七項の規定による休業時間の指定が旧規則附則第八項の規定により施行日以後の勤務日又は勤務日の勤務時間に変更されている隊員については、施行日から長官が定める日までの間は、この府令による改正後の自衛隊法施行規則(以下「新規則」という。)附則第六項から第八項までの規定にかかわらず、指定権者は、新規則附則第六項の規定による休業時間の時間数を基礎とし、他の隊員との権衡を考慮して長官が定める時間数の勤務時間を、長官の定めるところにより、休業時間として指定することができる。

附則 (昭和六三年二月二八日総理府令第五九号)

- この府令は、昭和六十四年一月一日から施行する。

附則 (平成元年四月二八日総理府令第二二号)

- 1 この府令は、公布の日から施行する。
- 2 この府令の施行の際現に自衛隊法第九十九条第二項の規定により海上自衛隊の使用する船舶が備え付けている書類の様式については、改正後の自衛隊法施行規則別表第八の規定にかかわらず、なお従前の例によるものとする。

附則 (平成二年四月七日総理府令第七号)

- この府令は、公布の日から施行する。

附則 (平成三年三月二日総理府令第三号)

- この府令は、公布の日から施行する。

附則 (平成三年三月二日総理府令第三号)

- この府令は、公布の日から施行する。

附則 (平成三年三月二日総理府令第三号)

- この府令は、公布の日から施行する。

附則 (平成三年三月二日総理府令第三号)

- この府令は、公布の日から施行する。

附則 (平成三年三月二日総理府令第三号)

- この府令は、公布の日から施行する。

附則 (平成五年四月三〇日総理府令第二八号)

- 2 この府令の施行の際現に、陸上自衛官が使用し、又はこれに貸与し、若しくは支給するために保管されている改正前の自衛隊法施行規則別表第一(一)イの規定による冬服上衣、冬服ズボン、婦人冬服上衣、婦人冬服スカート、婦人冬服ズボン、第一種夏服上衣、第二種夏服上衣、第三種夏服上衣、夏服ズボン、婦人第一種夏服上衣、婦人第二種夏服上衣、婦人第三種夏服上衣、婦人夏服スカート、婦人夏服ズボン、正帽、婦人正帽、略帽及び婦人略帽、ワイシャツ、婦人ワイシャツ、ネクタイ、外とう、婦人外とう、雨衣及び婦人雨衣、短靴、婦人第一種短靴及び婦人第二種短靴、帽章及び婦人帽章、バンド並びに陸曹候補者章は、それぞれ改正後の自衛隊法施行規則別表第二(一)イの冬服上衣、冬服ズボン、婦人冬服上衣、婦人冬服スカート、婦人冬服ズボン、第一種夏服上衣、第二種夏服上衣、第三種夏服上衣、夏服ズボン、婦人第一種夏服上衣、婦人第二種夏服上衣、婦人第三種夏服上衣、婦人夏服スカート、婦人夏服ズボン、正帽、婦人正帽、略帽、ワイシャツ、婦人ワイシャツ、ネクタイ、外とう、婦人外とう、雨衣、短靴、婦人短靴、帽章、バンド並びに陸曹候補者章とみなす。

附則 (平成四年五月二日総理府令第二九号)

- この府令は、平成四年五月一日から施行する。

附則 (平成五年三月二六日総理府令第三号)

- この府令は、平成五年四月一日から施行する。

附則 (平成五年三月二六日総理府令第三号)

- 1 この府令は、平成五年四月一日から施行する。
- 2 この府令の施行の際現に自衛隊法第九十九条第二項の規定により海上自衛隊の使用する船舶が備え付けている改正前の自衛隊法施行規則別表第八の規定による書類については、改正後の様式による書類とみなす。

附則 (平成六年八月二四日総理府令第四八号)

- この府令は、公布の日から施行する。

附則 (平成六年八月二四日総理府令第四八号)

- この府令は、平成六年九月一日から施行する。

附則 (平成七年一月二八日総理府令第六三号)

- 1 この府令は、平成七年一月一日から施行する。
- 2 この府令の施行の際現に海上自衛官が使用し、又はこれに貸与するために保管されている改正前の自衛隊法施行規則別表第三(一)イの規定による第一種作業服上衣、第二種作業服上衣、作業服ズボン、婦人第一種作業服上衣、婦人第二種作業服上衣、婦人作業服ズボン及び甲階級章(防衛庁長官の定める海曹候補者たる自衛官のうち女子であるものの甲階級章に限る。以下同じ。)並びに航空自衛官が使用し、又はこれに貸与するために保管されている改正前の自衛隊法施行規則別表第四(一)イの規定による婦人冬服上衣、婦人冬服スカート、婦人冬服ズボン、婦人第二種夏服上衣、婦人第二種夏服ズボン、婦人夏服スカート、正帽、婦人正帽、略帽及び婦人略帽並びに婦人帽章並びに同表(一)ロの規定による礼服冬上衣、礼服夏上衣、礼帽、婦人礼帽並びに礼帽用帽章及び婦人礼帽用帽章は、それぞれ改正後の自衛隊法施行規則別表第三(一)イの規定による第一種作業服上衣、第二種作業服上衣、作業服ズボン、婦人第一種作業服上衣、婦人第二種作業服上衣、婦人作業服ズボン及び甲階級章並びに改正後の自衛隊法施行規則別表第四(一)イの規定による婦人冬服上衣、婦人冬服スカート、婦人第一種夏服上衣、婦人第二種夏服上衣及び婦人夏服スカート、婦人夏服ズボン、正帽、婦人正帽、略帽並びに帽章、同表(一)ロの規定による礼服冬上衣及び礼服夏上衣並びに同表(一)イの規定による正帽、婦人正帽及び帽章とみなす。

附則 (平成七年一月二八日総理府令第六〇号)

- 1 この府令は、平成八年一月一日から施行する。ただし、別表第五の改正規定は、同年四月一日から施行する。

附則 (平成八年三月二九日総理府令第五号)

- 2 この府令の施行の際現に防衛大学の男子学生及び防衛医科大学校の男子学生が使用し、又はこれに貸与するために保管されている改正前の自衛隊法施行規則別表第五の規定による外とう及び雨衣は、それぞれ改正後の自衛隊法施行規則別表第五の規定による外とう及び雨衣とみなす。

附則 (平成八年三月二九日総理府令第五号)

- この府令は、平成八年四月一日から施行する。

附則 (平成八年三月二九日総理府令第五号)

- この府令は、平成八年四月一日から施行する。

附則 (平成八年三月二九日総理府令第五号)

- この府令は、平成八年四月一日から施行する。

附則 (平成八年三月二九日総理府令第五号)

- この府令は、平成八年四月一日から施行する。

附則（平成八年七月二四日総理府令第四〇号）

- 1 この府令は、公布の日から施行する。
- 2 この府令の施行の際現に海上自衛官が使用し、又は貸与するために保管されている改正前の自衛隊法施行規則別表第三（一）イの規定による第二種夏服上衣、第二種夏服ズボン、婦人第二種夏服上衣、婦人夏服スカート、婦人夏服ズボン、第二種ワイシャツ（三等海曹以上に限る。）、婦人ワイシャツ及び夏服バンドは、それぞれ改正後の自衛隊法施行規則の規定による第一種夏服上衣、第一種夏服ズボン、婦人第三種夏服上衣、婦人第一種夏服スカート、婦人第一種夏服ズボン、第一種ワイシャツ（三等海曹以上に限る。）、婦人第一種ワイシャツ及び第一種夏服バンドとみなす。
- 3 この府令の施行の際現に海上自衛官が使用し、又は貸与するために保管されている改正前の自衛隊法施行規則別表第三（一）イの規定による第一種夏服上衣（幹部自衛官及び准海尉に限る。）、第一種夏服ズボン（幹部自衛官及び准海尉に限る。）、婦人第三種夏服、帽日おおい及び第一種ワイシャツ（幹部自衛官及び准海尉に限る。）、は、改正後の自衛隊法施行規則別表第三（一）イの規定にかかわらず、なおその間、これを用いることができる。

附則（平成八年一〇月一五日総理府令第四九号）

この府令は、平成八年十月二十二日から施行する。

附則（平成八年二月二六日総理府令第五八号）

この府令は、平成九年一月一日から施行する。

附則（平成九年七月三日総理府令第四七号）

この府令は、公布の日から施行する。

附則（平成九年二月二六日総理府令第六五号）

この府令は、平成十年三月二十六日から施行する。

附則（平成一〇年三月二七日総理府令第四〇号）

この府令は、平成十年四月一日から施行する。

附則（平成一〇年四月九日総理府令第一九号）

この府令は、公布の日から施行する。

附則（平成一〇年四月二四日総理府令第二九号）

この府令は、公布の日から施行する。

附則（平成一二二年二月二三日総理府令第一三三号）

この府令は、平成十二年三月三十一日から施行する。

附則（平成一二二年三月三十一日総理府令第一三三号）

この府令の施行の際現に航空自衛官が使用し、又はこれに貸与するために保管されている改正前の自衛隊法施行規則別表第四（一）イの規定による作業服上衣、作業服ズボン、婦人作業服上衣、婦人作業服ズボン、作業帽及び短靴は、それぞれ改正後の自衛隊法施行規則別表第四（一）イの規定による作業服上衣、作業服ズボン、婦人作業服上衣、婦人作業服ズボン、作業帽及び短靴とみなす。

附則（平成一二二年三月二九日総理府令第二七号）

この府令は、平成十二年四月一日から施行する。

附則（平成一二二年四月一〇日総理府令第四九号）

この府令は、公布の日から施行する。ただし、第一条及び第二条の改正規定は、平成十二年六月十六日から施行する。

附則（平成一二二年六月二三日総理府令第六四号）

この府令は、平成十二年七月一日から施行する。

附則（平成一二二年七月一〇日総理府令第七六号）

この府令は、平成十三年四月一日から施行する。

附則（平成一二二年七月一九日総理府令第八一号）

この府令は、公布の日から施行する。

附則（平成一二二年八月一四日総理府令第九二号）

抄

（施行期日）
第一条 この府令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附則（平成一三年三月二九日内閣府令第一九号）

- 1 この府令は、平成十三年三月三十一日から施行する。
- 2 この府令の施行の際現に海上自衛官が使用し、又はこれに貸与するために保管されている改正前の自衛隊法施行規則別表第三（一）イの規定による短靴、婦人第一種短靴及び婦人第二種短靴並びに航空自衛官が使用し、又はこれに貸与するために保管されている改正前の自衛隊法施行規則別表第四（一）イの規定による第二種夏服上衣及び婦人第二種夏服上衣並びに防衛大学の学生及び防衛医科大学の学生が使用し、又はこれに貸与するために保管されている改正前の自衛隊法施行規則別表第五の規定による半長靴、短靴及び女子第一種短靴は、それぞれ改正後の自衛隊法施行規則別表第三（一）イの規定による短靴、婦人第一種短靴及び婦人第一種短靴及び婦人第二種短靴並びに改正後の自衛隊法施行規則別表第四（一）イの規定による第二種夏服上衣及び婦人第二種夏服上衣並びに改正後の自衛隊法施行規則別表第五の規定による半長靴、短靴及び女子第一種短靴とみなす。

附則（平成一三年一二月二日内閣府令第八九号）

この府令は、公布の日から施行する。

附則（平成一三年一二月二八日内閣府令第九八号）

この府令は、平成十四年三月二十七日から施行する。

附則（平成一四年四月一日内閣府令第二八号）

（施行期日）

- 1 この府令は、公布の日から施行する。
（介護休暇に係る期間の改正に伴う経過措置）
- 2 この府令による改正後の自衛隊法施行規則（以下「新規則」という。）第四十九条の二の規定は、この府令による改正前の自衛隊法施行規則（以下「旧規則」という。）第四十九条の二第三項の規定により介護休暇の承認を受けた隊員でこの府令の施行の日（以下「施行日」という。）において当該承認に係る介護を必要とする一の継続する状態についての介護休暇の初日から起算して三月を経過しているもの（当該介護休暇の初日から起算して六月を経過する日までの間に係る隊員に限る。）についても適用する。この場合において、新規則第四十九条の二第二項中「連続する六月の期間内」とあるのは、「平成十四年四月一日から、当該状態についての介護休暇の初日から起算して六月を経過する日までの間」とする。
- 3 旧規則第四十九条の二第三項の規定により介護休暇の承認を受け、施行日において当該承認に係る介護を必要とする一の継続する状態についての介護休暇の初日から起算して三月を経過していない隊員の介護休暇の期間については、新規則第四十九条の二第二項中「連続する六月の期間内」とあるのは、「当該状態についての介護休暇の初日から起算して六月を経過する日までの間」とする。

附則（平成一四年一二月三日内閣府令第七四号）

（施行期日）

- 1 この府令は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- 2 この府令の施行の際現に陸上自衛官が使用し、又はこれに貸与するために保管されている改正前の自衛隊法施行規則別表第二（一）ロの規定によるワイシャツ及び同表（二）ロの規定による短靴は、それぞれ改正後の自衛隊法施行規則別表第二（一）ロの規定による第一種ワイシャツ並びに同表（二）ロの規定による冬短靴、婦人第一種冬短靴、第一種夏短靴及び婦人第一種夏短靴とみなす。
- 3 この府令の施行の際現に女子である陸上自衛官が使用し、又はこれに貸与するために保管されている改正前の自衛隊法施行規則別表第二（二）ロの規定による第一種冬正帽、第二種冬正帽、

前の自衛隊法施行規則別表第五の規定による防衛大学校女子冬服上衣、防衛大学校女子冬服スカート、防衛大学校女子冬服ズボン、防衛大学校女子第一種夏服上衣、防衛大学校女子第一種夏服スカート、防衛大学校女子夏服ズボン、防衛大学校女子第二種夏服上衣、防衛大学校女子第二種夏服スカート、防衛大学校女子冬正帽、防衛大学校女子夏正帽、防衛大学校女子外とう及び防衛大学校女子雨衣は、改正後の自衛隊法施行規則別表第二(一)イ、別表第三(一)イ、別表第四(一)イ及び別表第五の規定にかかわらず、なお当分の間、これを用いることができる。

附則 (平成一五年六月一三日内閣府令第六四号)
この府令は、公布の日から施行する。

附則 (平成一五年八月一日内閣府令第七八号)
この府令は、公布の日から施行する。

附則 (平成一五年一〇月八日内閣府令第九二号)
この府令は、公布の日から施行する。

附則 (平成一六年七月二八日内閣府令第七〇号)
この府令は、平成一六年七月二十九日から施行する。

附則 (平成一六年七月二九日内閣府令第七一号)
この府令は、公布の日から施行する。

附則 (平成一六年九月一七日内閣府令第七六号)
この府令は、公布の日から施行する。

附則 (平成一六年一〇月二八日内閣府令第八四号) 抄
(施行期日)
この府令は、防衛庁の職員との給与等に関する法律の一部を改正する法律(平成一六年法律第三十七号)の施行の日(以下「施行日」という。)から施行する。

第一条 防衛庁の職員との給与等に関する法律の一部を改正する法律(平成一六年法律第三十七号)の施行の日(以下「施行日」という。)から施行する。

第二条 自衛隊法施行規則の改正に伴う経過措置
防衛庁の職員との給与等に関する法律の一部を改正する法律附則第二項の規定により同法による改正後の防衛庁の職員との給与等に関する法律(以下「改正後の防衛庁職員給与法」という。)別表第二自衛隊教官俸給表の職務の級又は一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成一六年法律第三十六号)第一条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)以下「改正後の一般職給与法」という。)別表第六口教育職俸給表(二)における職務の級を定められた隊員の施行日におけるその者が施行日の前日において属していた職務の級に同日まで引き続き在職していた期間の通算及び施行日以後の職務の級の一般上位の職務の級への昇任については、改正後の防衛庁職員給与法別表第二自衛隊教官俸給表における職務の級を定められた隊員にあっては防衛庁長官の定めるところにより、改正後の一般職給与法別表第六口教育職俸給表(二)における職務の級を定められた隊員にあっては一般職に属する国家公務員の例によるものとする。

附則 (平成一六年一二月二八日内閣府令第一〇六号)
(施行期日)
この府令は、平成一七年一月一日から施行する。

(経過措置)
この府令による改正後の自衛隊法施行規則第四十九条第一項第九号の長官が定める期間(当該期間の初日を除く。)にこの府令の施行の日がある隊員で、同日前の当該期間にこの府令による改正前の自衛隊法施行規則第四十九条第一項第九号の休暇を使用したものについては、長官が定める日又は時間の改正後の自衛隊法施行規則第四十九条第一項第九号の休暇を使用したものとみなす。

附則 (平成一七年四月一日内閣府令第四六号)
(施行期日)

この府令は、公布の日から施行する。
(経過措置)

2 この府令の施行の際現に海上自衛官が使用し、又はこれに貸与するために保管されている改正前の自衛隊法施行規則別表第三(一)イの規定による第一種外とう、女性第一種外とう、雨衣及び女性雨衣は、改正後の自衛隊法施行規則別表第三(一)イの規定にかかわらず、なお当分の間、これを用いることができる。

附則 (平成一七年七月二九日内閣府令第八七号) 抄
(施行期日)
この府令は、公布の日から施行する。

(自衛隊法施行規則の改正に伴う経過措置)
防衛庁設置法等の一部を改正する法律附則第二条の規定により一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)別表第六イ教育職俸給表(一)における職務の級を定められた隊員のこの府令の施行の日(以下「施行日」という。)におけるその者が施行日の前日において属していた職務の級に同日まで引き続き在職していた期間の通算及び施行日以後の職務の級の一般上位の職務の級への昇任については、人事院規則九一八―五四(人事院規則九一八(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する人事院規則)附則第二項及び第三項の規定を準用する。

3 防衛庁設置法等の一部を改正する法律附則第二条の規定により一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)別表第六イ教育職俸給表(一)における職務の級を定められた隊員のこの府令の施行の日(以下「施行日」という。)におけるその者が施行日の前日において属していた職務の級に同日まで引き続き在職していた期間の通算及び施行日以後の職務の級の一般上位の職務の級への昇任については、人事院規則九一八―五四(人事院規則九一八(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する人事院規則)附則第二項及び第三項の規定を準用する。

附則 (平成一八年三月二三日内閣府令第一四号)
(施行期日)
この府令は、平成一八年三月二十七日から施行する。

(経過措置)
この府令の施行の際現に陸上自衛官が使用し、又はこれに貸与するために保管されている改正前の自衛隊法施行規則別表第二(一)イの規定による女性第二種夏服上衣、女性第三種夏服上衣及び女性ワイシャツ並びにこの府令の施行の際現に海上自衛官が使用し、又はこれに貸与するために保管されている改正前の自衛隊法施行規則別表第三(一)イの規定による冬服上衣(三等海曹以上)は、改正後の自衛隊法施行規則別表第二(一)イ及び別表第三(一)イの規定にかかわらず、なお当分の間、これを用いることができる。

附則 (平成一八年三月三〇日内閣府令第二七号) 抄
(施行期日)
この府令は、平成一八年四月一日から施行する。

(自衛隊法施行規則の改正に伴う経過措置)
防衛庁の職員との給与等に関する法律の一部を改正する法律(平成一七年防衛庁給与改正法)という。附則第八号第二項の規定によりその者の平成一八年四月一日(以下「切替日」という。)における職務の級を定められた隊員に対する第一条の規定による改正後の自衛隊法施行規則別表第六の規定の適用については、切替日の前日においてその者が属していた職務の級に同日まで引き続き在職していた期間を、その者の切替日において定められた職務の級に在級する期間に通算する。

附則 (平成一八年七月二八日内閣府令第七四号)
(施行期日)
この府令は、平成一八年七月三十一日から施行する。

(自衛隊法施行規則の改正に伴う経過措置)
この府令の施行の日(以下この条において「施行日」という。)前に第二条の規定による改正前の自衛隊法施行規則別表第六書記官の項第四号に掲げる在職期間又は同号に掲げる防衛参事官等俸給表の職務の級三級の職としての在職期間を有する者に対する改正後の自衛隊法施行規則別表第六書記官の項の適用については、施行日の前日における当該在職期間を施行日以後の同表書記官の項第二号に掲げる資格要件としての在職期間に通算するものとする。

附則 (平成一八年九月一五日内閣府令第七九号)
(施行期日)
この府令は、平成一八年九月二十日から施行する。

附則 (平成一八年九月一五日内閣府令第七九号)
(施行期日)
この府令は、平成一八年九月二十日から施行する。

附則 (平成一九年一月四日内閣府令第二号)
(施行期日)
この府令は、公布の日から施行する。

この府令は、防衛庁設置法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第百十八号）の施行の日（平成十九年一月九日）から施行する。

附 則（平成十九年八月三十一日防衛省令第二号）

この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成十九年七月三十一日防衛省令第五号）抄

（施行期日）

1 この省令は、平成十九年八月一日から施行する。

附 則（平成十九年七月三十一日防衛省令第七号）

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、別表第四の改正規定は、平成二十年三月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の際現に陸上自衛官が使用し、又はこれに貸与するために保管されている改正前の自衛隊法施行規則別表第二（一）イの規定による作業服上衣、作業服ズボン、作業帽及び半長靴並びにこの省令の施行の際現に海上自衛官が使用し、又はこれに貸与するために保管されている改正前の自衛隊法施行規則別表第三（一）イの規定による女性冬服ズボン及び女性第二種夏服ズボン並びにこの省令の施行の際現に航空自衛官が使用し、又はこれに貸与するために保管されている改正前の自衛隊法施行規則別表第四（一）イの規定による冬服上衣、冬服ズボン、女性冬服ズボン、女性冬服スカート、女性冬服ズボン、第一種夏服ズボン、第二種夏服ズボン、夏服ズボン、女性夏服ズボン、女性夏服スカート、女性夏服ズボン、正帽、階級章、バンド及び空曹候補者き章とみなす。

附 則（平成十九年八月二〇日防衛省令第九号）

この省令は、防衛省設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律（平成十九年法律第八十号）の施行の日（平成十九年九月一日）から施行する。

附 則（平成十九年八月三十一日防衛省令第一三三号）

この省令は、平成十九年九月一日から施行する。

附 則（平成十九年九月二五日防衛省令第一四号）

この省令は、平成十九年十月一日から施行する。

附 則（平成二〇年三月三十一日防衛省令第四号）

（施行期日）

1 この省令は、平成二十年四月一日から施行する。
2 この省令の施行の際現に陸上自衛官が使用し、又はこれに貸与するために保管されている改正前の自衛隊法施行規則別表第二（一）イの規定による作業外被並びにこの省令の施行の際現に航空自衛官が使用し、又はこれに貸与するために保管されている改正前の自衛隊法施行規則別表第四（一）イ及び別表第四（二）ロの規定による礼服夏ズボンは、改正後の自衛隊法施行規則別表第二（一）イ及び別表第四（一）ロの規定にかかわらず、なお当分の間、これを用いることができる。

附 則（平成二〇年九月一日防衛省令第六号）

この省令は、平成二十年十月一日から施行する。

2 この省令の施行の際現に航空自衛官が使用し、又はこれに貸与するために保管されている改正前の自衛隊法施行規則別表第四（一）ロの規定による礼服用階級章は、改正後の自衛隊法施行規則別表第四（一）ロの規定にかかわらず、平成二十年十二月三十一日までの間、これを用いることができる。

附 則（平成二〇年九月三〇日防衛省令第七号）

この省令のうち、第四十七条第二項第二号の改正規定は平成二十年十月一日から、第四十九条第一項第二号の改正規定は平成二十一年五月二十一日から施行する。

附 則（平成二二年三月二一日防衛省令第一号）

（施行期日）

1 この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の日（以下「施行日」という。）前から引き続き在職する自衛官以外の隊員（学生、予備自衛官、即応予備自衛官、予備自衛官補及び非常勤の隊員を除く。）であつて、施行日の前日における年次休暇の残日数が半日の端数があるものの施行日以後の平成二十一年における年次休暇の日数については、同年一月一日から施行日の前日までの間の半日の年次休暇の使用を四時間の年次休暇の使用とみなして得られる同日における年次休暇の残日数とする。

附 則（平成二二年四月二一日防衛省令第六号）

（施行期日）

1 この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の際現に海上自衛官が使用し、又はこれに貸与するために保管されている改正前の自衛隊法施行規則別表第三（一）イの規定による第三種夏服上衣（二三等海曹以上）及び女性第一種夏服ズボン並びにこの省令の施行の際現に航空自衛官が使用し、又はこれに貸与するために保管されている改正前の自衛隊法施行規則別表第四（一）イの規定による作業服上衣、作業服ズボン、女性作業服ズボン、女性作業服ズボン及び作業帽並びにこの省令の施行の際現に防衛大学校及び防衛医科大学校の学生が使用し、又はこれに貸与するために保管されている改正前の自衛隊法施行規則別表第五の規定による半長靴は、それぞれ改正後の自衛隊法施行規則別表第三（一）イ、別表第四（一）イ及び別表第五の規定にかかわらず、なお当分の間、これを用いることができる。

附 則（平成二二年七月三十一日防衛省令第九号）

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の際現に海上自衛官が使用し、又はこれに貸与するために保管されている改正前の自衛隊法施行規則別表第三（一）イの規定による甲階級章は、改正後の自衛隊法施行規則別表第三（一）イの規定にかかわらず、なお当分の間、これを用いることができる。

附 則（平成二二年七月一七日防衛省令第一〇号）

この省令は、海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律（平成二十一年法律第五十五号）の施行の日から施行する。

附 則（平成二二年七月二九日防衛省令第一二二号）

この省令は、平成二十一年八月一日から施行する。

附 則（平成二二年八月一八日防衛省令第一三三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二二年十一月二〇日防衛省令第一四号）

（施行期日）

1 この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の日前に第一条による改正前の自衛隊法施行規則第二十四条第二項ただし書に規定する陸曹候補者、海曹候補者又は空曹候補者たる自衛官のうち専ら教育訓練のみを受けるものとして三等陸士、三等海士又は三等空士に採用されたものは、三等陸曹、三等海曹又は三等空曹にそれぞれ昇任するまでの間は、引き続き専ら教育訓練のみを受けるものとする。

附則 (平成二十二年三月二十九日防衛省令第三号)

この省令は、自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律の施行の日(平成二十二年四月一日)から施行する。

附則 (平成二十二年三月三〇日防衛省令第四号)

この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

附則 (平成二十二年六月一〇日防衛省令第九号)

1 この省令は、平成二十二年七月一日から施行する。ただし、第一条中自衛隊法施行規則別表第二から別表第四までの改正規定は公布の日から、第一条中自衛隊法施行規則別表第二(一)イの表階級章の項の改正規定、別表第二の図(一)イ甲階級章の図の改正規定、同表の図(一)イ乙階級章の図の改正規定、別表第三(一)イの表女性帽章の項の改正規定、同表階級章の項の改正規定、別表第三の図(一)イ女性帽章の図の改正規定、同表の図(一)イ乙階級章の図の改正規定、別表第四(一)イの表階級章の項の改正規定及び別表第七の改正規定、第二条中防衛省の職員に対する寒冷地手当支給規則第一条の改正規定並びに次項の規定は同年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 防衛省設置法等の一部を改正する法律附則第五条の規定によりその階級及び俸給についてなお従前の例によることとされる三等陸士に対する自衛隊法施行規則別表第二及び別表第七の規定の適用については、第一条の規定による改正後の自衛隊法施行規則別表第二及び別表第七の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則 (平成二十二年六月二二日防衛省令第一〇号)

(施行期日)

1 この省令は、平成二十二年六月三十日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の日前に使用された改正前の自衛隊法施行規則第四十九条第一項第九号の三の休暇については、改正後の自衛隊法施行規則第四十九条第一項第九号の三の休暇として使用されたものとみなす。

附則 (平成二十二年六月二三日防衛省令第一一号)

この省令は、排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律の施行の日(平成二十二年六月二十四日)から施行する。

附則 (平成二十二年二月二二日防衛省令第一九号)

この省令は、平成二十三年一月一日から施行し、改正後の自衛隊法施行規則第四十八条の規定は、同日以後に使用した病気休暇について適用する。

附則 (平成二十三年四月一日防衛省令第七号)

(施行期日)

1 この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現に陸上自衛官が使用し、又はこれに貸与するために保管されている改正前の自衛隊法施行規則(以下この項において「旧規則」という。)別表第二(一)イの表の規定による冬服ズボン、旧規則別表第二(一)ロの表の規定による礼服冬服ズボン、旧規則別表第二(二)イの表の規定による冬服ズボン並びに旧規則別表第二(二)ロの表の規定による第一種冬服ズボン及び第三種夏服ズボンは、それぞれ改正後の自衛隊法施行規則別表第二の規定にかかわらず、なお自分の間、これを用いることができる。

附則 (平成二十三年五月三〇日防衛省令第一〇号)

この省令は、平成二十三年六月一日から施行する。

附則 (平成二十三年二月二〇日防衛省令第一五号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成二十三年二月二六日防衛省令第一六号)

この省令は、津波防災地域づくりに関する法律の施行の日(平成二十三年十二月二十七日)から施行する。

附則 (平成二十四年二月一七日防衛省令第一号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成二十四年三月二三日防衛省令第五号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成二十四年八月三日防衛省令第一二号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成二十四年八月二〇日防衛省令第一三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成二十五年一月一〇日防衛省令第一号)

この省令は、日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定の効力発生の日から施行する。

附則 (平成二十五年三月二九日防衛省令第七号)

この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

附則 (平成二十五年一月一〇日防衛省令第一二号)

この省令は、災害対策基本法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第五十四号) 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日(平成二十五年十月一日)から施行する。

附則 (平成二十六年二月二二日防衛省令第一号)

この省令は、国家公務員の配偶者同行休業に関する法律の施行の日(平成二十六年二月二十一日)から施行する。

附則 (平成二十六年三月三一日防衛省令第五号)

この省令は、自衛隊法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日(平成二十六年四月一日)から施行する。

附則 (平成二十六年五月一六日防衛省令第七号)

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

1 この省令の施行の際現に航空自衛官が使用し、又はこれに貸与するために保管されている改正前の自衛隊法施行規則別表第四(二)の規定による冬服上衣、女性第一種冬服上衣、女性第二種冬服上衣、冬服ズボン、女性夏服スカート、夏服上衣、女性第一種夏服上衣、女性第二種夏服上衣、夏服ズボン、女性夏服スカート、正帽、女性第一種正帽、女性第二種正帽、帽日おおい、ワイシャツ、女性ワイシャツ、ネクタイ、女性第一種ネクタイ、外とう、女性外とう、短靴、女性第一種短靴、女性第二種短靴、飾緒、帽章、階級章、ベルト及び脚はんは、それぞれ改正後の自衛隊法施行規則別表第四(二)の規定にかかわらず、なお自分の間、これを用いることができる。

附則 (平成二十六年五月三〇日防衛省令第八号)

(施行期日)

1 この省令は、国家公務員法等の一部を改正する法律の施行の日(平成二十六年五月三十日)から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の日から起算して三年を経過する日までの間は、この省令による改正後の自衛隊法施行規則(以下「新規規則」という。)第二十八条、第二十九条第一項、第三十一条の二第一

項及び第三十一条の三第一項の規定の適用については、新規則第二十八条第一項中「人事評価等（法第三十一条第三項に規定する人事評価をいい、国際機関又は民間企業に派遣されていたことその他の事情により、当該人事評価が行われていない場合にあつては、当該人事評価以外の能力の実証をいう。以下この条、次条第一項、第三十一条の二第一項及び第三十一条の三第一項において同じ。）の結果」とあるのは、「人事評価等（法第三十一条第三項に規定する人事評価をいい、国際機関又は民間企業に派遣されていたことその他の事情により、当該人事評価が行われていない場合にあつては、当該人事評価以外の能力の実証をいう。以下この条、次条第一項、第三十一条の二第一項及び第三十一条の三第一項において同じ。）の結果又はその他の能力の実証」と、同条第二項中「人事評価等の結果」とあるのは、「人事評価等の結果に基づき勤務成績が極めて良好である者として防衛大臣が定めるもの」とあるのは、「人事評価等の結果に基づき勤務成績が極めて良好である者として防衛大臣が定めるもの又は勤務成績が防衛大臣の定める勤務の評定において最上級の区分に属するものとされている者」と、新規則第三十一条の二第一項及び第三十一条の三第一項中「人事評価等の結果」とあるのは、「人事評価等の結果又はその他の能力の実証」とする。

附 則（平成二十六年七月二十四日防衛省令第一〇号）
この省令は、平成二十六年七月二十五日から施行する。

附 則（平成二十七年三月一日防衛省令第一号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十七年三月二日防衛省令第四号）
この省令は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

附 則（平成二十七年十月一日防衛省令第一七号）
この省令は、平成二十七年十月一日から施行する。

附 則（平成二十八年三月一六日防衛省令第五号）
この省令は、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

附 則（平成二十八年三月二三日防衛省令第六号）
（施行期日）
1 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）
2 この省令の施行の際現に航空自衛官が使用し、又はこれに貸与するために保管されている改正前の自衛隊法施行規則別表第四（一）イの規定によるネクタイ、外とう、女性外とう、雨衣及び女性雨衣、同表（一）ロの規定による女性ネクタイ並びに同表（二）の規定による女性第一種ネクタイは、それぞれ改正後の自衛隊法施行規則別表第四の規定にかかわらず、当分の間、これを用いることができる。

附 則（平成二十八年三月二五日防衛省令第七号）
この省令は、我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年三月二十九日）から施行する。

附 則（平成二十八年三月三一日防衛省令第一〇号）
この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二十八年二月二八日防衛省令第一八号）
（施行期日）
1 この省令は、平成二十九年一月一日から施行する。

（経過措置）
2 この省令による改正前の自衛隊法施行規則第四十九条の二第三項の規定により介護休暇の承認を受けた隊員であつて、この省令の施行の日において当該介護休暇の初日（以下この項において

単に「初日」という。）から起算して六月を経過していないものの当該介護休暇に係るこの省令による改正後の自衛隊法施行規則第四十九条の二第二項に規定する指定期間については、自衛隊法施行規則第四十四条第十二項に規定する所属長は、防衛大臣の定めるところにより、初日から当該隊員の申出に基づくこの省令の施行の日以後の日（初日から起算して六月を経過する日までの日に限る。）までの期間を指定するものとする。

附 則（平成二十九年一月二三日防衛省令第一号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十九年三月二八日防衛省令第三号）
（施行期日）
1 この省令は、平成二十九年三月三十一日から施行する。

（経過措置）
2 この省令の施行の際現に陸上自衛官が使用し、又はこれに貸与するために保管されている改正前の自衛隊法施行規則別表第二（二）イの規定による冬服上衣、冬服ズボン、夏服上衣、夏服ズボン、冬正帽、夏正帽、ワイシャツ、ネクタイ、短靴、飾緒、帽章、階級章及びバンド、別表第二（二）ロの規定による第二種冬服上衣、女性第三種冬服上衣、第二種冬服ズボン、第二種夏服上衣、女性第三種夏服上衣、第二種夏服ズボン、第一種冬正帽、第二種冬正帽、第一種夏正帽、第二種夏正帽、ワイシャツ、女性第一種ワイシャツ、ネクタイ、冬短靴、帽章、階級章、バンド及びベルト並びに海上自衛官が使用し、又はこれに貸与するために保管されている改正前の自衛隊法施行規則別表第三（一）イの規定による第一種作業服上衣、第二種作業服上衣、作業服ズボン、女性第一種作業服上衣、女性第二種作業服上衣、女性作業服ズボン、作業帽、帽章及び女性帽章は、それぞれ改正後の自衛隊法施行規則別表第二及び別表第三の規定にかかわらず、当分の間、これを用いることができる。

附 則（平成二十九年三月三一日防衛省令第五号）
この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則（平成二十九年八月二八日防衛省令第一〇号）
この省令は、平成二十九年九月一日から施行する。

附 則（平成二十九年十一月一〇日防衛省令第二号）
（施行期日）
1 この省令は、平成二十九年十一月三十日から施行する。

（経過措置）
2 この省令の施行の際現に防衛省設置法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十二号）による改正前の自衛隊法第九十九条第二項の規定により海上自衛隊の使用する船舶が備え付けられている書類の様式については、この省令による改正後の自衛隊法施行規則別表第八の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成二十九年十一月二二日防衛省令第一六号）
この省令は、平成三十年一月一日から施行する。

附 則（平成三十年三月二六日防衛省令第二号）
（施行期日）
1 この省令は、平成三十年三月二十七日から施行する。

（自衛官の服制に関する経過措置）
2 この省令の施行の際現に陸上自衛官が使用し、又はこれに貸与するために保管されている改正前の自衛隊法施行規則別表第二（二）イの規定による冬服上衣、冬服ズボン、女性冬服上衣、女性冬服スカート、女性冬服ズボン、第一種夏服上衣、第二種夏服上衣、第三種夏服上衣、夏服ズボン、女性第一種夏服上衣、女性第二種夏服上衣、女性第三種夏服上衣、女性夏服スカート、女性夏服ズボン、正帽、女性正帽、略帽、ワイシャツ、女性ワイシャツ、ネクタイ、外とう、女性外とう、雨衣、短靴、女性短靴、帽章、階級章、バンド及び陸曹候補者章、同表（二）ロの規定による第一種礼服冬上衣、第二種礼服冬上衣、第一種礼服冬ズボン、女性第一種礼服冬上衣、

女性第二種礼服冬上衣、女性第一種礼服夏上衣、女性第二種礼服夏上衣、女性第一種礼服スカート、女性第二種礼服スカート、第一種礼服夏上衣、第二種礼服夏上衣、第一種礼服夏ズボン、第二種礼服夏ズボン、腹飾帯、女性腹飾帯、礼帽、女性礼帽、夏礼帽、第一種ワイシャツ、第二種ワイシャツ、女性第一種ワイシャツ、女性第二種ワイシャツ、ネクタイ、女性ネクタイ、第一種礼服用短靴、女性第一種礼服用短靴、第一種礼服用飾緒（陸将及び陸将補に限る。）及び礼帽用帽章、同表（二）イの規定によるバンド、同表（二）ロの規定による第一種演奏服冬服上衣、女性第一種演奏服冬服上衣、女性第二種演奏服冬服上衣、第一種演奏服冬服ズボン、女性第一種演奏服冬服ズボン、女性第二種演奏服冬服ズボン、第一種演奏服夏上衣、第一種演奏服夏ズボン、女性第一種演奏服夏ズボン、第一種冬正帽、女性第一種冬正帽、女性第二種冬正帽、第一種夏正帽、女性第一種夏正帽、女性第二種夏正帽、第一種ワイシャツ、第二種ワイシャツ、女性第一種ワイシャツ、女性第二種ワイシャツ、第一種ネクタイ、女性第一種ネクタイ、女性第二種ネクタイ、外とう、女性外とう、女性腹飾帯、第一種短靴、女性第一種短靴、第一種飾緒、第一種帽章、第一種階級章、第一種バンド、第二種バンド及び陸曹候補者章並びに海上自衛官が使用し、又はこれに貸与するために保管されている改正前の自衛隊法施行規則別表第三（一）イの規定による第二種夏服上衣、第二種夏服ズボン、女性第二種夏服上衣及び女性第二種夏服ズボンは、それぞれ改正後の自衛隊法施行規則別表第二及び別表第三の規定にかかわらず、当分の間、これを用いることができる。

附 則（平成三〇年九月二七日防衛省令第六号）

この省令は、平成三十年十月一日から施行する。

附 則（平成三一年三月二八日防衛省令第四号）

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則（平成三二年三月二九日防衛省令第五号）

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則（平成三二年四月一日防衛省令第六号）

この省令は、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の施行の日（平成三十一年四月一日）から施行する。

附 則（平成三二年四月二六日防衛省令第八号）

（施行期日）
1 この省令は、平成三十一年五月一日から施行する。

（この省令の失効）

2 この省令は、この省令の施行の日以前に皇室典範（昭和二十二年法律第三号）第四条の規定による皇位の継承があったときは、その効力を失う。

附 則（令和元年六月二六日防衛省令第四号）

（施行期日）
1 この省令は、令和元年七月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令による改正後の様式を使用するに当たっては、必要に応じ、各様式中「令和」とあるのは「平成」とする修正を加えたものを使用することができる。

附 則（令和元年一月二九日防衛省令第七号）

（施行期日）

1 この省令は、令和二年四月二十七日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 防衛大臣は、この省令による改正後の第二十二條第二項及び第二十六條第一項の規定による採用試験の実施に必要な告示その他の準備行為は、この省令の施行の日前においても行うことができる。

附 則（令和元年二月二六日防衛省令第一〇号）
この省令は、所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号）附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日（令和二年一月一日）から施行する。

附 則（令和二年三月三一日防衛省令第四号）

この省令は、令和二年四月一日から施行する。

附 則（令和二年六月三〇日防衛省令第五号） 抄

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年二月二八日防衛省令第二二号）

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和三年一月二九日防衛省令第一号）

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和三年二月二四日防衛省令第九号）

この省令は、令和四年一月一日から施行する。

附 則（令和四年四月一日防衛省令第五号）

（施行期日）

1 この省令は、令和四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の際現に航空自衛官が使用し、又はこれに貸与するために保管されているこの省令による改正前の別表第四（二）の規定による冬服上衣、女性第一種冬服上衣、冬服ズボン、女性冬服ズボン、夏服上衣、女性第一種夏服上衣、夏服ズボン、女性夏服ズボン、ワイシャツ、女性ワイシャツ及びネクタイは、それぞれこの省令による改正後の別表第四（二）の規定による第一種演奏服冬服上衣、女性第一種演奏服冬服上衣、演奏服冬服ズボン、女性演奏服冬服ズボン、第一種演奏服夏服上衣、女性第一種演奏服夏服上衣、演奏服夏服ズボン、女性演奏服夏服ズボン、第一種ワイシャツ、第一種女性ワイシャツ及び第一種ネクタイとみなす。

3 この省令の施行の際現に海上自衛官が使用し、又はこれに貸与するために保管されているこの省令による改正前の別表第三（一）イの規定による冬服上衣、女性冬服上衣、第一種夏服上衣及び女性第一種夏服上衣並びに航空自衛官が使用し、又はこれに貸与するために保管されているこの省令による改正前の別表第四（一）ロの規定による礼服冬ズボン、女性礼服冬ズボン、女性礼服夏上衣、女性礼服スカート、礼服夏上衣、礼服ズボン、腹飾帯、ワイシャツ及び女性ワイシャツ並びに同表（二）の規定による女性第二種冬服上衣、女性冬服スカート、女性第二種夏服上衣、女性夏服スカート、女性第二種ネクタイ及び腹飾帯は、この省令による改正後の別表第三（一）イ、別表第四（一）ロ及び同表（二）の規定にかかわらず、当分の間、これを用いることができる。

附 則（令和四年九月一日防衛省令第九号）

別表第一その二（第四条関係）

この省令は、令和四年十月一日から施行する。
附 則 （令和五年三月三十一日防衛省令第二号）
 この省令は、令和五年四月一日から施行する。
附 則 （令和五年四月五日防衛省令第六号）
 （施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。
 （経過措置）

2 この省令の施行の際現に海上自衛官が使用し、又はこれに貸与するために保管されているこの省令による改正前の別表第三（一）イの規定による正帽、女性正帽、帽章、女性帽章、階級章及び幹部候補者章、同表（二）の規定による第一種演奏服冬服上衣、正帽、女性第二種正帽、帽章、女性帽章及び階級章並びに学生が使用し、又はこれに貸与するために保管されているこの省令による改正前の別表第五の規定による冬服上衣、作業服上衣、作業服スボン、女子作業服上衣及び女子作業服ズボン並びに陸上自衛隊高等工科大学の生徒が使用し、又はこれに貸与するために保管されているこの省令による改正前の別表第五の二の規定による冬服上衣は、それぞれ改正後の自衛隊法施行規則別表第三、別表第五及び別表第五の二の規定にかかわらず、当分の間、これを用いることができる。

附 則 （令和五年五月二十六日防衛省令第八号）

この省令は、宅地造成等規定法の一部を改正する法律の施行の日（令和五年五月二十六日）から施行する。

附 則 （令和五年二月二十八日防衛省令第一七号）

この省令は、令和六年一月一日から施行する。

附 則 （令和六年一月二日防衛省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （令和六年二月二十六日防衛省令第二号）

この省令は、漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

別表第一その一（第四条関係）

別表第一その一（第四条関係）（第五〇号附第八一）
（注）
 番号
 氏名
 職名
 階級
 所属
 賞状
 年月日
（注）
 1 整理番号は、特別賞状特、第一級賞状甲、第二級賞状、第三級賞状丙、第四級賞状丁、第五級賞状戊を冠し、発行順に番号をつける。
 2 紙質は、上質のものを用い、特別賞状、第一級賞状及び第二級賞状はA版、第三級賞状以下の賞状はB版とし、金色紙を用いる。

別表第一その二（第四条関係）
（注）
 番号
 賞状
 年月日
（注）
 1 整理番号は、特別賞状特、第一級賞状甲、第二級賞状、第三級賞状丙、第四級賞状丁、第五級賞状戊を冠し、発行順に番号をつける。
 2 紙質は、上質のものを用い、特別賞状、第一級賞状及び第二級賞状はA版、第三級賞状以下の賞状はB版とし、金色紙を用いる。

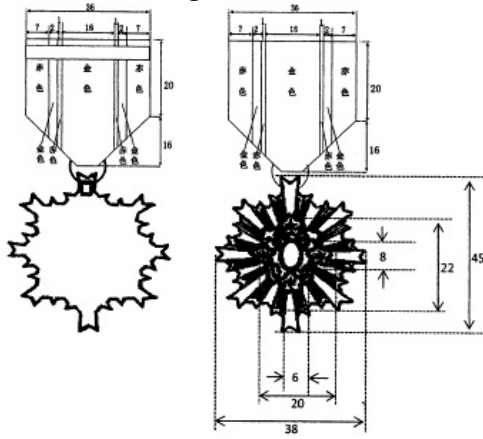
別表第一その二（第四条関係）
（注）
 番号
 賞状
 年月日
（注）
 1 整理番号は、特別賞状特、第一級賞状甲、第二級賞状、第三級賞状丙、第四級賞状丁、第五級賞状戊を冠し、発行順に番号をつける。
 2 紙質は、上質のものを用い、特別賞状、第一級賞状及び第二級賞状はA版、第三級賞状以下の賞状はB版とし、金色紙を用いる。

別表第一の二（第四条関係）

制式		地金	純銀
章		表面	中央の部 桜及び雲の部
綬		裏面	旭光の部
		地金色	赤色七宝及び金色 白色七宝及び金色 白銀色及び地金色

金属芯に絹及び化学繊維の交織織物を巻いたものとし、色は、図のとおりとする。ただし、図中金色と示した部分には、金糸を用いるものとする。

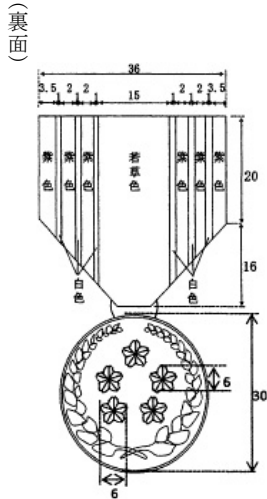
二 形状
数字は、寸法を示し、単位は、ミリメートルとする。
(表面)



別表第一の三（第四条関係）

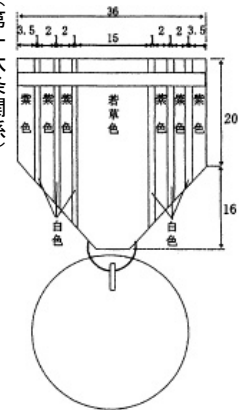
制式		地金	真ちゆう
章		表面及び裏面	金色
綬		金属芯に絹及び化学繊維の交織織物を巻いたものとし、色は、図のとおりとする。	

二 形状
数字は、寸法を示し、単位は、ミリメートルとする。
(表面)



別表第二（第十六条関係）

(一) 一般の服制
イ 通常服等の服制



冬 女性 衣上服	冬 男性 衣上服	冬 女性 衣上服	冬 男性 衣上服
襟	襟	襟	襟
冬服上衣と同じとする。	冬服上衣と同じとする。	冬服上衣と同じとする。	冬服上衣と同じとする。
ピークドラペルとする。	ピークドラペルとする。	ピークドラペルとする。	ピークドラペルとする。
冬服上衣と同じとする。	冬服上衣と同じとする。	冬服上衣と同じとする。	冬服上衣と同じとする。
シングルとし、金色のボタン四個を一行につける。胸部の左に一個の隠しポケットを、腰部の左右に各一個のふたつき隠しポケットをつける。	シングルとし、金色のボタン四個を一行につける。胸部の左に各一個のふた及び隠しポケットをつけ、金色のボタン各一個でそのふたを留める。腰部の左右に各一個のふたつき隠しポケットをつけ、金色のボタン各一個で留める。	長ズボンとし、両わきの縫目に沿ってしま織の金線、銀線又は黒色の側線をつける。両わき及び後面の左右に各一個の隠しポケットをつけ、黒色のボタン一個で留める。胴回りに八個のバンド通しをつける。すその口は、シングルとする。形状は、図のとおりとする。	長ズボンとし、両わきの縫目に沿ってしま織の金線、銀線又は黒色の側線をつける。両わき及び後面の左右に各一個の隠しポケットをつけ、黒色のボタン一個で留める。胴回りに八個のバンド通しをつける。すその口は、シングルとする。形状は、図のとおりとする。
すその両側をさく。	すその両側をさく。	すその両側をさく。	すその両側をさく。
冬服上衣と同じとする。	冬服上衣と同じとする。	冬服上衣と同じとする。	冬服上衣と同じとする。

女性第一種礼服 夏上衣	地質 製式	白色の毛織物、絹織物、麻織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物若しくは交織織物とする。
女性第二種礼服 夏上衣	地質 製式	女性第一種礼服冬上衣と同じとする。
女性第一種礼服 スカート	地質 製式	女性第一種礼服冬上衣と同じとする。
女性第二種礼服 スカート	地質 製式	セミタイトスカートとし、後部にスリットを二本入れる。胴回りにともぎれのバンドをつけ、かぎホック一個で留める。形状は、図のとおりとする。
第一種礼服 夏上衣	地質 製式	女性第一種礼服冬上衣と同じとする。
第二種礼服 夏上衣	地質 製式	第一種礼服冬上衣と同じとする。
第一種礼服 夏上衣	地質 製式	第一種礼服夏上衣と同じとする。
第二種礼服 夏上衣	地質 製式	第二種礼服冬上衣と同じとする。ただし、襟の色は黒色とする。
第一種礼服 夏ズボン	地質 製式	黒色の毛織物、絹織物、麻織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物若しくは交織織物とする。
第二種礼服 夏ズボン	地質 製式	礼服冬ズボンと同じとする。
第一種礼服 夏ズボン	地質 製式	第一種礼服夏上衣と同じとする。ただし、色は黒色とする。
第二種礼服 夏ズボン	地質 製式	礼服冬ズボンと同じとする。
腹飾帯		えんじ色又は黒色の絹織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物若しくは交織織物とする。形状は、図のとおりとする。
女性腹飾帯		えんじ色又は黒色の絹織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物若しくは交織織物とする。形状は、図のとおりとする。
礼帽	地質 製式	第一種礼服冬上衣と同じとする。
女性礼帽	地質 製式	別表第二(一)イの正帽と同じとする。
夏礼帽	地質 製式	女性第一種礼服冬上衣と同じとする。
第一種礼帽	地質 製式	別表第二(一)イの女性正帽と同じとする。
第二種礼帽	地質 製式	第一種礼服夏上衣と同じとする。
第一種ワイシャツ		白色の綿織物、麻織物、絹織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物若しくは交織織物とし、長そでダブルカフスとする。形状は、図のとおりとする。
第二種ワイシャツ		地質は、第一種ワイシャツと同じとする。形状は、図のとおりとする。

女性第一種ワイシャツ		白色の綿織物、絹織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物若しくは交織織物とする。形状は、第一種ワイシャツと同じとする。
女性第二種ワイシャツ		地質は、女性第一種ワイシャツと同じとする。形状は、図のとおりとする。
ネクタイ		黒色の毛織物、絹織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物若しくは交織織物とし、別表第二(一)イのネクタイと同じもの又はちようネクタイとする。ちようネクタイの形状は、図のとおりとする。
女性ネクタイ		黒色の絹織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物若しくは交織織物とし、クロスタイ又はちようネクタイとする。形状は、図のとおりとする。
第一種礼服用短靴		別表第二(一)イの短靴と同じとする。
第二種礼服用短靴		黒色の光沢のある革製とする。形状は、図のとおりとする。
女性第一種礼服用短靴		別表第二(一)イの女性短靴と同じとする。
女性第二種礼服用短靴		黒色の光沢のある革製とする。形状は、図のとおりとする。
第一種礼服用短靴		金色の丸打ひも(綿心の金線、絹、化学繊維又はこれらの混紡とする。以下同じ。)を三つ編みにし、両端に、桜星及び桜葉の模様を施した金属製金具をつける。形状は、図のとおりとする。
第二種礼服用短靴		金色の丸打ひもを三つ編みにし、両端に、桜星及び桜葉の模様を施した金属製金具をつける。形状は、図のとおりとする。
礼服用階級章		別表第二(一)イの帽章(正帽のものに限る。)と同じとし、金色モール製とする。布製台地の色は、帽子の地質と同色とする。
陸将及び陸将補		金色の丸打ひもを三本引揃え二列五つ目編みとし、銀色金属製の桜星章をつけ、その上位に金色金属製のみがきボタン一個をつける。
一等陸佐から三等陸佐まで		金色の丸打ひもを三本引揃え一列五つ目編みとするほか、陸将及び陸将補のものと同じとする。

第一種演奏服冬 服上衣	地質	紫紺色の毛織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物若しくは交織織物とする。	襟	ピークドラベルとする。両襟の下襟にたて琴の模様を打ち抜いた金色金属製の金具をつける。	肩	両肩の端に各一個の肩章通しをつける。	肩章	紫紺色の布製の台地に金色の糸で月桂樹の模様の刺しゅうを施し、その両側を金モールで縁どりしたものを折り返して、外側の端を肩章通しで留め、襟側を留める。	口 音楽隊の隊員の服制	儀礼	別表第二(一)の儀礼刀と同じとする。	陸曹	別表第二(一)の陸曹候補者き章甲と同じとする。	幹部	別表第二(一)の幹部候補者き章と同じとする。	ベル	黒色の革製とし、金色の金属製バックルをつける。形状及び寸法は、図のとおりとする。	バンド	紺色又は白色の綿織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物若しくは交織織物とし、金色の金属製バックルをつける。形状及び寸法は、別表第二(一)のバンドと同じとする。	パンド	形状及び寸法は、各階級別に図のとおりとする。	准陸尉	黒色の布製台地に金色で満線柄の合成樹脂を張り、金色で縁どりした黒色の線を配したものである。	陸曹長から三等陸曹まで	黒色の布製台地に金色で割線柄の菱形を配し、その上部に金色若しくは灰色で割線柄の山型の線を配したものである。	陸士長から二等陸士まで	黒色の布製台地に銀色で割線柄の菱形を配し、その下部に銀色若しくは灰色で割線柄のV字型の線を配したものである。
										陸曹	別表第二(一)の陸曹候補者き章甲と同じとする。	幹部	別表第二(一)の幹部候補者き章と同じとする。	ベル	黒色の革製とし、金色の金属製バックルをつける。形状及び寸法は、図のとおりとする。	バンド	紺色又は白色の綿織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物若しくは交織織物とし、金色の金属製バックルをつける。形状及び寸法は、別表第二(一)のバンドと同じとする。	パンド	形状及び寸法は、各階級別に図のとおりとする。	准陸尉	黒色の布製台地に金色で満線柄の合成樹脂を張り、金色で縁どりした黒色の線を配したものである。	陸曹長から三等陸曹まで	黒色の布製台地に金色で割線柄の菱形を配し、その上部に金色若しくは灰色で割線柄の山型の線を配したものである。	陸士長から二等陸士まで	黒色の布製台地に銀色で割線柄の菱形を配し、その下部に銀色若しくは灰色で割線柄のV字型の線を配したものである。		

女性第一種演奏服冬服上衣	地質	第一種演奏服冬服上衣と同じとする。ただし、左前とする。	襟	形状及び寸法は、図のとおりとする。	その他	ボタンは、第一種演奏服冬服上衣と同じとする。	長そでとする。両そで下部にしま織金線をつける。	燕尾型とし、腰部にボタン二個をつける。	後面	肩	第一種礼服冬上衣と同じとする。	前面	金色のボタン三個を二行につけ、付け合わせ部の左右に金色のボタン各一個をつけ留める。胸部の左に、一個の隠しポケットをつける。	第一種演奏服冬服上衣と同じとする。	襟	ピークドラベルとし、下襟は銀色とする。両襟に金色モール製の桜花桜葉模様の襟飾りをつける。	特別儀仗 よう演奏服冬服上衣	別表第二(一)の冬服上衣と同じとする。ただし、そでの飾章は桜とラッパとする。飾章の形状及び寸法は、図のとおりとする。	形状及び寸法は、図のとおりとする。	前面	中央に金色のボタン四個を一行につける。胸部の左右に金色の糸でししの頭及び月桂樹を配した模様の刺しゅうを施す。腰部の左右に各一個のふたつきポケットをつける。	後部	すそをさく。	長そでとする。右そでの上部に、紫紺色のフェルト地に金モール、銀モール及び金色の糸でたて琴の模様の刺しゅうを施し、銀モール及び銀色の糸で縁どりした飾章をつける。准陸尉以上にあつては、両そでの下部に金色の飾線を一本、曹士にあつては一本つける。

女性第一種演奏服冬服ズボン	地質	第一種演奏服冬服ズボンと同じとする。	肩章	第一種演奏服冬服上衣と同じとする。
	製式	長ズボンとし、両わきの縫目に沿ってしま織金線の側線各二条をつける。後面の左右に各一個の隠しポケットをつけ、後面のポケットはそれぞれ黒色のボタン一個で留める。胴まわりに六個のズボンつり用ボタンをつける。すそ口は、シングルとする。形状及び寸法は、図のとおりとする。	前面	金色のボタン各二個を二行につけ、付け合わせ部の左右に金色のボタン各一個をつけ留める。
女性第二種演奏服スカート	地質	第一種演奏服冬服上衣と同じとする。	後面	上部に金色の糸でたて琴を背に乗せ、たししを中心し、その両側に月桂樹を配した模様の刺しゅうを施す。
	製式	別表第二(一)口の女性第二種礼服スカートと同じとする。	その他	第一種演奏服冬服上衣と同じとする。
第一種演奏服夏服	地質	紫紺色の毛織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物若しくは交織織物とする。	その他	第一種演奏服冬服上衣と同じとする。
	製式	第一種演奏服冬服上衣と同じとする。	その他	第一種演奏服冬服上衣と同じとする。
特別儀式よう演奏服夏服	別表第二(二)イの夏服上衣と同じとする。ただし、そでの飾章は桜とラッパとする。飾章の形状及び寸法は、図のとおりとする。			
	別表第二(二)イの夏服ズボンと同じとする。			

女性第一種演奏服夏服ズボン	地質	第一種演奏服夏服ズボンと同じとする。	別表第二(一)イの第三種夏服上衣と同じとする。
	製式	第一種演奏服夏服ズボンの色は、黒色とする。	
女性第二種演奏服ズボン	地質	第一種演奏服夏服ズボンと同じとする。	折襟とする。
	製式	第一種演奏服夏服ズボンと同じとする。ただし、ポケットのボタンの色は、黒色とする。	
特別儀式よう演奏服夏服ズボン	別表第二(二)イの冬服ズボンと同じとする。		外側の端をそで付に縫い込み、襟側を灰色のボタン一個で留める。中央に灰色のボタン六個を一行につける。胸部の左右に各一個のふた及びひだつきポケットをつけ、灰色のボタンでそのふたを留める。半そでとする。両そでに紫紺色の白形の模様をつけ、その縁に金色の線をつける。
	別表第二(二)イの冬服ズボンと同じとする。		

ズボン	女性特別 儀じよ う演奏 服夏服 ズボン	特別儀じよう演奏服夏服ズボンと同じとする。
第一種冬正帽	地質 第一種演奏服冬服上衣と同じとする。	第一種演奏服冬服上衣と同じとする。
特別儀じよう演奏服冬正帽	別表第二(二)イの冬正帽と同じとする。	別表第二(二)イの冬正帽と同じとする。
女性特別 儀じよ う演奏 服冬正 帽	特別儀じよう演奏服冬正帽と同じとする。	特別儀じよう演奏服冬正帽と同じとする。
女性第一種冬正帽	第一種冬正帽と同じとする。	第一種冬正帽と同じとする。
女性第二種冬正帽	地質 第一種演奏服冬服上衣と同じとする。 製式 円型とし、前ひさし、紫紺色の革製又は合成樹脂製のあごひも及び金色の丸打ひもの五本編一つ越し編みの飾りひもをつける。前ひさしの表面に黒色フェルトを張り、その前縁にそって金モール製の唐草模様をつける。あごひもの表面は、生地と同色のつや消しとし、あごひも及び飾りひもの両端は、帽の両側において、桜星及び桜葉を浮き彫りにした金色の耳ボタン各一個で留める。帽の腰まわりには、生地と同色のあや織をつけ、金モール製の桜葉模様をつける。天井の両側に各二個のはと目をつけ、通風口とする。正面中央に一個のはと目をつけ、帽章の附着位置とする。形状は、図のとおりとする。	第一種演奏服冬服上衣と同じとする。 製式 円型とし、前ひさし、紫紺色の革製又は合成樹脂製のあごひも及び金色の丸打ひもの五本編一つ越し編みの飾りひもをつける。前ひさしの表面に黒色フェルトを張り、その前縁にそって金モール製の唐草模様をつける。あごひもの表面は、生地と同色のつや消しとし、あごひも及び飾りひもの両端は、帽の両側において、桜星及び桜葉を浮き彫りにした金色の耳ボタン各一個で留める。帽の腰まわりには、生地と同色のあや織をつけ、金モール製の桜葉模様をつける。天井の両側に各二個のはと目をつけ、通風口とする。正面中央に一個のはと目をつけ、帽章の附着位置とする。形状は、図のとおりとする。
第一種夏正帽	地質 第一種演奏服夏服上衣と同じとする。	第一種演奏服夏服上衣と同じとする。
特別儀じよう演奏服夏正帽	別表第二(二)イの夏正帽と同じとする。	別表第二(二)イの夏正帽と同じとする。
女性特別 儀じよ う演奏 服夏正 帽	特別儀じよう演奏服夏正帽と同じとする。	特別儀じよう演奏服夏正帽と同じとする。
女性第一種夏正帽	第一種夏正帽と同じとする。	第一種夏正帽と同じとする。
女性第二種夏正帽	地質 第一種演奏服夏服上衣と同じとする。 製式 円型とし、前ひさし、紫紺色の革製又は合成樹脂製のあごひも及び金色の丸打ひもの五本編一つ越し編みの飾りひもをつける。前ひさしの表面に黒色フェルトを張り、その前縁にそって金モール製の唐草模様をつける。あごひもの表面は、生地と同色のつや消しとし、あごひも及び飾りひもの両端は、帽の両側において、桜星及び桜葉を浮き彫りにした金色の耳ボタン各一個で留める。帽の腰まわりには、生地と同色のあや織をつけ、金モール製の桜葉模様をつける。天井の両側に各二個のはと目をつけ、通風口とする。正面中央に一個のはと目をつけ、帽章の附着位置とする。形状は、図のとおりとする。	第一種演奏服夏服上衣と同じとする。 製式 円型とし、前ひさし、紫紺色の革製又は合成樹脂製のあごひも及び金色の丸打ひもの五本編一つ越し編みの飾りひもをつける。前ひさしの表面に黒色フェルトを張り、その前縁にそって金モール製の唐草模様をつける。あごひもの表面は、生地と同色のつや消しとし、あごひも及び飾りひもの両端は、帽の両側において、桜星及び桜葉を浮き彫りにした金色の耳ボタン各一個で留める。帽の腰まわりには、生地と同色のあや織をつけ、金モール製の桜葉模様をつける。天井の両側に各二個のはと目をつけ、通風口とする。正面中央に一個のはと目をつけ、帽章の附着位置とする。形状は、図のとおりとする。

女性第一種夏正帽	第一種夏正帽と同じとする。	第一種夏正帽と同じとする。
女性特別 儀じよ う演奏 服夏正 帽	特別儀じよう演奏服夏正帽と同じとする。	特別儀じよう演奏服夏正帽と同じとする。
女性第二種夏正帽	地質 特別儀じよう演奏服夏服上衣と同じとする。 製式 女性第二種冬正帽と同じとする。	特別儀じよう演奏服夏服上衣と同じとする。 女性第二種冬正帽と同じとする。
第一種ワイシャツ	別表第二(二)イの第一種ワイシャツと同じとする。	別表第二(二)イの第一種ワイシャツと同じとする。
第二種ワイシャツ	白色の綿織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物若しくは交織織物とする。形状は、図のとおりとする。	白色の綿織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物若しくは交織織物とする。形状は、図のとおりとする。
女性第一種ワイシャツ	第一種ワイシャツと同じとする。	第一種ワイシャツと同じとする。
女性第二種ワイシャツ	地質は、別表第二(二)イの女性第一種ワイシャツと同じとする。形状は、図のとおりとする。	地質は、別表第二(二)イの女性第一種ワイシャツと同じとする。形状は、図のとおりとする。
特別儀じよう演奏服ワイシャツ	別表第二(二)イのワイシャツと同じとする。	別表第二(二)イのワイシャツと同じとする。
女性特別 儀じよ う演奏 服ワイ シャツ	別表第二(二)イのワイシャツと同じとする。	別表第二(二)イのワイシャツと同じとする。
女性第一種ワイシャツ	別表第二(二)イのワイシャツと同じとする。	別表第二(二)イのワイシャツと同じとする。
女性第二種ワイシャツ	紫紺色の絹織物、毛織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物若しくは交織織物とする。形状は、別表第二(二)イのネクタイと同じとする。	紫紺色の絹織物、毛織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物若しくは交織織物とする。形状は、別表第二(二)イのネクタイと同じとする。
女性第一種ネクタイ	第一種ネクタイと同じとする。	第一種ネクタイと同じとする。
女性第二種ネクタイ	黒色の絹織物、毛織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物若しくは交織織物とする。形状は、図のとおりとする。	黒色の絹織物、毛織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物若しくは交織織物とする。形状は、図のとおりとする。
外とう	別表第二(二)イの外とうと同じとする。	別表第二(二)イの外とうと同じとする。

女性外とう	別表第二(一)イの女性外とうと同じとする。
胴着	地質 白色の絹織物、綿織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物若しくは交織織物とする。 製式 前面に白蝶貝ボタン三個をつけたベストとする。形状は、図のとおりとする。
女性腹部帯	黒色の毛織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物若しくは交織織物とする。形状は、図のとおりとする。
靴	別表第二(一)イの短靴と同じとする。
第一種短靴	別表第二(一)イの短靴と同じとする。
第二種短靴	別表第二(一)イの短靴と同じとする。
特別儀じよう演奏よう演奏冬短靴	別表第二(一)イの短靴と同じとする。
女性第一種短靴	別表第二(一)イの短靴と同じとする。
女性第二種短靴	別表第二(一)イの短靴と同じとする。
女性特別儀じよう演奏冬短靴	特別儀じよう演奏冬短靴と同じとする。
特別儀じよう演奏冬短靴	特別儀じよう演奏冬短靴と同じとする。ただし、色は白色とする。
女性特別儀じよう演奏夏短靴	特別儀じよう演奏夏短靴と同じとする。
第一種飾緒	別表第二(一)イの飾緒と同じとする。ただし、両端は、金色の布製房をつける。形状は、図のとおりとする。
第二種飾緒	別表第二(一)イの飾緒と同じとする。ただし、両端は、金色の布製房をつける。形状は、図のとおりとする。
第一種帽	紫紺色又は白色の布製の台地に金色モール製の桜星を中心に桜葉及び桜つぼみを周辺に配したものである。形状及び寸法は、図のとおりとする。
第二種帽	別表第二(一)イの帽章と同じとする。
第一種階級章	一等陸佐から三等陸尉まで 金色短ざく形の金属板と金色桜星章を組み合わせたものとする。
准陸尉	金色短ざく形の金属板とする。

陸曹長から三等陸曹まで	いぶし金色の金属台の上に金色桜星章一個及び浮き彫りの金色の線を配したものとする。
陸士長から二等陸士まで	冬服上衣又は夏服上衣と同じ地質の台地に金色モールで縁どりし、V字形金色モールをつけ、その上位に金色の桜花一個をつけたものとする。
第二種階級章	形状及び寸法は、各階級別に、別表第二(一)イの階級章甲と同じとする。
第三種階級章	別表第二(一)イの階級章(乙)に一等陸佐から准陸尉までは金色、陸曹長から三等陸尉までは銀色、陸士長以下は赤色の糸で刺しゅう又は織り出したもので、両端を縁どりしたものとする。形状及び寸法は、図のとおりとする。
第一種バンド	別表第二(一)イのバンドと同じとする。
第二種バンド	別表第二(一)イのバンドと同じとする。
第一種ベルト	白色の革製とし、前章は、金色金属製とする。形状及び寸法は、図のとおりとする。
第二種ベルト	別表第二(一)イのベルトと同じとする。
打楽器用手袋	白色の革製とする。形状は、図のとおりとする。
防寒用手袋	白色の革製とする。形状は、図のとおりとする。
幹部候補者章	別表第二(一)イの幹部候補者章と同じとする。
陸曹候補者章	別表第二(一)イの陸曹候補者章と同じとする。

図 陸上自衛官服制の形状及び寸法
数字は、寸法を示し、単位はミリメートルとする。

(一) 一般の服制
イ 通常服等の服制
冬服上衣及び第一種夏服上衣

飾線
(陸将及び陸将補)



(側面)

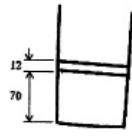


(後面)

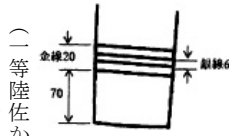


(前面)

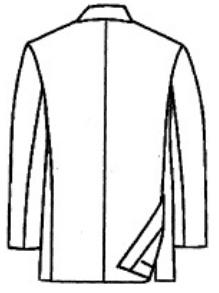
冬服ズボン及び夏服ズボン



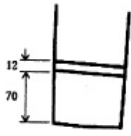
(二等陸佐から二等陸士)
(幹部自衛官及び准陸尉は金色、陸曹長以下は、黒色とする。)



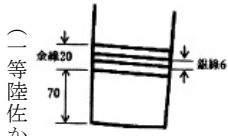
飾線
(陸将及び陸将補)



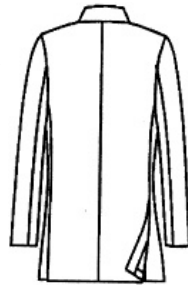
女性冬服スカート及び女性夏服スカート



(二等陸佐から二等陸士)
(幹部自衛官及び准陸尉は金色、陸曹長以下は、黒色とする。)



飾線
(陸将及び陸将補)



(後面)

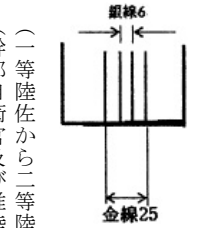


(前面)

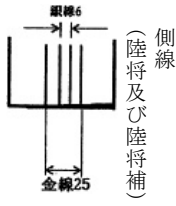
女性冬服上衣及び女性第一種夏服上衣



(二等陸佐から二等陸士)
(幹部自衛官及び准陸尉は金色、陸曹長以下は、黒色とする。)



(二等陸佐から二等陸士)
 (幹部自衛官及び准陸尉は金色、陸曹長以下は、黒色とする。)

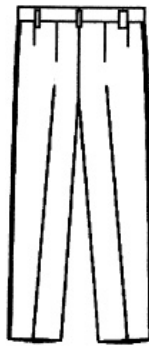


側線

(陸将及び陸将補)



(側面)



(後面)

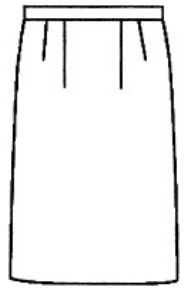


(後面)

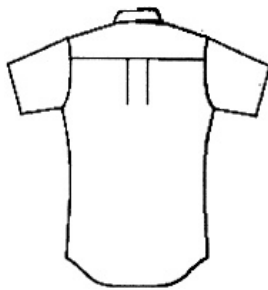
女性冬服ズボン及び女性夏服ズボン



(前面)



(後面)



(後面)



(前面)

第三種夏服上衣



(後面)



(前面)

第二種夏服上衣及びワイシャツ



作業服上衣
(前面)



(後面)



女性第三種夏服上衣
(前面)

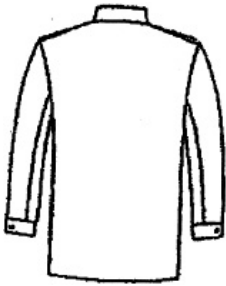


(後面)



女性第二種夏服上衣及び女性ワイシャツ
(前面)

頭きん

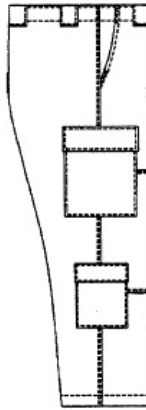


(後面)



(前面)

作業外被



作業服ズボン



(後面)



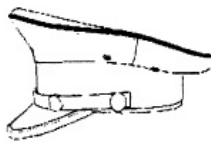
女性正帽
(前面)



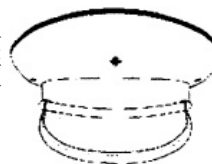
(一等陸佐から三等陸佐まで)



(陸将及び陸将補)

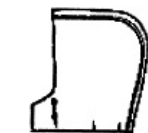


(後面)



(前面)

正帽



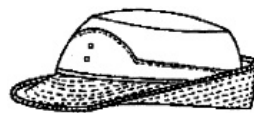
略帽
(前面)



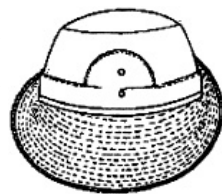
(二等陸佐から三等陸佐まで)



(陸将及び陸将補)



(後面)



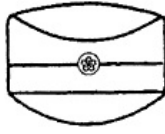
女性ネクタイ



ネクタイ



(側面)



(前面)

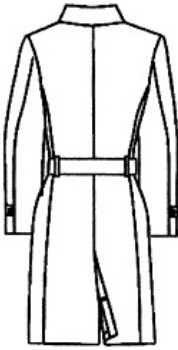
作業帽



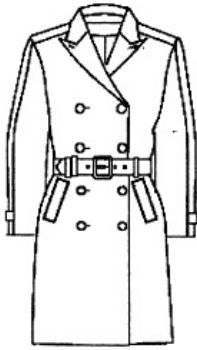
(側面)



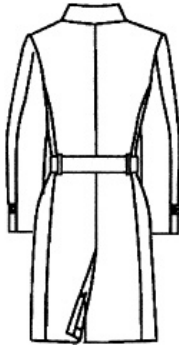
雨衣
(前面)



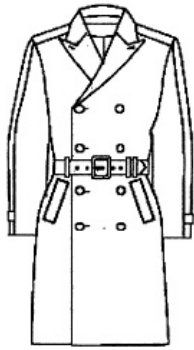
(後面)



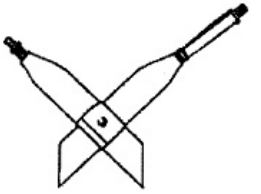
女性外とう
(前面)



(後面)



外とう
(前面)





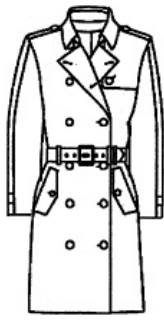
半長靴



頭きん



(後面)

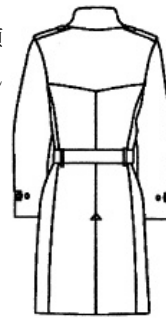


(前面)

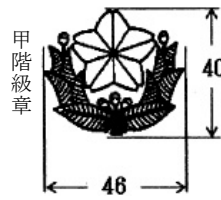
女性雨衣



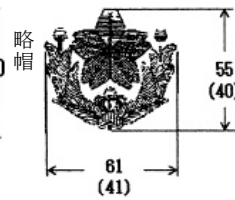
頭きん



(後面)



甲階級章



略帽

正帽

帽章

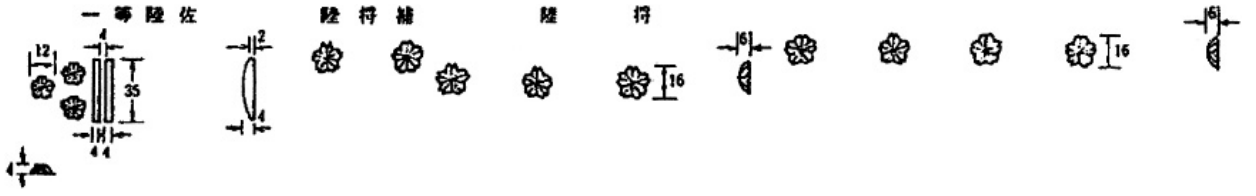


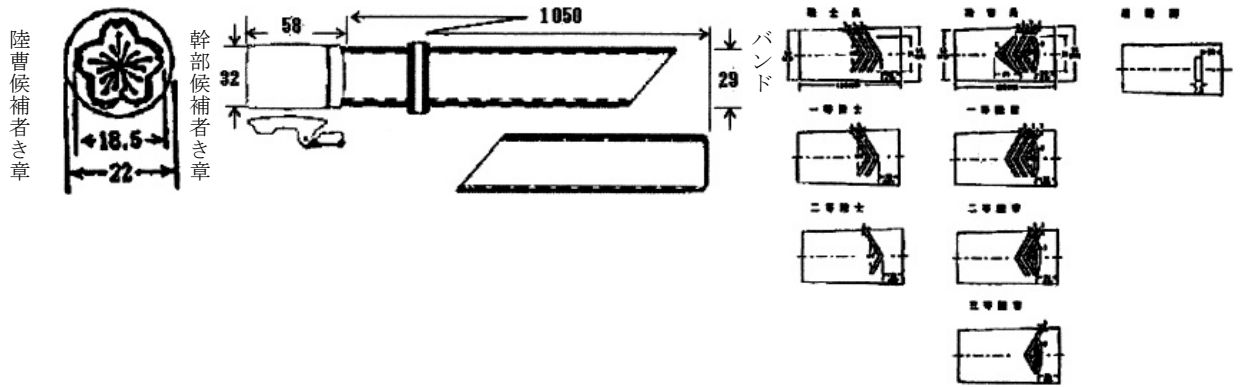
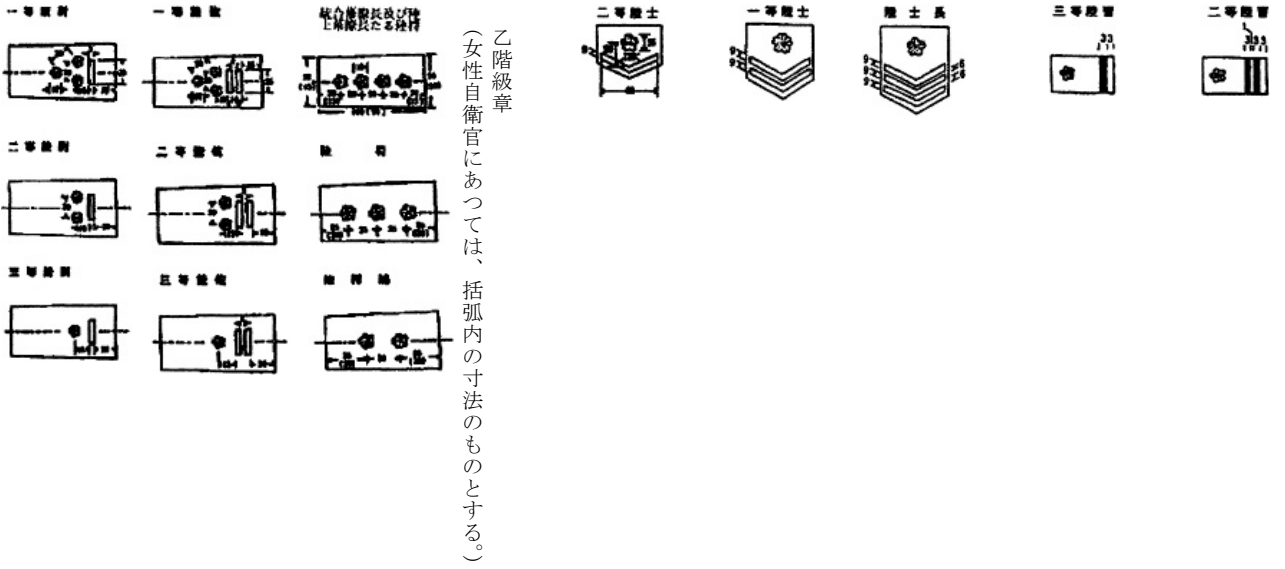
女性短靴



短靴

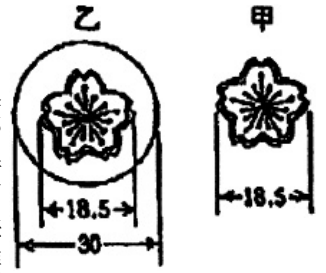
(女性自衛官にあつては、括弧内の寸法のものとする。)



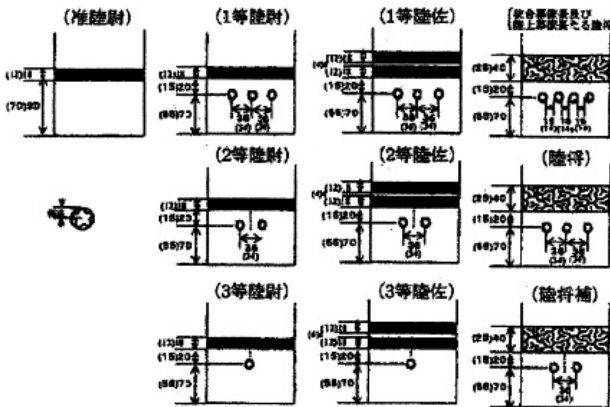




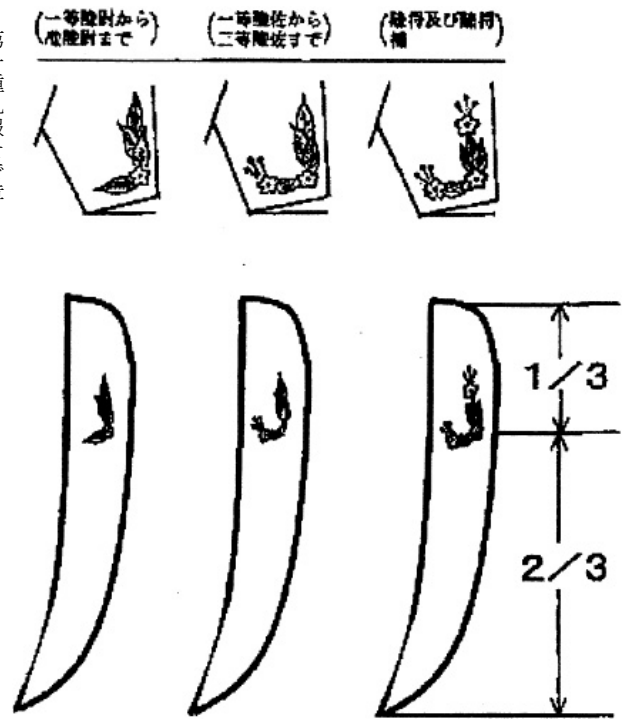
ロ 幹部自衛官及び准陸尉の礼服等の服制
第一種礼服冬上衣及び第一種礼服夏上衣



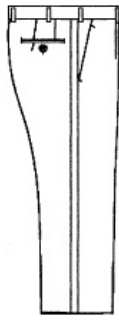
襟飾り



第一種礼服そで章
(女性自衛官にあつては、括弧内の寸法のものとする。)



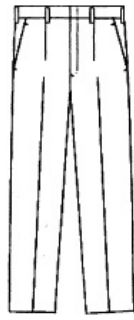
側線
(陸将及び陸将補)



(側面)

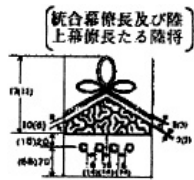
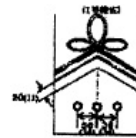
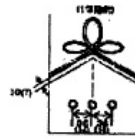
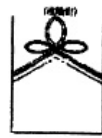


(後面)

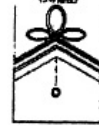
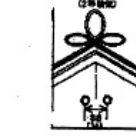
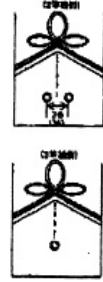


(前面)

第一種礼服冬ズボン及び第一種礼服夏ズボン



(統合幕僚長及び陸上幕僚長たる陸将)



第二種礼服そで章
(女性自衛官にあつては、括弧内の寸法のものとする。)

(一等陸佐から三等陸佐まで)



側線
(陸将及び陸将補)



(側面)



(後面)



第二種礼服冬ズボン及び第二種礼服夏ズボン
(前面)



(二等陸尉から准陸尉まで)

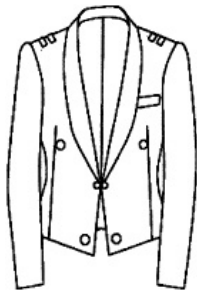


(一等陸佐から三等陸佐まで)



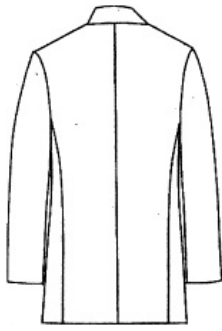


(後面)

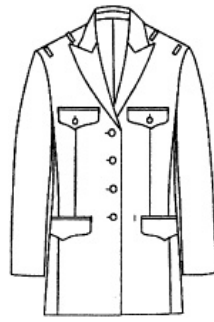


(前面)

女性第二種礼服冬上衣及び女性第一種礼服夏上衣



(後面)



(前面)

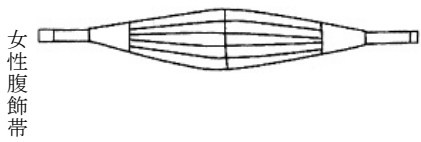
女性第一種礼服冬上衣及び女性第一種礼服夏上衣



(一等陸尉から准陸尉まで)

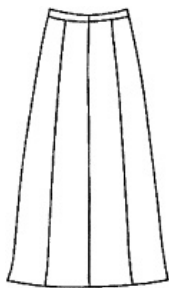


25

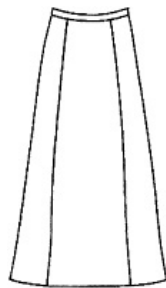


女性腹飾帯

腹飾帯



(後面)

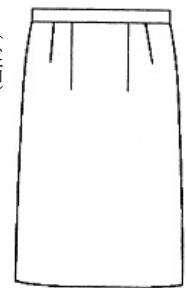


(前面)

女性第二種礼服スカート



(後面)

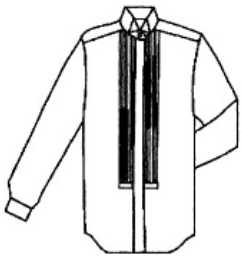


(前面)

女性第一種礼服スカート

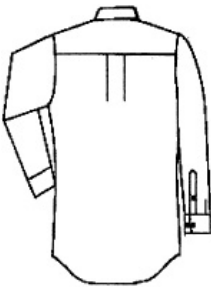


(後面)



(前面)

第二種ワイシャツ



(後面)

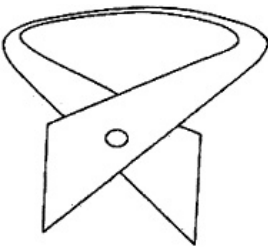


(前面)

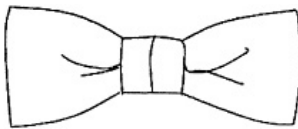
第一種ワイシャツ及び女性第一種ワイシャツ



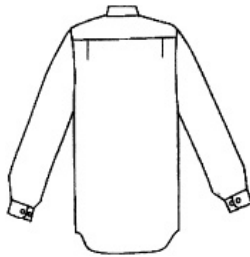
第二種礼服用短靴



クロスタイ



ちようネクタイ

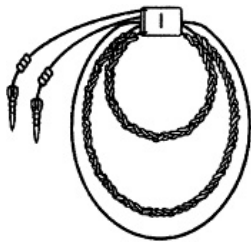


(後面)

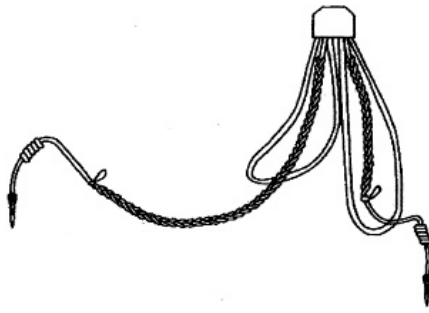


(前面)

女性第二種ワイシャツ



第二種礼服用種飾緒
(防衛駐在官に限る。)



第一種礼服用飾緒
(陸将及び陸将補に限る。)



女性第二種礼服用短靴



一等陸尉



三等陸佐



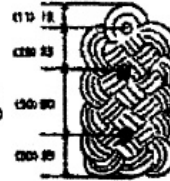
二等陸佐



一等陸佐



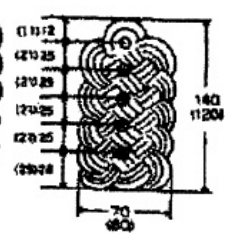
陸将補



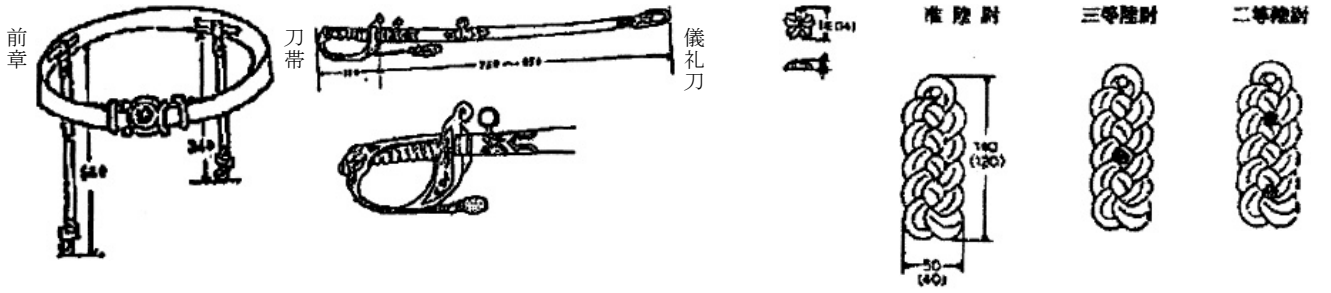
陸将



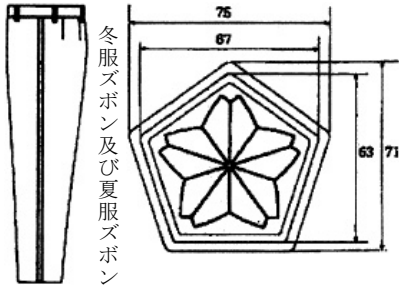
統合幕僚長及び陸上幕僚長たる陸将



礼服用階級章
(女性自衛官にあつては、括弧内の寸法のものとする。)

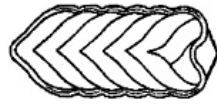


冬正帽及び夏正帽
(前面)

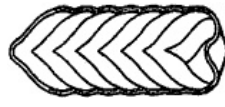


冬服ズボン及び夏服ズボン

飾章



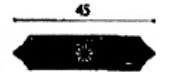
(女性)



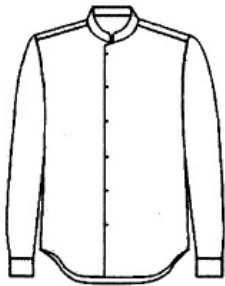
(男性)

肩章飾り

10



(後面)



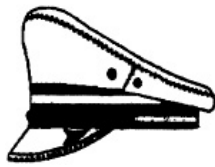
ワイシャツ
(前面)



(幹部自衛官及び准陸尉以外の自衛官)

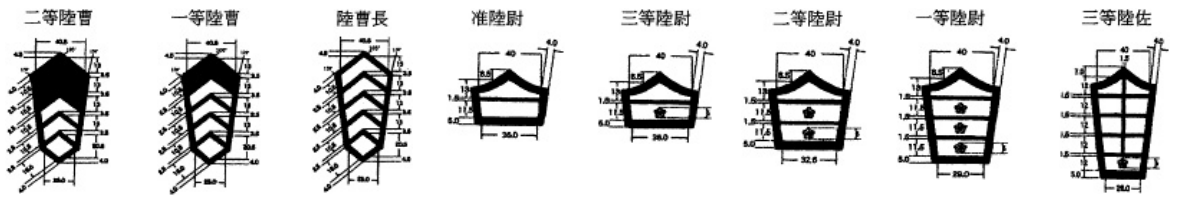
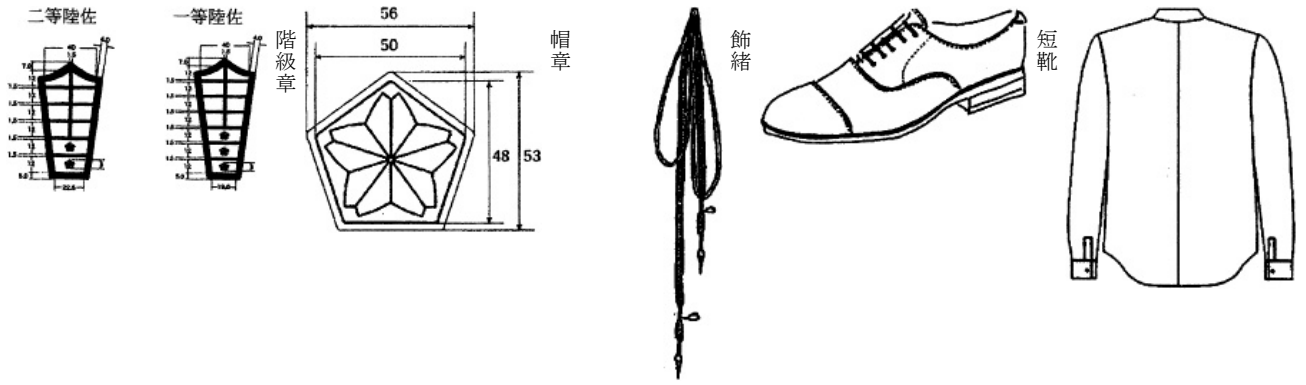


飾線
(幹部自衛官及び准陸尉)

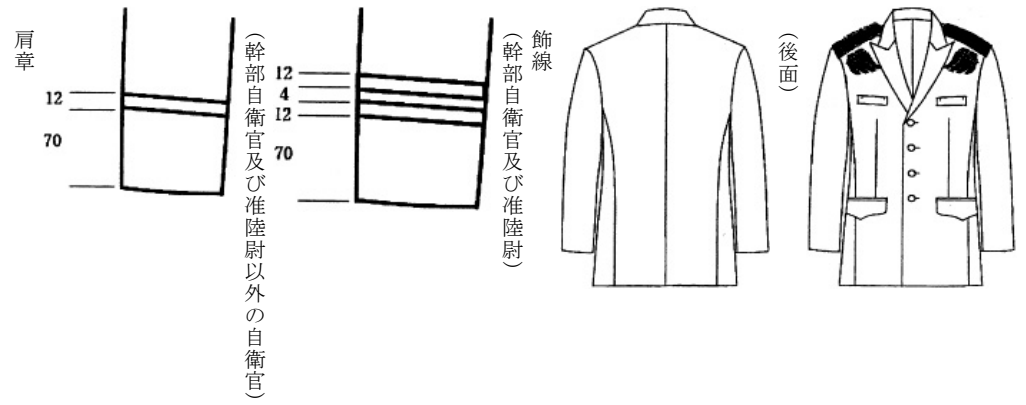
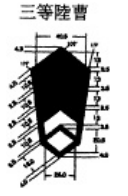
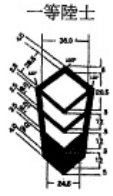
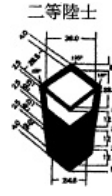
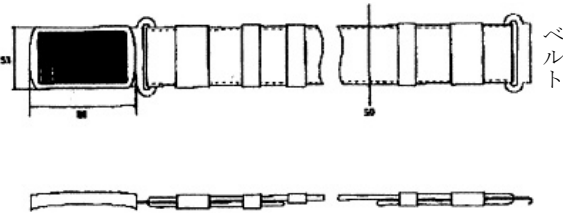


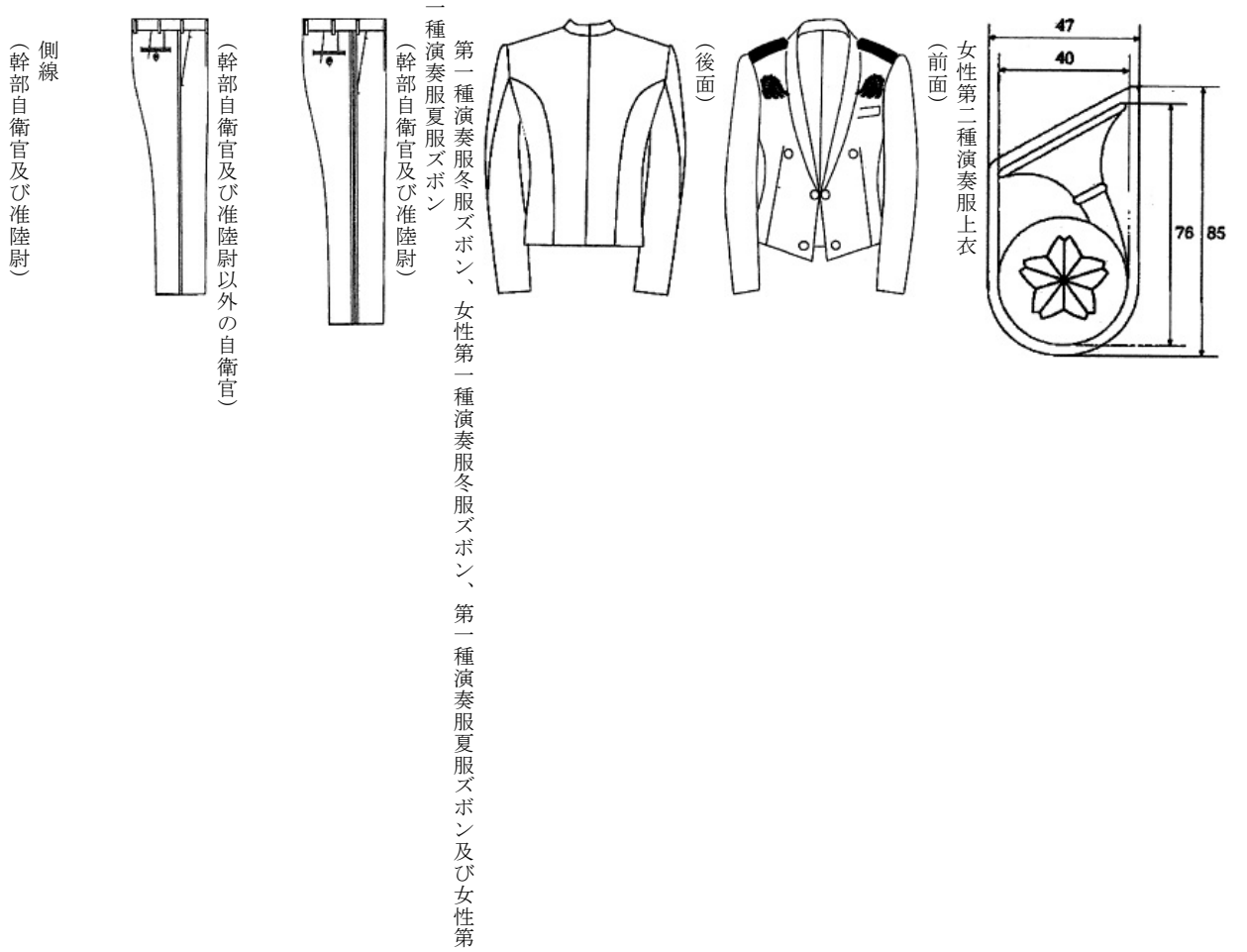
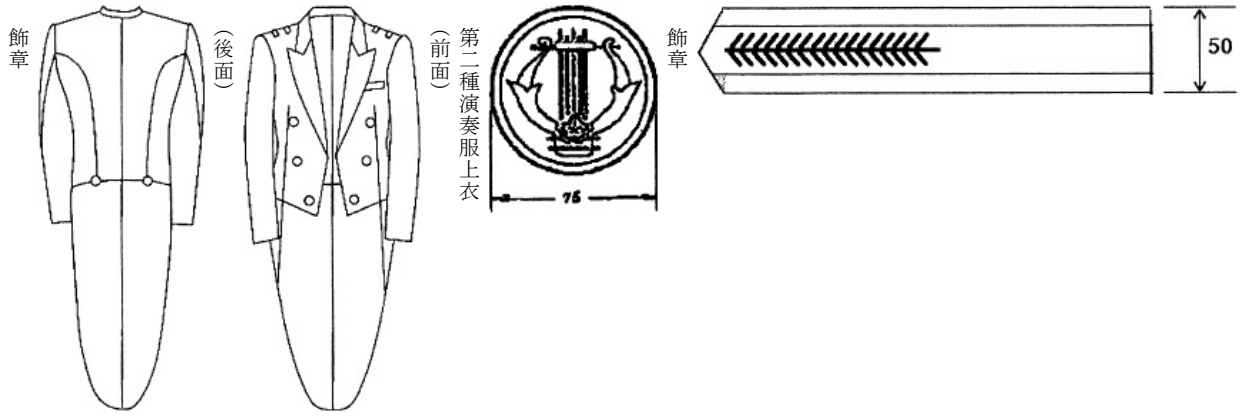
(側面)





奏服夏服上衣
 (前面)
 第一種演奏服冬服上衣、第一種演奏服夏服上衣、女性第一種演奏服冬服上衣及び女性第一種演奏服夏服上衣

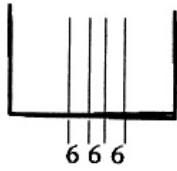






(後面)

第三種演奏服上衣
(前面)



側線



(側面)

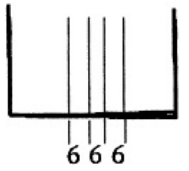


(前面)

第二種演奏服ズボン



(幹部自衛官及び准陸尉以外の自衛官)

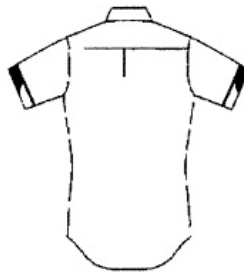


6 6 6



(側面)

第一種冬正帽、第一種夏正帽
女性第一種冬正帽及び女性第一種夏正帽
(幹部自衛官及び准陸尉)
(前面)



(後面)



(前面)

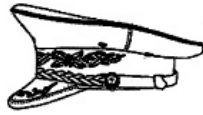
女性第三種演奏服上衣



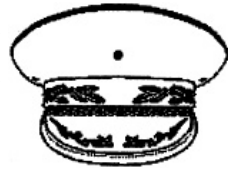
女性第二種冬正帽及び女性第二種夏正帽
(前面)



(ひやし)



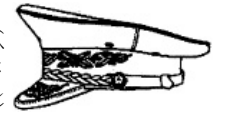
(側面)



(前面)



(ひやし)



(幹部自衛官及び准陸尉以外の自衛官)
(前面)

(後面)



(前面)

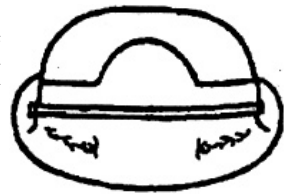
第二種ワイシャツ

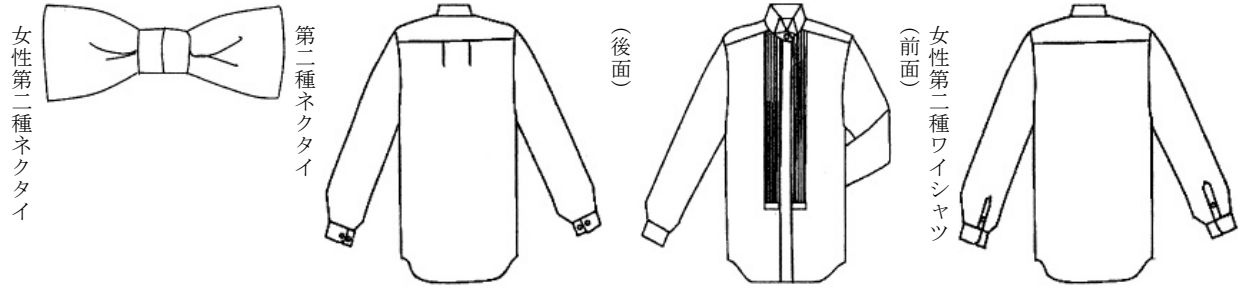


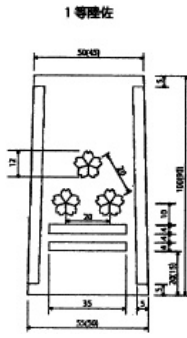
(幹部自衛官及び准陸尉以外の自衛官)
(幹部自衛官及び准陸尉)



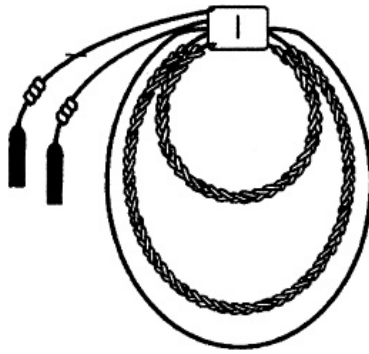
(側面)



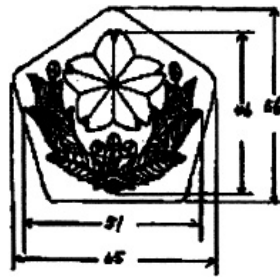




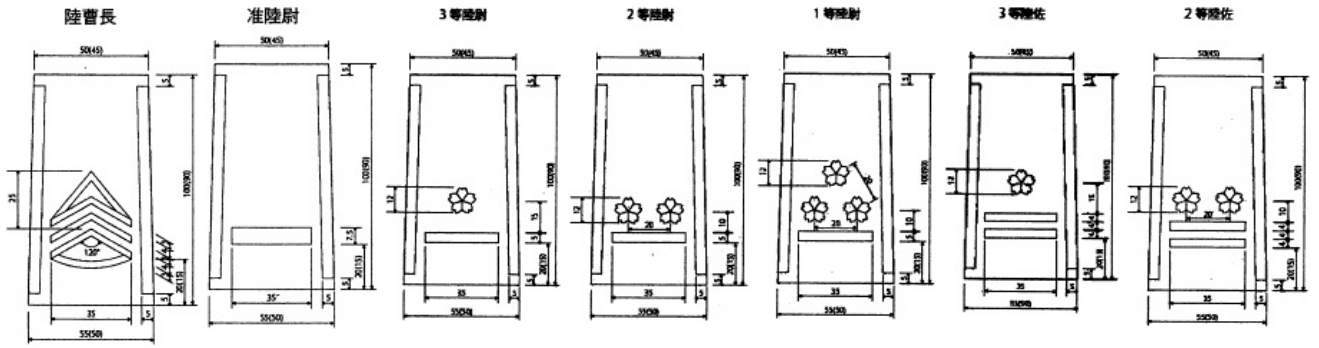
第三種階級章
 (女性自衛官にあつては、括弧内の寸法のものとする。)

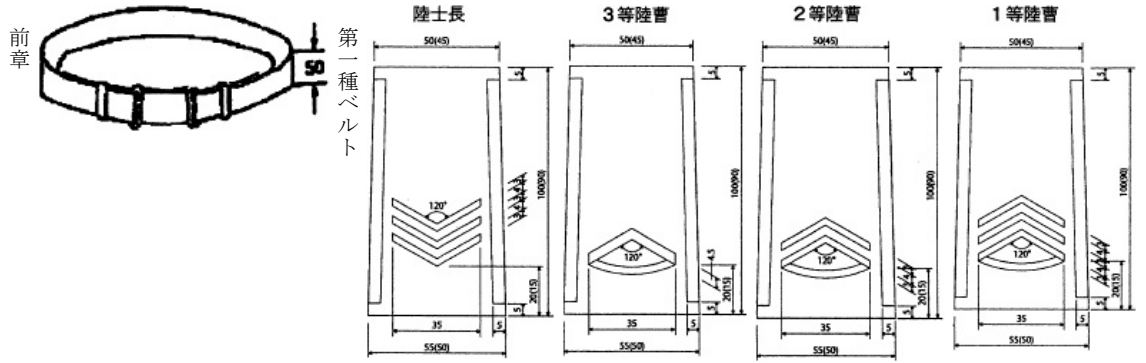


第二種飾緒



第一種帽章





別表第三（第十六条関係）

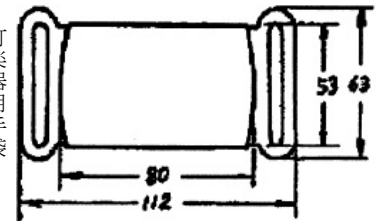
（一）一般の服制
（二）通常服等の服制



防寒用手袋



打楽器用手袋



冬服上 衣		地質 製式	黒色の毛織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物とする。ただし、防衛大臣の定める海曹候補者たる自衛官にあつては、色は濃紺色とする。
襟	前	三等海曹以上	ダブルとし、金色のボタン各三個を二行につける。胸部の左に隠しポケットをつけ、腰部の左右に各一個のふたつき隠しポケットをつける。
その他	そで		長そでとする。
形状は、図のとおりとする。			ボタンは、いかりの浮き彫りを施したものである。

女性冬服上		冬服ズボン	
製式	地質	製式	地質
防衛大臣の定める海曹候補者以外の自衛官	黒色の毛織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物若しくは交織織物とする。ただし、防衛大臣の定める海曹候補者たる自衛官にあつては、色は濃紺色とする。	三等海曹以上	冬服上衣と同じとする。
襟	淡灰色のズボンつりつき長ズボンとする。両わきに各一個の隠しポケットをつける。すそ口は、シングルとする。形状は、図のとおりとする。	長ズボンとする。前面の右並びに両わき及び後面の左右に各一個の隠しポケットをつける。後面のポケットは、黒色のボタン一個でその口を留める。胴まわりに七個のバンド通しをつける。すそ口は、シングルとする。形状は、図のとおりとする。	セーラー型とする。前面の左右に各一個の隠しポケットをつける。胴まわりに七個のバンド通しをつける。形状は、図のとおりとする。
前	ダブルとし、金色のボタン各三個を二行につける。胸部の左に一個の隠しポケットを、腰部の左右に各一個のふたつき隠しポケットをつける。	短ジヤケット型長そで詰襟とする。前面中央にいかりの浮き彫りを施した金色のボタン七個を一行につける。形状は、図のとおりとする。	短ジヤケット型長そで詰襟とする。前面中央にいかりの浮き彫りを施した金色のボタン七個を一行につける。形状は、図のとおりとする。
その他	長そでとする。	ボタンは、いかりの浮き彫りを施したものである。	ボタンは、いかりの浮き彫りを施したものである。
形状は、図のとおりとする。			

女性冬服上		女性冬服ズボン		女性冬服ズボン	
製式	地質	製式	地質	製式	地質
三等海曹以上	白色の麻織物、綿織物、化学繊維織物若しくは交織織物とする。	防衛大臣の定める海曹候補者以外の自衛官	女性冬服上衣と同じとする。	防衛大臣の定める海曹候補者たる自衛官	女性冬服上衣と同じとする。
襟	詰襟とする。	長ズボンとする。両わき及び後面の左右に各一個の隠しポケットをつけ、後面のポケットは、黒色のボタン一個でその口を留め、胴回りに五個のバンド通しをつける。すそ口は、シングルとする。形状は、図のとおりとする。	冬服ズボン（防衛大臣の定める海曹候補者たる自衛官のもの）と同じとする。	長ズボンとする。両わき及び後面の左右に各一個の隠しポケットをつけ、後面のポケットは、黒色のボタン一個でその口を留め、胴回りに五個のバンド通しをつける。すそ口は、シングルとする。形状は、図のとおりとする。	冬服ズボン（防衛大臣の定める海曹候補者たる自衛官のもの）と同じとする。
前	中央に金色のボタン五個を一行につける。胸部の左右に各一個のふたつきポケットをつけ、金色のボタンでそのふたを留める。				
その他	長そでとする。				
形状は、図のとおりとする。					

第二種 演奏服		第一種 演奏服	
ボゾン	地質	ボゾン	地質
形状及び寸法は、図のとおりとする。	黒色の毛織物、麻織物、綿織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物若しくは交織織物とする。	第一種演奏服夏服上衣と同じとする。ただし、左前とする。	第一種演奏服夏服上衣と同じとする。ただし、ボタンの色は、白色とする。
襟	第一種演奏服冬服上衣と同じとする。	中央に金色のボタン三個を一行につける。胸部及び腰部の左右に各一個のふたつきポケットをつけ、そのふたを金色のボタン各一個で留める。	すそをさく。
肩章（海曹長以下に限る。）	第一種演奏服冬服上衣と同じとする。	後面	第一種演奏服冬服上衣と同じとする。
前面	金色のボタン各三個を二行につける。	その他	ボタンは、いかりの浮き彫りを施したものとする。
その他	長そでとし、両そでの下部に三条の平織又はしま織金線の飾線をつける。	ボタンは、いかりの浮き彫りを施したものとする。	

第一種 演奏服		第二種 演奏服		第三種 演奏服		正帽		女性第二種 正帽		女性第一種 正帽	
ツ	ワイ	ツ	ワイ	ツ	ワイ	ツ	ワイ	ツ	ワイ	ツ	ワイ
別表第三(一)ロの女性ワイシャツと同じとする。		別表第三(一)イの女性第二種ワイシャツと同じとする。		別表第三(一)ロのワイシャツと同じとする。		別表第三(一)イの正帽と同じとする。		別表第三(一)イの正帽と同じとする。		別表第三(一)イの正帽と同じとする。	
						製式		製式		製式	
						形状は図のとおりとする。		形状は図のとおりとする。		形状は図のとおりとする。	
						第一種演奏服夏服上衣と同じとする。		第一種演奏服夏服上衣と同じとする。		第一種演奏服夏服上衣と同じとする。	
						第二種演奏服上衣と同じとする。		第二種演奏服上衣と同じとする。		第二種演奏服上衣と同じとする。	
						別表第三(一)の正帽と同じとする。		別表第三(一)の正帽と同じとする。		別表第三(一)の正帽と同じとする。	
						別表第三(一)の正帽(三等海曹以上)と同じとする。ただし、三等海佐以下の自衛官にあつては、前ひさし表面の前縁にそつて金色合成樹脂製の桜花桜葉模様をつける。周章は、黒色の市松織とする。三等海佐以下の自衛官の前ひさしの形状は、図のとおりとする。		別表第三(一)の正帽(三等海曹以上)と同じとする。ただし、三等海佐以下の自衛官にあつては、前ひさし表面の前縁にそつて金色合成樹脂製の桜花桜葉模様をつける。周章は、黒色の市松織とする。三等海佐以下の自衛官の前ひさしの形状は、図のとおりとする。		別表第三(一)の正帽(三等海曹以上)と同じとする。ただし、三等海佐以下の自衛官にあつては、前ひさし表面の前縁にそつて金色合成樹脂製の桜花桜葉模様をつける。周章は、黒色の市松織とする。三等海佐以下の自衛官の前ひさしの形状は、図のとおりとする。	
						フレアローングスカートとし、形状は、図のとおりとする。		黒色の毛織物、麻織物、綿織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物若しくは交織織物とする。		黒色の毛織物、麻織物、綿織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物若しくは交織織物とする。	
						長ズボンとする。両わきの縫目の両側に平織黒線の側線各一条をつける。すそ口は、シングルとする。形状は、図のとおりとする。		黒色の毛織物、麻織物、綿織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物若しくは交織織物とする。		黒色の毛織物、麻織物、綿織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物若しくは交織織物とする。	

第一種 ネクタイ	黒色又は乳白色の絹織物、毛織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物若しくは交織織物とする。形状は、別表第三(一)イのネクタイと同じとする。
第二種 ネクタイ	黒色又は乳白色の毛織物、麻織物、綿織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物若しくは交織織物とする。形状は、別表第三(一)ロのネクタイと同じとする。
女性第一種 ネクタイ	第一種ネクタイと同じとする。
女性第二種 ネクタイ	別表第三(一)ロの女性ネクタイと同じとする。
外とう	地質 冬服上衣と同じとする。
外とう	襟 冬服上衣と同じとする。
外とう	肩章(海曹長以下に限る。) 冬服上衣と同じとする。
外とう	前面 別表第三(一)イの第二種外とう(幹部自衛官及び准海尉のもの)と同じとする。
外とう	後面 肩から背の部分を二重とし、胴部中央から下にひだをつける。
外とう	そで 長そでとし、両そでの下部にしま織による黒色飾線をつける。
外とう	その他 ボタンは、いかりの浮き彫りを施したものである。
女性外とう	形状及び寸法は、図のとおりとする。
短靴	黒色又は白色の革製とする。形状は、別表第三(一)イの短靴と同じとする。
女性第一種 短靴	別表第三(一)イの女性第一種短靴と同じとする。
女性第二種 短靴	別表第三(一)イの女性第二種短靴と同じとする。
女性第三種 短靴	別表第三(一)イの女性第三種短靴と同じとする。
飾緒	白色及び黄色の丸打ひもを三つ編みにし、両端に金色及び銀色の金属製金具をつける。形状は、図のとおりとする。
腹飾帯	黒色又は白色の絹織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物若しくは交織織物とする。形状は、別表第三(一)ロの腹飾帯と同じとする。

帽章	幹部自衛官及び准海尉 海曹長以下	別表第三(一)イの正帽の帽章と同じとする。 別表第三(二)イの正帽の帽章(海曹長から三等海曹まで)と同じとする。ただし、桜葉は金色合成樹脂製のものとし、桜つぼみは銀色合成樹脂製のものとする。
女性帽章	幹部自衛官及び准海尉 海曹長以下	別表第三(一)イの正帽の女性帽章と同じとする。ただし、桜葉は金色合成樹脂製のものとし、桜つぼみは銀色合成樹脂製のものとする。
階級章	幹部自衛官及び准海尉 海曹長から三等海曹まで	別表第三(一)イの階級章甲及び丙と同じとする。ただし、階級章丙のV字形線及び弧状線はしま織金線とし、いかり及び桜花は金色合成樹脂製のものとする。
	海士長以下	別表第三(一)イの階級章甲及び丙と同じとする。ただし、階級章のV字形線はしま織金線とし、桜花は金色合成樹脂製のものとする。
	別表第三(一)イの冬服バンドと同じとする。	
	別表第三(一)イの第一種夏服バンドと同じとする。	
	冬服バンド 白色の革製とし、負革をつける。前章は、金色金属製とし、いかりの模様を施す。	
	夏服バンド 形状及び寸法は、図のとおりとする。	
	夏服ベルト 白色の絹織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物若しくは交織織物とする。前章は、銀色金属製とし、いかりの模様を施す。形状及び寸法は、図のとおりとする。	
	打楽器用手袋 別表第二(二)ロの打楽器用手袋と同じとする。	
	防寒用手袋 別表第二(二)ロの防寒用手袋と同じとする。	

図
海上自衛官服制の形状及び寸法
数字は、寸法を示し、単位はミリメートルとする。
(一) 一般の服制
イ 通常服等の服制
冬服上衣
(三等海曹以上)
(前面)

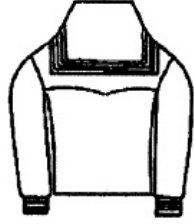
冬服上衣及び第一種夏服上衣
(防衛大臣の定める海曹候補者たる自衛官)
(前面)



胸あて



襟飾

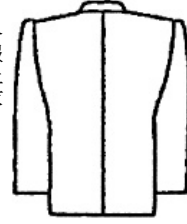


(後面)



(前面)

冬服上衣
(海士長以下 (防衛大臣の定める海曹候補者たる自衛官を除く。))



(後面)



(後面)

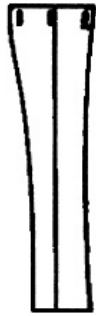


(前面)

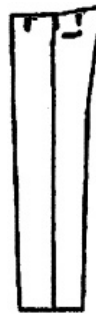
女性冬服上衣



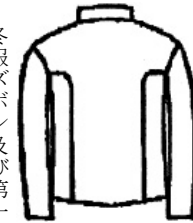
冬服ズボン及び第一種夏服ズボン
(防衛大臣の定める海曹候補者たる自衛官)



冬服ズボン及び第一種夏服ズボン
(海士長以下 (防衛大臣の定める海曹候補者たる自衛官を除く。))



冬服ズボン及び第一種夏服ズボン
(二等海曹以上)



(後面)





(後面)



(前面)

第一種夏服上衣
(三等海曹以上)



女性冬ズボン及び女性第一種夏服ズボン

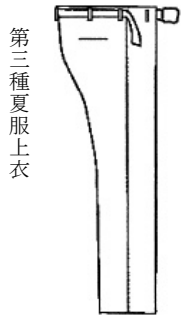
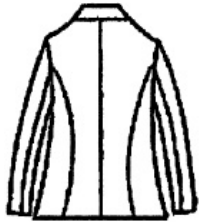


(後面)



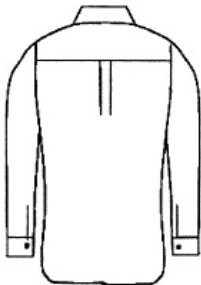
(前面)

女性冬服スカート

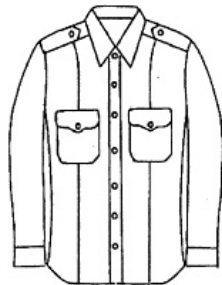


第三種夏服上衣

第二種夏服ズボン

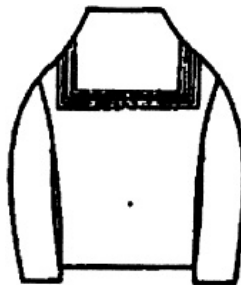


(後面)



(前面)

第二種夏服上衣



(後面)



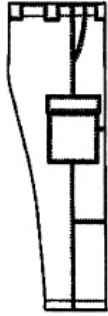
(前面)

第一種夏服上衣
(海士長以下(防衛大臣の定める海曹候補者たる自衛官を除く。))





正帽
(三等海曹以上)
(前面)



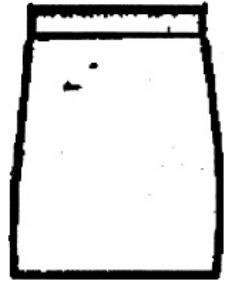
作業服ズボン



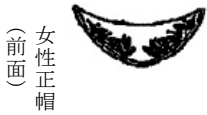
(後面)



作業服上衣
(前面)



(後面)



女性正帽
(前面)

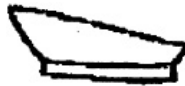


(二等海佐及び二等海佐)

前ひさし
(海将及び海将補)



あごひも
(幹部自衛官、准海尉及び幹部自衛官の候補者たる海曹長)



(側面)

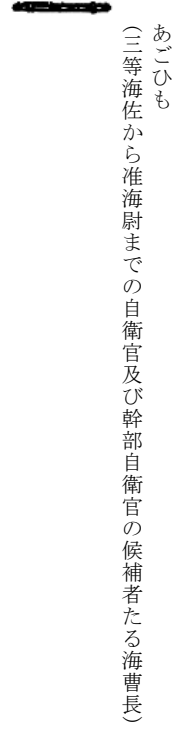
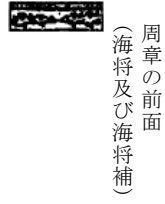
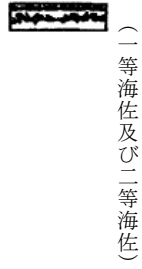


(前面)

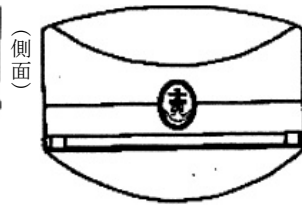


(側面)

第一種略帽
(前面)



第一種ワイシャツ
(前面)



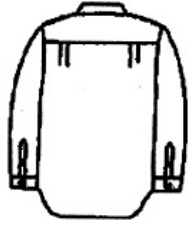
作業帽
(前面)



第一種外とう
(前面)



ネクタイ

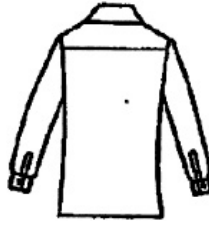


(後面)



(前面)

第二種ワイシャツ及び女性第二種ワイシャツ



(後面)



(前面)

女性第一種ワイシャツ



(後面)



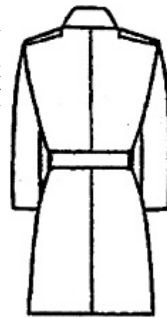
(前面)

第二種外とう
(海士長以下)



(後面)

第二種外とう
(幹部自衛官及び准海尉)



(後面)



雨衣
(前面)

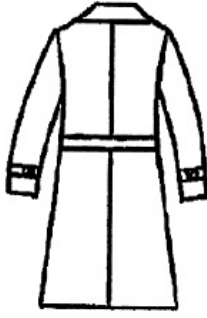


(後面)



(前面)

女性第二種外とう

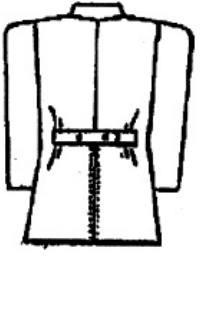


(後面)



(前面)

女性第一種外とう



編上靴



頭きん



(後面)

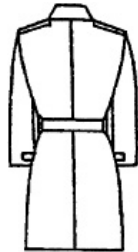


(前面)

女性雨衣



頭きん



(後面)



女性第二種短靴



女性第一種短靴



作業靴



(海曹長(幹部自衛官の候補者たる海曹長を除く。)及び一等海曹以下)



(幹部自衛官、准海尉及び幹部自衛官の候補者たる海曹長)



(幹部自衛官及び准海尉)

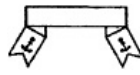
正帽

女性帽章

(第二種略帽)



(第一種略帽)



(海士長以下)



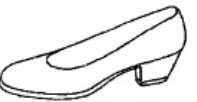
(海曹長から三等海曹まで)



(幹部自衛官及び准海尉)

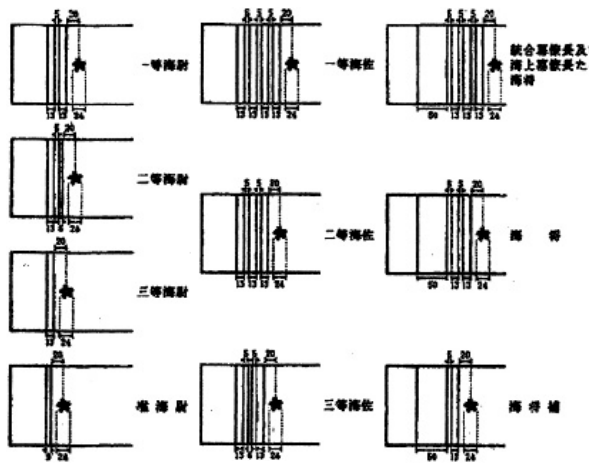
正帽

帽章

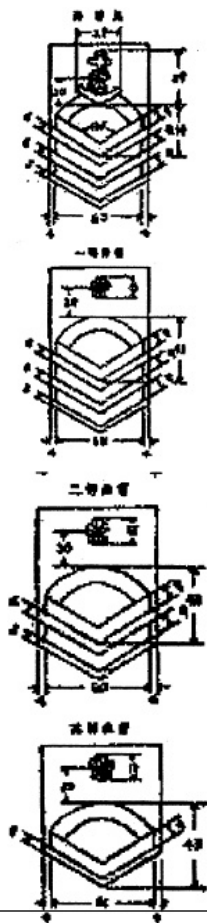




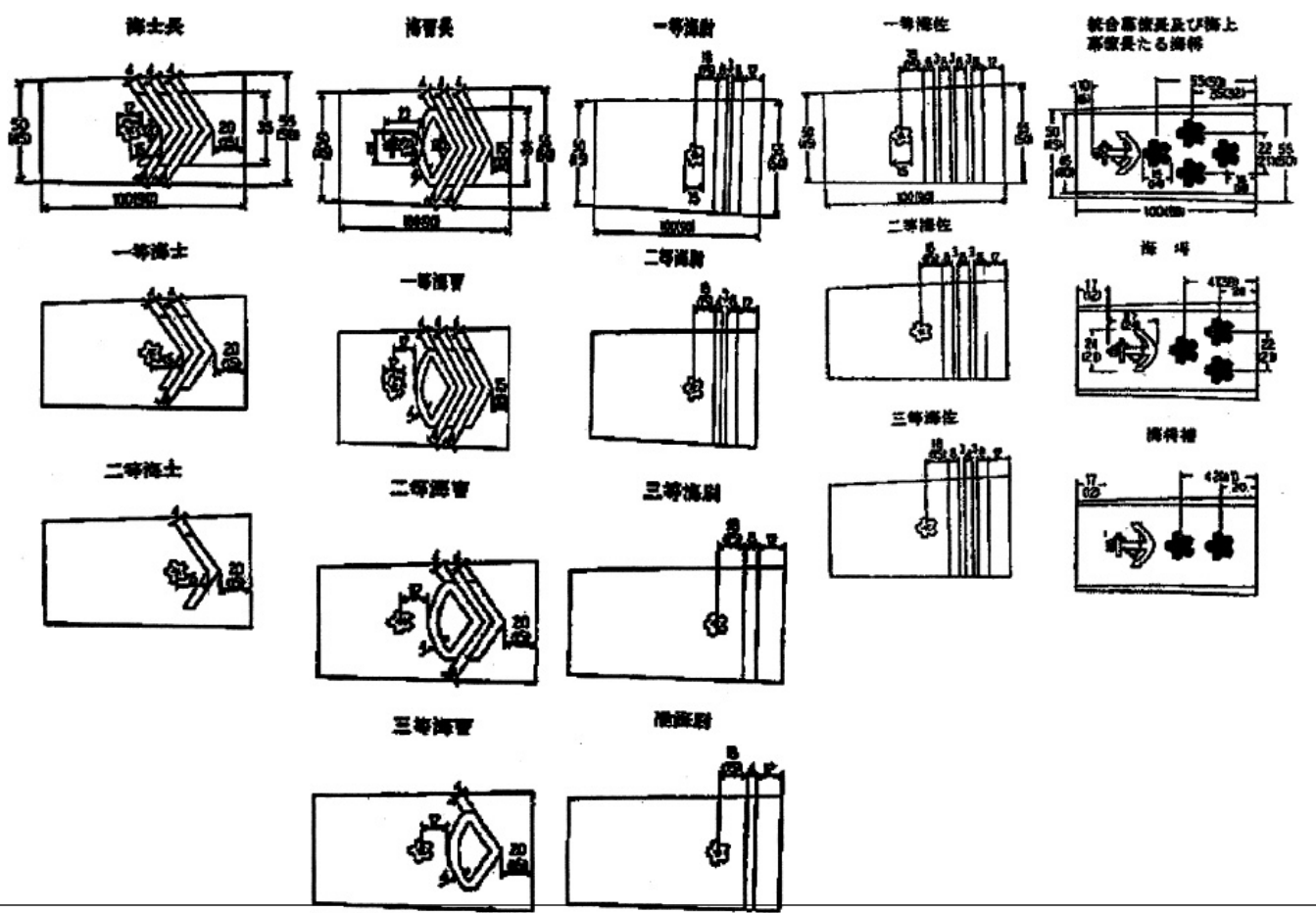
甲階級章
(幹部自衛官及び准海尉)

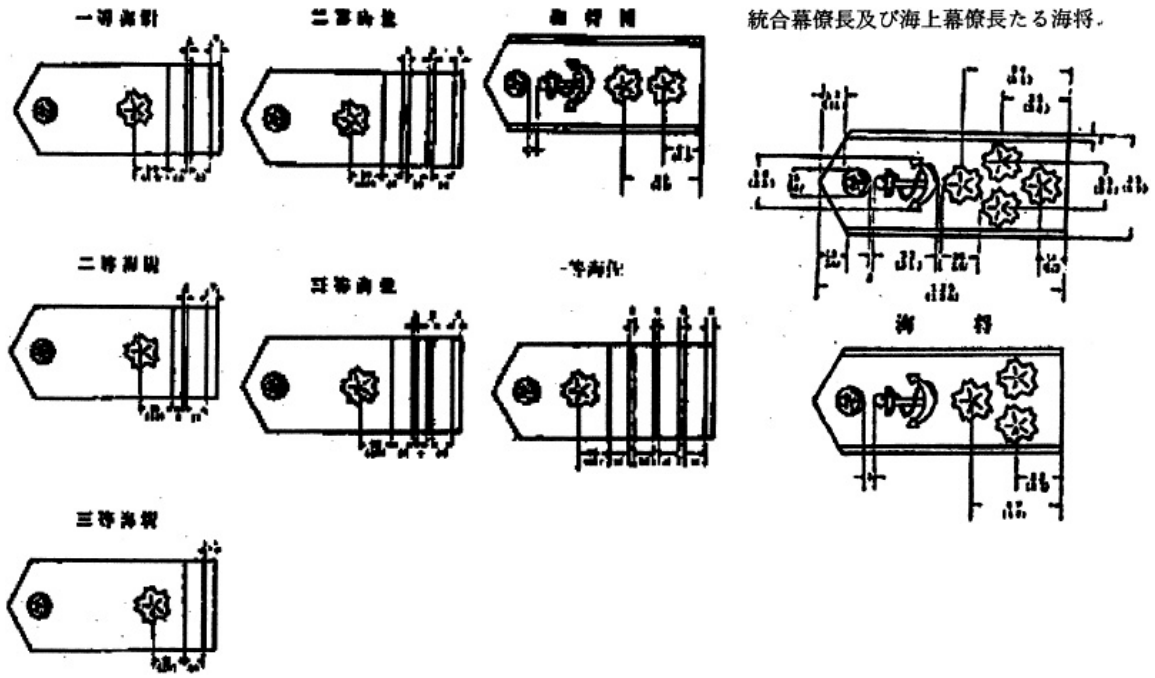


甲階級章及び丙階級章
(海曹長から三等海曹まで)

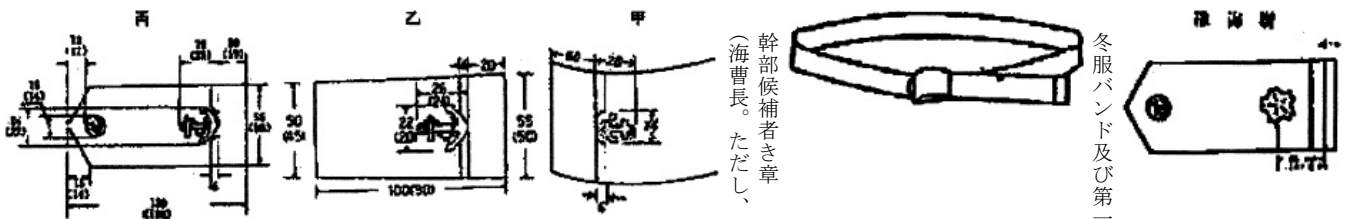


乙階級章
(女性自衛官にあつては、括弧内の寸法のものとする。)



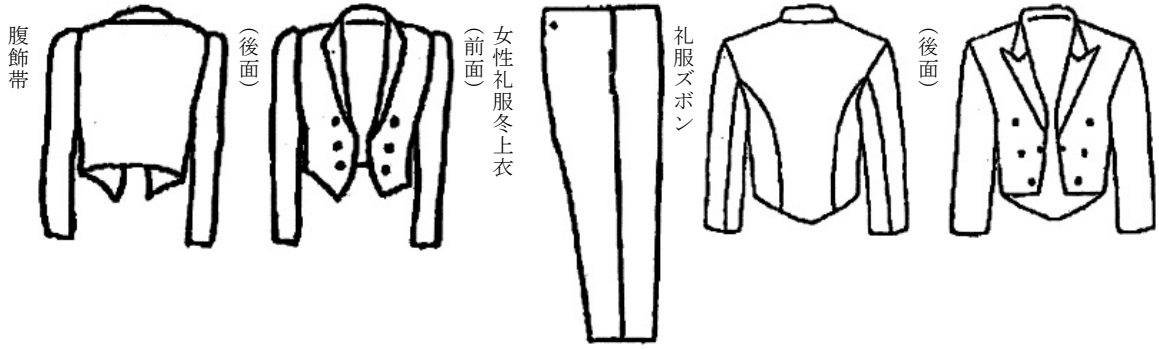


丙階級章
 (幹部自衛官及び准海尉。ただし、女性自衛官にあつては、括弧内の寸法のものとする。)



幹部候補者き章
 (海曹長。ただし、女性自衛官にあつては、括弧内の寸法のものとする。)

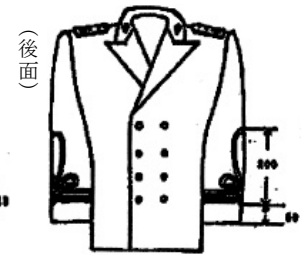
冬服バンド及び第一種夏服バンド



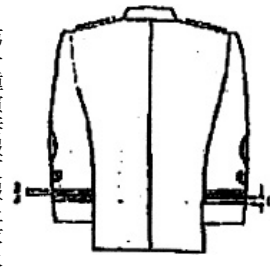
口 幹部自衛官及び准海尉の礼服等の服制
礼服冬上衣



(二) 特別の服制
音楽隊の隊員の服制
第一種演奏服冬服上衣及び女性第一種演奏服冬服上衣
(前面)

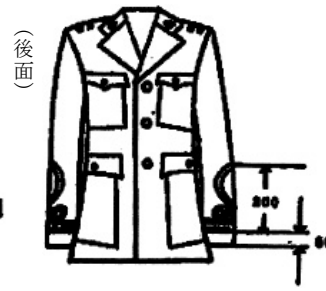


(後面)

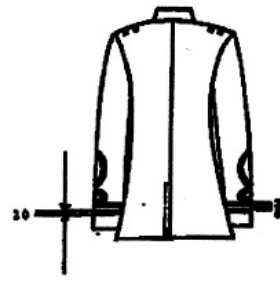


(前面)

第一種演奏服夏服上衣及び女性第一種演奏服夏服上衣

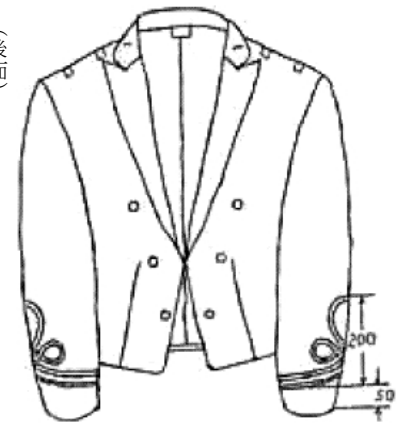


(後面)

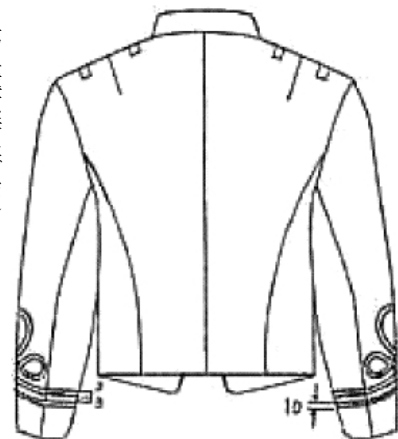


第一種演奏服冬服ズボン及び第一種演奏服夏服ズボン

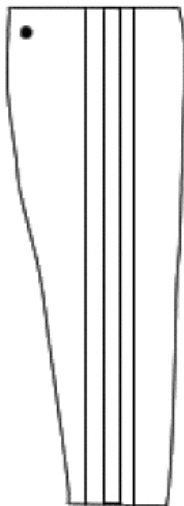
第二種演奏服上衣
(前面)



(後面)



第二種演奏服ズボン



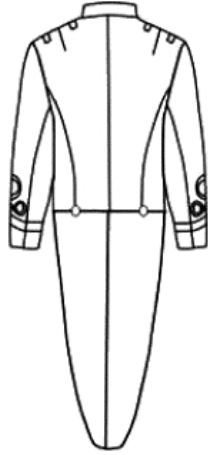
女性演奏服スカート



周章
(三等海佐以下)



前ひさし
(三等海佐以下)

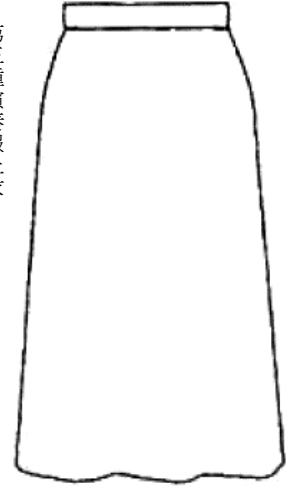


(後面)

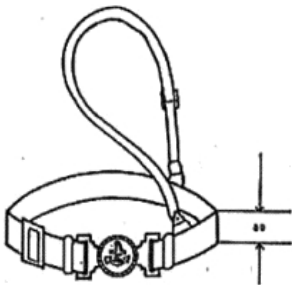


(前面)

第三種演奏服上衣



前章



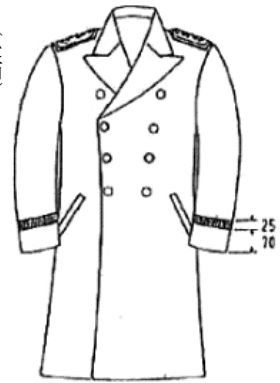
冬服ベルト



飾緒



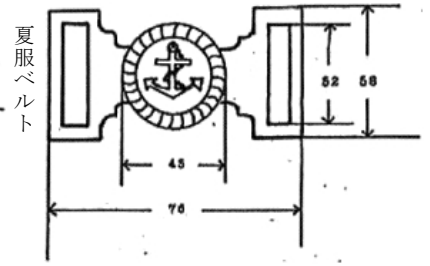
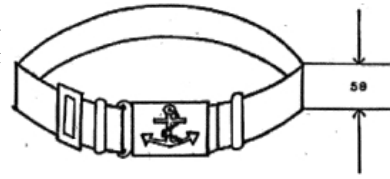
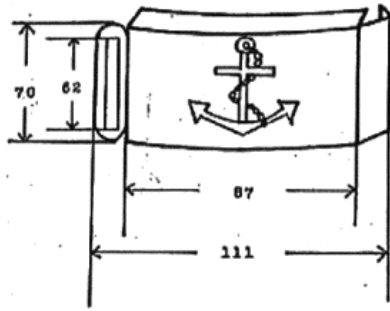
(後面)



(前面)

外とう及び女性外とう

別表第四(第十六条関係)
 (一) 一般の服制
 イ 通常服等の服制



女性冬服上衣		冬服ズボン		冬服上衣	
製式	地質	製式	地質	製式	地質
襟	冬服上衣と同じとする。	襟	冬服上衣と同じとする。	襟	濃紺色(防衛大臣が定める規格によるものをいう。以下別表第四において同じ。)の毛織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物若しくは交織織物とする。
肩章	外側の端をそで付に縫い込み、又は着脱できるようにし、襟側を隠しボタン一個で留める。	肩章	外側の端をそで付に縫い込み、又は着脱できるようにし、襟側を隠しボタン一個で留める。	肩	両肩に各二個の礼服用階級章の留め金通しをつける(幹部自衛官及び准空尉に限る)。
前面	中央にいぶし銀色のボタン四個を一行につける。胸部の左右に各一個のふた及びひだをつけたポケットをつけ、いぶし銀色のボタン各一個でそのふたを留める。腰部の左右の各一個のふたつき隠しポケットをつける。	前面	中央にいぶし銀色のボタン四個を一行につける。胸部の左右に各一個のふた及びひだをつけたポケットをつけ、いぶし銀色のボタン各一個でそのふたを留める。腰部の左右に各一個のふたつき隠しポケットをつける。	後面	両わきの縫目の両側すそをさく。
後面	背部に共切れのバンドを縫い付け、すそをさく。	後面	両わきの縫目の両側すそをさく。	その他	ボタンは、わしの浮き彫りを施したものである。
そで	長そでとする。ただし、幹部自衛官、准空尉、幹部自衛官の候補者たる空曹長にあ	そで	長そでとする。ただし、幹部自衛官、准空尉、幹部自衛官の候補者たる空曹長にあ	その他	形状は、図のとおりとする。

女性冬服 スカート	地質	形状は、図のとおりとする。	その他	つては、両そでの下部にしま織り濃紺色の飾線をつける。
	製式	冬服上衣と同じとする。	ボタンは、わしの浮き彫りを施したものと する。	
女性冬服 ズボン	地質	冬服上衣と同じとする。		
	製式	長ズボンとする。両わき及び後面の左右に各一個の隠しポケットをつけ、後面のポケットは、濃紺色のボタン一個で留め、胴回りに五個のバンド通しをつけ、すそ口は、シングルとする。形状は、図のとおりとする。		
第一種夏服 上衣	地質	濃紺色の毛織物、麻織物、綿織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物若しくは交織織物とする。		
	製式	冬服上衣と同じとする。		
第二種夏服 上衣	地質	薄青白色の毛織物、麻織物、綿織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物若しくは交織織物とする。		
	製式	若しくは交織織物とする。		
第三種夏服 上衣	地質	形状は、図のとおりとする。		
	製式	第二種夏服上衣と同じとする。		
夏服ズボン	地質	第一種夏服上衣と同じとする。		
	製式	冬服ズボンと同じとする。		
女性第一種夏服 上衣	地質	第一種夏服上衣と同じとする。		
	製式	女性冬服上衣と同じとする。		

女性第二種夏服 上衣	地質	第一種夏服上衣と同じとする。	ただし、左前とする。
	製式	女性第二種夏服上衣と同じとする。	
女性第三種夏服 上衣	地質	女性第二種夏服上衣と同じとする。	
	製式	折襟とする。	
女性夏服 スカート	地質	形状は、図のとおりとする。	
	製式	女性第一種夏服上衣と同じとする。	
女性夏服 ズボン	地質	女性第一種夏服ズボンと同じとする。	
	製式	女性第一種夏服ズボンと同じとする。	
作業服ズボン	地質	形状は、図のとおりとする。	
	製式	作業服ズボンと同じとする。	
女性作業服 上衣	地質	作業服ズボンと同じとする。	
	製式	作業服ズボンと同じとする。	
女性作業服ズボン	地質	作業服ズボンと同じとする。	
	製式	作業服ズボンと同じとする。	

作業外被	地質	灰色、青緑色及び茶色又はこれらの類似色の迷彩模様の綿織物、麻織物、化学繊維物又はこれらの混紡織物若しくは交織織物に防水加工したものとす。
	製式	ステン襟とする。 右肩の端に腕章留め一個をつける。 中央にフアスナーをつける。胸部の左右に各一個のふたつきポケットをつけ、布フアスナーでそのふたを留める。腰部の左右に各一個のふたつき隠しポケットをつけ、布フアスナーでそのふたを留める。 長そでとし、そで口を布フアスナーで絞れるものとする。左そで上腕部にペン差しポケット一個をつける。 形状は、図のとおりとする。
正帽	地質	冬服上衣と同じとする。
	製式	円型とし、黒色の革製又は合成樹脂製の前ひさし及びあごひもをつける。あごひもの両端は、帽の両側において、銀色の耳ボタン各一個で留める。帽の腰回りには、生地と同色のなな子織の周章をつける。天井の両側に各二個のはと目をつけ、通風口とする。正面中央に一個のはと目をつけ、帽章の付着位置とする。なお、幹部自衛官、准空尉及び幹部自衛官の候補者たる空曹長にあつては、あごひもの表面にしま織銀線をつけるものとし、三等空佐以上の自衛官にあつては、前ひさしの表面に黒色の布製台地を張り、その前縁に沿って銀色モール製又は合成樹脂製の桜花桜葉模様をつけるものとする。形状は、別表第二(一)イの正帽と同じとする。
女性正帽	地質	冬服上衣と同じとする。
	製式	円型とし、帽の前面に黒色の革製又は合成樹脂製の飾りひもをつける。飾りひもは、帽の両側において、銀色の耳ボタン各一個で留める。なお、幹部自衛官、准空尉及び幹部自衛官の候補者たる空曹長にあつては、飾りひもの表面にしま織銀線をつけるものとし、三等空佐以上の自衛官にあつては、前ひさしの表面の前縁に沿って銀色モール製又は合成樹脂製の桜花桜葉模様をつけるものとする。形状は、別表第二(一)イの女性正帽と同じとする。
略帽	地質	冬服上衣と同じとする。
	製式	中折式舟型とし、帽の周囲は、折返しとする。なお、幹部自衛官、准空尉及び幹部自衛官の候補者たる空曹長にあつては、折返しの部分の上縁に銀色の側線をつけるものとし、空曹長以下の自衛官にあつては、折返しの部分の上縁に黒色の側線をつけるものとする。形状は、図のとおりとする。
作業帽	地質	作業服上衣と同じとする。
	製式	八角筒型とし、共切れの前ひさし及びあごひもをつける。あごひもの両端は、帽の両側において縫い付ける。帽の腰回りの両側に各二個のはと目をつけ、通風口とする。後面に共切れのバンドをつけ、帽子用調整具で留める。前面に共切れの四角型台地に黒色糸をもつてわしの脚部をくわ


作業外被	地質	型の翼で囲み、その中央下部の太陽の中に星、月及び雲を配した刺しゅうを施した帽章をつける。形状は、図のとおりとする。
	製式	濃紺色の綿織物、麻織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物若しくは交織織物に防水加工したものとす。
雨衣	地質	濃紺色の綿織物、麻織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物若しくは交織織物に防水加工したものとす。
	製式	外とうと同じとする。
女性外とう	形状は、図のとおりとする。	開き襟及びステン襟兼用とする。裏側に頭を留めるスナップ、濃紺色のボタン又はフアスナーをつける。
	その他	長そでとする。
第一種ワイシャツ	地質	白色の綿織物、麻織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物若しくは交織織物とし、形状は、別表第二(二)イのワイシャツと同じとする。
	製式	濃紺色の綿織物、毛織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物若しくは交織織物のチヨーカータイとし、形状は、図のとおりとする。
第二種ワイシャツ	地質	濃紺色の綿織物、毛織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物若しくは交織織物とし、形状は、別表第二(一)イのネクタイと同じとする。
	製式	濃紺色の綿織物、毛織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物若しくは交織織物のチヨーカータイとし、形状は、図のとおりとする。
女性第一種ワイシャツ	地質	濃紺色の綿織物、毛織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物若しくは交織織物とし、形状は、別表第二(一)イのネクタイと同じとする。
	製式	濃紺色の綿織物、毛織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物若しくは交織織物のチヨーカータイとし、形状は、図のとおりとする。
女性第二種ワイシャツ	地質	濃紺色の綿織物、毛織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物若しくは交織織物とし、形状は、別表第二(一)イのネクタイと同じとする。
	製式	濃紺色の綿織物、毛織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物若しくは交織織物のチヨーカータイとし、形状は、図のとおりとする。
ネクタイ	地質	濃紺色の綿織物、毛織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物若しくは交織織物とし、形状は、別表第二(一)イのネクタイと同じとする。
	製式	濃紺色の綿織物、毛織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物若しくは交織織物のチヨーカータイとし、形状は、図のとおりとする。
女性ネクタイ	地質	濃紺色の綿織物、毛織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物若しくは交織織物とし、形状は、別表第二(一)イのネクタイと同じとする。
	製式	濃紺色の綿織物、毛織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物若しくは交織織物のチヨーカータイとし、形状は、図のとおりとする。
外とう	地質	濃紺色の綿織物、毛織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物若しくは交織織物とし、形状は、別表第二(一)イのネクタイと同じとする。
	製式	濃紺色の綿織物、毛織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物若しくは交織織物のチヨーカータイとし、形状は、図のとおりとする。

第二種 ネクタイ	別表第二(二)口の第二種ネクタイと同じとする。ただし、色は黒色とする。
女性第一種 ネクタイ	別表第四(一)イの女性ネクタイと同じとする。
女性第二種 ネクタイ	別表第二(二)口の女性第二種ネクタイと同じとする。
女性外 とう	製式 形状及び寸法は、図のとおりとする。
女性第一種 短靴	製式 形状及び寸法は、図のとおりとする。
女性第二種 短靴	製式 形状及び寸法は、図のとおりとする。
女性第一種 腹飾帯	別表第二(一)口の腹飾帯と同じとする。ただし、色は黒色とする。
女性第二種 腹飾帯	別表第二(二)口の女性腹飾帯と同じとする。
女性第一種 飾帯	別表第二(一)口の女性第一種飾帯と同じとする。ただし、色は黒色とする。
女性第二種 飾帯	別表第二(二)口の女性第二種飾帯と同じとする。


飾緒	銀色の丸打ひもを三つ編みにし、両端に銀色の布製房をつける。形状及び寸法は、図のとおりとする。
階級章	別表第四(一)イの階級章と同じとする。
打楽器 用手袋	別表第二(二)口の打楽器用手袋と同じとする。
防寒用 手袋	別表第二(二)口の防寒用手袋と同じとする。
ベルト	別表第四(一)イのベルトと同じとする。
バンド	形状及び寸法は、各階級別に図のとおりとする。
空士長以下	濃紺色の生地台地に銀色モールの側線を張り、V字形線を銀色の糸で刺しゅう又は織り出したものとする。
空曹長から 三等空曹 まで	濃紺色の生地台地に銀色モールの側線を張り、V字形線及び弧状線を銀色の糸で刺しゅう又は織り出したものとする。
空士長以下	濃紺色の生地台地に銀色モールの側線を張り、V字形線を銀色の糸で刺しゅう又は織り出したものとする。

図 航空自衛官服制の形状及び寸法
数字は、寸法を示し、単位はミリメートルとする。

(一) 一般の服制
イ 通常服等の服制
冬服上衣及び第一種夏服上衣



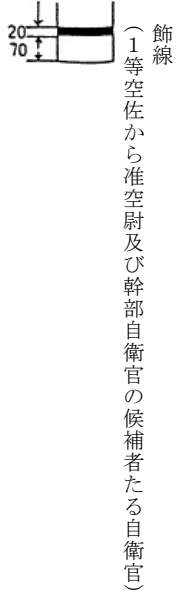
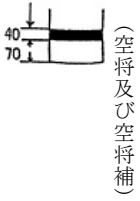
(前面)



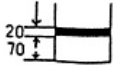
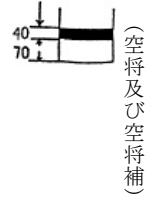
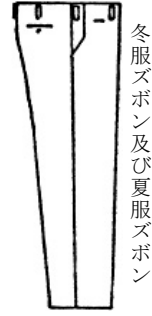
(後面)

飾緒
(1等空佐から准空尉及び幹部自衛官の候補者たる自衛官)

女性冬服スカート及び女性夏服スカート
(前面)



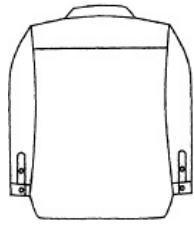
女性冬服上衣及び女性第一種夏服上衣



(後面)



第三種夏服上衣
(前面)



(後面)



第二種夏服上衣

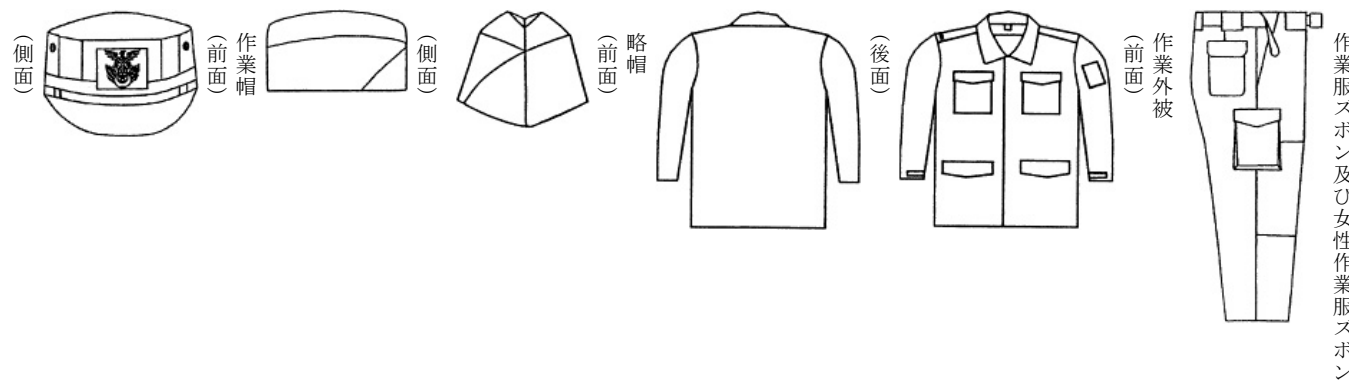
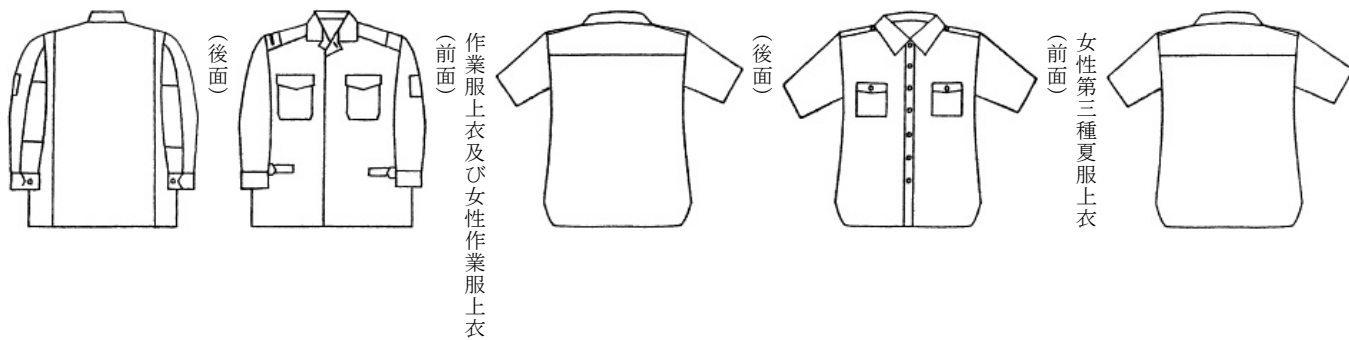


女性冬服ズボン及び女性夏服ズボン



(後面)



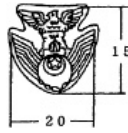




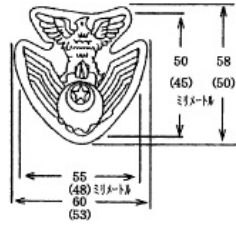


(後面)

口 幹部自衛官及び准空尉の礼服等(夏)上衣
(前面)



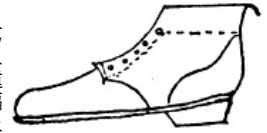
略帽



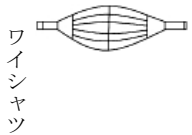
正帽
帽章
(女性自衛官にあつては、括弧内の寸法のものとする。)



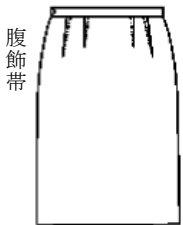
第二種編上靴



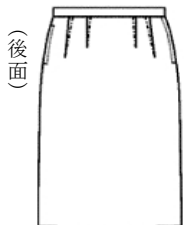
第一種編上靴



ワイシヤツ



腹飾帯



(後面)



女性礼服冬(夏)スカート



(前面)

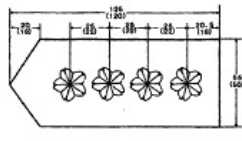


女性礼服冬(夏)上衣

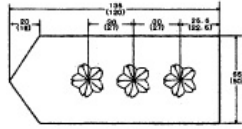


礼服冬(夏)ズボン

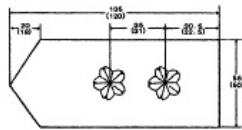
統合幕僚長及び航空幕僚長たる空将



空将



空将補



礼服用階級章
(女性自衛官にあつては、括弧内の寸法とする。)

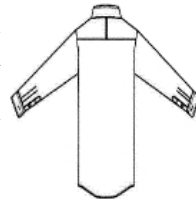


(後面)



(前面)

女性ワイシャツ



(後面)

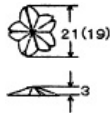


(前面)

(二) 特別の服制
音楽隊の隊員の服制
第一種演奏服冬服上衣、女性第一種演奏服冬服上衣、第一種演奏服夏服上衣及び女性第一種演奏服夏服上衣
(前面)

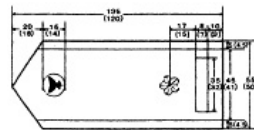


(1等空尉から3等空尉まで)

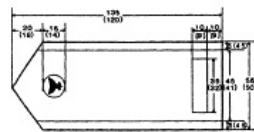


(空将及び空将補)

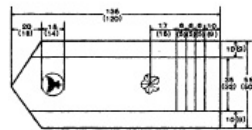
3等空尉



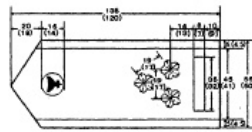
准空尉



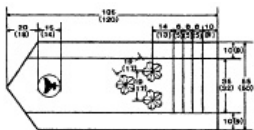
3等空佐



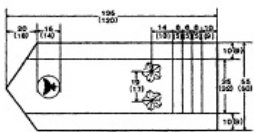
1等空尉



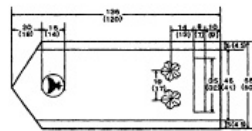
1等空佐

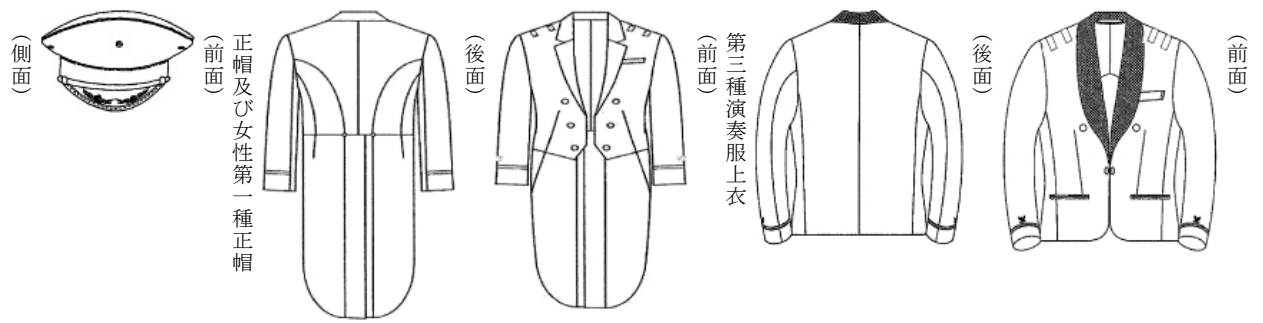
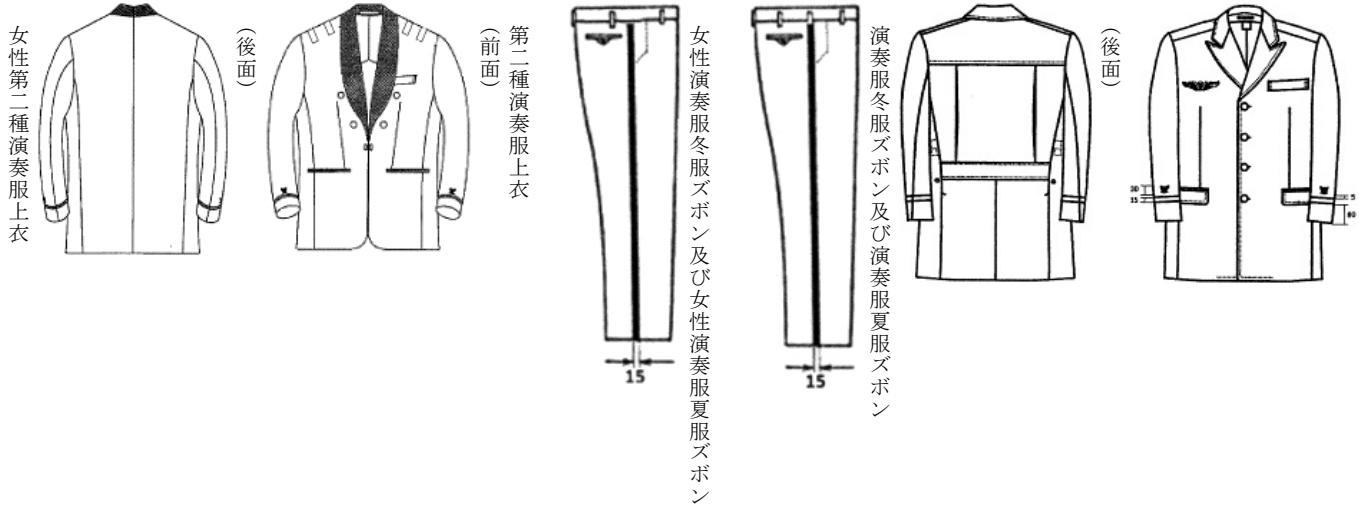


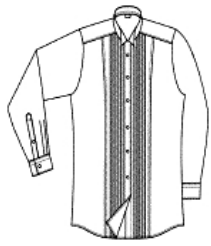
2等空佐



2等空尉



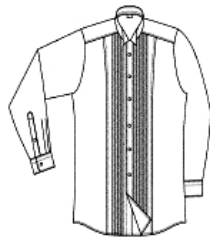




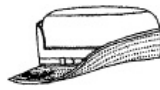
女性第二種ワイシャツ
(前面)



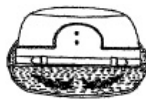
(後面)



第二種ワイシャツ
(前面)

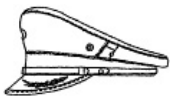


(側面)



(前面)

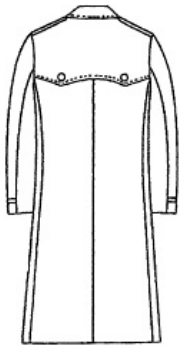
女性第二種正帽



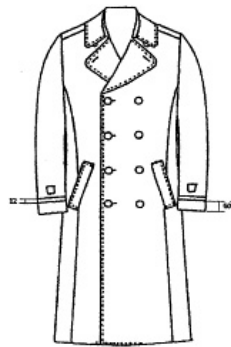
ベルト



短靴及び女性第一種短靴

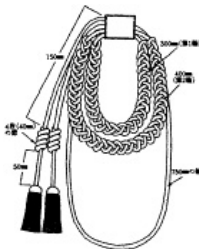


(後面)



(前面)

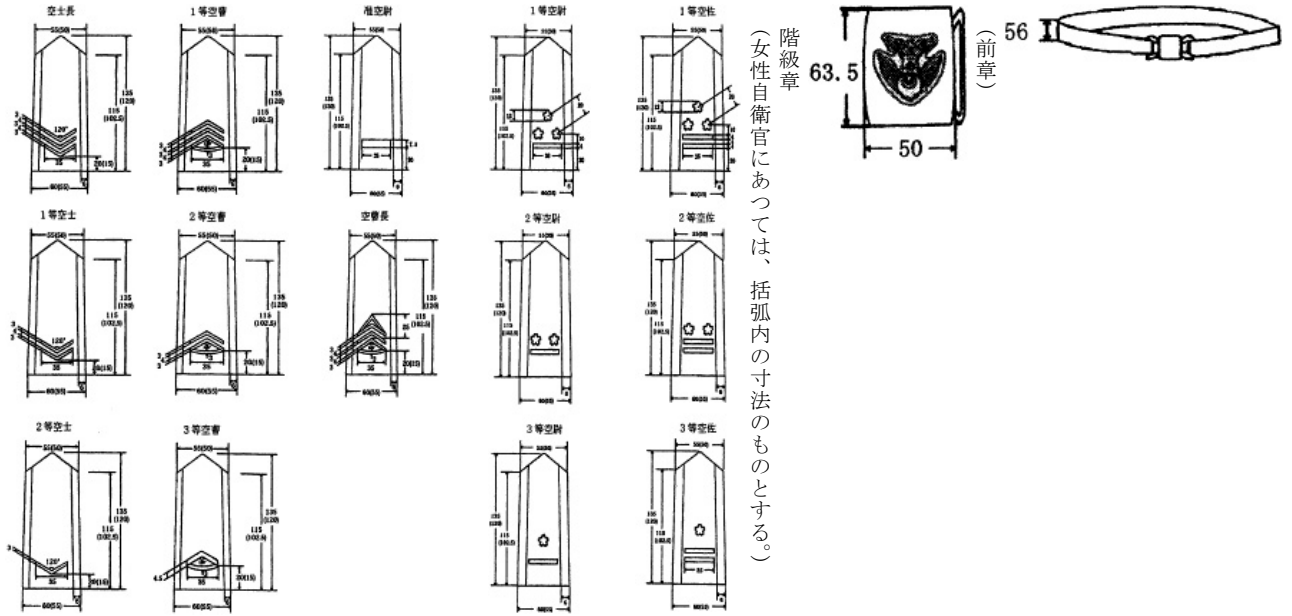
外とう及び女性外とう



飾緒



(後面)



階級章
(女性自衛官にあつては、括弧内の寸法のものとする。)

別表第五 (第十七条関係)	
冬服上衣	<p>地質花紺色の毛織物、化学纖維織物又はこれらの混紡織物若しくは交織織物とする。</p> <p>製式 前 面 そ で</p> <p>詰襟とする。 えり、中央、両わきの下部及びすそまわりに黒色 なな子織飾線をつける。中央にフラスナーを一行 につける。 長そでとし、その下部に一条の黒色の飾線をつけ る。</p>
冬服ズボン	<p>地質冬服上衣と同じとする。</p> <p>製式 長ズボンとする。両わきに各一個の隠しポケットをつける。すそ口は、シン グ ルとする。形状は、図のとおりとする。</p>
防衛医科大学 校女子冬服上 衣	<p>地質冬服上衣と同じとする。</p> <p>製式 前 面 そ で</p> <p>テーラードカラーとする。 中央に金色のボタン三個を一行につける。腰部の 左右に各一個のふたつきポケットをつけ、金色の ボタン各一個でそのふたを留める。 すそをさく。 長そでとし、その下部に一条の黒色の飾線をつけ る。</p>
防衛医科大学 女子冬服スカー ト	<p>地質冬服上衣と同じとする。</p> <p>製式 前 面 そ で</p> <p>形状は、図のとおりとする。 セミタイトスカートとし、左わきにひだ一本をつける。左わきをあげ、フラス ナーで留める。胴回りに共切れのバンドをつけ、かぎホック一個及びボタン二 個で留める。形状は、図のとおりとする。</p>
防衛医科大学 女子冬服ズボン	<p>地質冬服上衣と同じとする。</p> <p>製式 前 面 そ で</p> <p>形状は、図のとおりとする。 セミタイトスカートとし、前面にひだ二本をつける。左わきをあげ、フラス ナーで留める。胴回りにともぎれのバンドをつけ、かぎホック一個で留める。形 状は、図のとおりとする。</p>
第一種夏服上 衣	<p>地質白色の綿織物、麻織物、化学纖維織物又はこれらの混紡織物若しくは交織織物 とする。</p> <p>製式 冬服上衣と同じとする。ただし、飾線は白色とする。</p>
第一種夏服ズ ボン	<p>地質第一種夏服上衣と同じとする。</p> <p>製式 冬服ズボンと同じとする。</p>
第二種夏服上 衣	<p>地質別表第三(一)イの第三種夏服上衣(三等海曹以上のもの)と同じとする。</p> <p>製式 第一種夏服上衣と同じとする。</p>
第二種夏服ズ ボン	<p>地質別表第三(一)イの第三種夏服上衣(三等海曹以上のもの)と同じとする。</p> <p>製式 第一種夏服ズボンと同じとする。</p>
第一種夏服上 衣	<p>地質別表第三(一)イの第三種夏服上衣(三等海曹以上のもの)と同じとする。</p> <p>製式 長ズボンとする。両わき及び後面の左右に各一個の隠しポケットをつけ、後面 のポケットは、白色のボタン一個で留める。胴回りに七個のバンド通しをつけ る。すそ口は、シングルとする。形状は、図のとおりとする。</p>
防衛大学校女 子第一種夏服 上衣	<p>地質別表第三(一)イの第三種夏服上衣(三等海曹以上のもの)と同じとする。</p> <p>製式 長ズボンとする。両わき及び後面の左右に各一個の隠しポケットをつけ、後面 のポケットは、白色のボタン一個で留める。胴回りに七個のバンド通しをつけ る。すそ口は、シングルとする。形状は、図のとおりとする。</p>

図 防衛大学校学生服制及び防衛医科大学校学生服制の形状及び寸法
 数字は、寸法を示し、単位はミリメートルとする。
 冬服上衣及び第一種夏服上衣



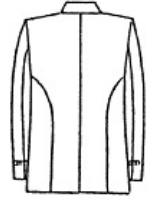
(後面)



冬服ズボン及び第一種夏服ズボン



(後面)

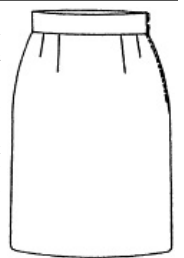


防衛医科大学校女子冬服上衣及び防衛医科大学校女子第一種夏服上衣

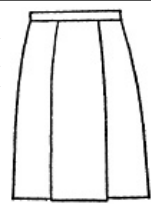
防衛大学校女子冬服スカート及び防衛大学校女子第一種夏服スカート



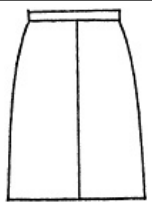
(後面)



(前面)



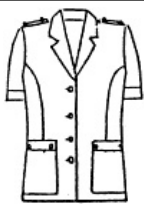
(後面)



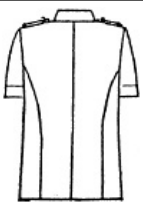
第二種夏服ズボン



防衛医科大学校女子第二種夏服上衣



(後面)

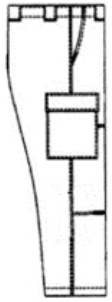


防衛大学校女子第二種夏服スカート



(後面)

作業外被



作業服ズボン



(後面)



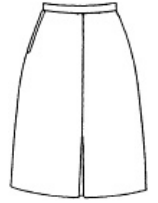
作業服上衣
(前面)



(後面)



防衛医科大学校女子第二種夏服スカート
(前面)



帽日おおい
(前面)



(側面)



(前面)

防衛医科大学校女子正帽



(側面)



(前面)

正帽

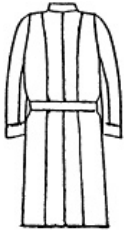


(後面)

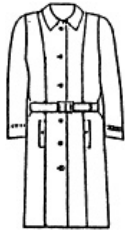


(前面)

雨衣
(前面)



(後面)



(前面)

防衛医科大学校女子外とう



(後面)



(前面)

外とう



(後面)



(側面)



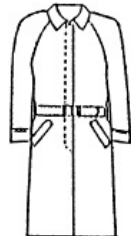
帽章
(防衛大学の学生)



頭きん



(後面)



(前面)

防衛医科大学校女子雨衣

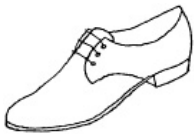


頭きん

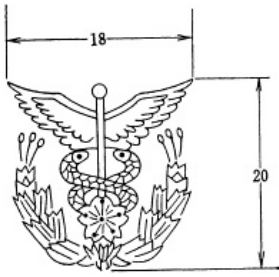


(後面)

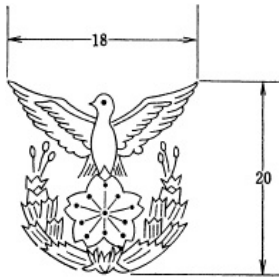




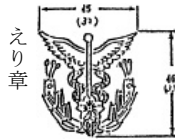
防衛大学校女子第一種短靴



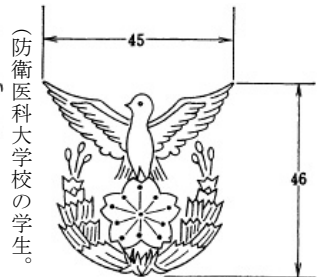
(防衛医科大学の学生)



(防衛大学の学生)



えり章



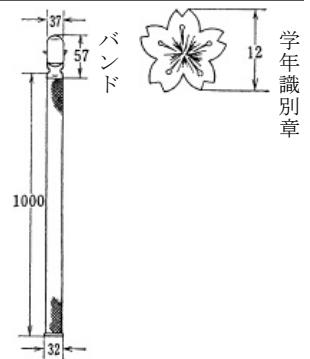
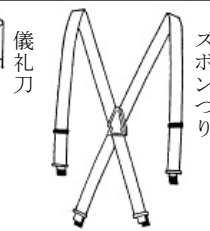
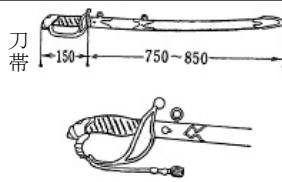
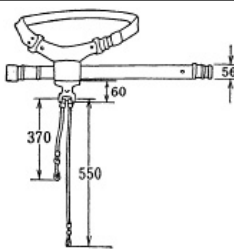
(防衛医科大学の学生。ただし、女性学生にあつては、括弧内の寸法のものとする。)

別表第五の二(第十七条の二関係)
冬 服地質濃灰色(防衛大臣が定める規格によるものをいう。以下この表において同じ。)の毛織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物若しくは交織織物とする。

上衣

製式襟
肩章

外側の端をそで付に縫い込み、襟側を馬、翼、桜花及び桜の若葉を組み合わせたものを浮き彫りにした銀色のボタン一個で留める。



<p>冬服 ズボン</p> <p>製式 長ズボンとする。両わき及び後面の左右に各一個の隠しポケットをつけ、後面の左側ポケットは黒色のボタン一個で留める。すそ口は、シングルとする。形状は、図のとおりとする。</p> <p>形状は、図のとおりとする。</p> <p>製式 濃灰色の毛織物、麻織物、綿織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物若しくは交織織物とする。</p>	<p>第一種 夏服 上衣</p> <p>製式 冬服上衣と同じとする。</p> <p>第一種 夏服 ズボン</p> <p>製式 冬服ズボンと同じとする。</p>	<p>第二種 夏服 ズボン</p> <p>製式 冬服ズボンと同じとする。</p> <p>第一種 夏服 ズボン</p> <p>製式 冬服ズボンと同じとする。</p>	<p>第二種 夏服 ズボン</p> <p>製式 冬服ズボンと同じとする。</p> <p>第一種 夏服 ズボン</p> <p>製式 冬服ズボンと同じとする。</p>	<p>第二種 夏服 ズボン</p> <p>製式 冬服ズボンと同じとする。</p> <p>第一種 夏服 ズボン</p> <p>製式 冬服ズボンと同じとする。</p>	<p>作業別表第二(一)イの作業服ズボンと同じとする。</p>
<p>作業別表第二(二)イの作業外被と同じとする。</p> <p>正帽 地質 冬服上衣と同じとする。</p> <p>略帽 地質 濃灰色の毛、化学繊維又はこれらの混紡のフェルト編みとする。</p> <p>作業地質 濃灰色の毛、化学繊維又はこれらの混紡のフェルト編みとする。</p> <p>作業地質 濃灰色の毛、化学繊維又はこれらの混紡のフェルト編みとする。</p>	<p>ワイシャツ</p> <p>製式 別表第二(一)イの作業帽と同じとする。ただし、帽章は、前面に共切れの円型台地に黄色糸をもつて、馬、翼、桜花及び若葉を組み合わせたものの刺しゅうを施したものとする。</p> <p>製式 別表第二(一)イの作業帽と同じとする。</p>	<p>外と地質 冬服上衣と同じとする。</p> <p>製式 襟及びステン襟兼用とする。</p> <p>製式 襟及びステン襟兼用とする。</p>	<p>外と地質 冬服上衣と同じとする。</p> <p>製式 襟及びステン襟兼用とする。</p> <p>製式 襟及びステン襟兼用とする。</p>	<p>外と地質 冬服上衣と同じとする。</p> <p>製式 襟及びステン襟兼用とする。</p> <p>製式 襟及びステン襟兼用とする。</p>	<p>雨衣</p> <p>地質 灰色の麻織物、綿織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物若しくは交織織物に防水加工したものとする。</p> <p>製式 襟及びステン襟兼用とする。</p>

冬服ズボン及び第一種夏服ズボン



(後面)

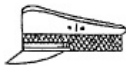
冬服上衣及び第一種夏服上衣

陸上自衛隊高等工科学校生徒服制の形状及び寸法
数字は、寸法を示し、単位はミリメートルとする。
冬服上衣及び第一種夏服上衣

(前面)

短靴	別表第二(一)イの短靴と同じとする。	前面	ダブルとし、灰色のボタン各五個を二行につける。腰部の左右に各一個のふたつき隠しポケットを斜めにつける。
半長靴	別表第二(一)イの半長靴と同じとする。	後面	すそをさき、灰色の隠しボタン一個をつける。
靴	別表第二(一)イの靴と同じとする。	その他	胴回りに共切れのバンド通し四個及びバンド一個をつけ、灰色のバックルで留める。頭きんは、下部の回りにボタン穴四個をあける。
帽章	銀色の金属製のものとし、馬、翼、桜花及び若葉を組み合わせたものとする。形状及び寸法は、図のとおりとする。		
学年	銀色の金属製のものとし、長方形の台座に桜花を組み合わせたものとする。形状及び寸法は、図のとおりとする。		
識別	別表第二(一)イのバンドと同じとする。ただし、地質の色は黒色とし、バックルの色は銀色とする。		
ズボン	別表第五のズボンと同じとする。ただし、地質の色は、黒色とする。		
り			

略帽
(前面)



(側面)



正帽
(前面)



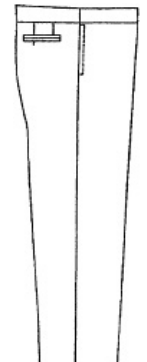
第二種夏服ズボン

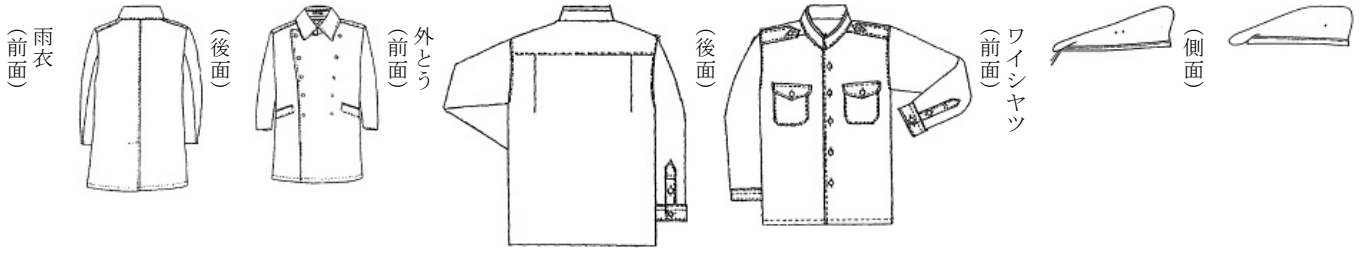


(後面)



第二種夏服上衣
(前面)





海将補	陸将補	階級	別表第七(第二十九条関係) 昇任に要する在職期間
三年	昇任に要する在職期間	階級	
海曹長	陸曹長	階級	別表第七(第二十九条関係) 昇任に要する在職期間
二年	昇任に要する在職期間	階級	

官職資格要件	別表第六(第二十三条関係)
教官	一 学校教育法第一条に規定する高等学校の教諭となる資格を有する者
二	保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三号)第二十二條第一号に規定する准看護師養成所の専任教員となる資格を有する者

(第一学年)

(第二学年)

(第三学年)

学年識別章

帽章

頭きん

(後)面

(前)面

空将補	一等陸佐	六年	一等陸曹	二年
一等海佐	一等空曹		一等海曹	
二等陸佐	二等陸曹	四年	二等陸曹	二年
二等海佐	二等海曹		二等海曹	
二等空佐	二等空曹		二等空曹	
三等陸佐	三等陸曹	三年	三等陸曹	二年
三等海佐	三等海曹		三等海曹	
三等空佐	三等空曹		三等空曹	
一等陸尉	陸士長	五年	陸士長	二年
一等海尉	海士長		海士長	
一等空尉	空士長		空士長	
二等陸尉	一等陸士	三年	一等陸士	一年
二等海尉	一等海士		一等海士	
二等空尉	一等空士		一等空士	
三等陸尉	二等陸士	二年	二等陸士	六月
三等海尉	二等海士		二等海士	
三等空尉	二等空士		二等空士	

別表第八その一（第八十八条関係）

防衛省
シール・プレス
艦船国籍証書

第 号

番	号
信	字
種	別
名	称
船	質
全	長
表	幅
裏	水
排	量
機	関の種類及び数
搭	載人員

備考 この書類の形式は、日本産船規格A列4番とする。

別表第八その一（第八十八条関係）（第三船型二・第三船型七船型四・第五〇船型八・五五船型二・五五船型三・五九四船型一・五九九船型一）に該当する船舶に発行される書類

本船は、日本国の国籍を有し、かつ、当省が所管するものであることを証明する。

令和 年 月 日

日本国政府防衛省

(表)

別表第八その三（第八十八条関係）

一 艦士加藤隆の艦士加藤隆（水雷匠長官等令第17号（昭和11年））
 艦士加藤隆の艦士加藤隆（水雷匠長官等令第17号（昭和11年））
 「艦士」の艦士加藤隆の艦士加藤隆
 二 艦士加藤隆の艦士加藤隆（水雷匠長官等令第17号（昭和11年））
 艦士加藤隆の艦士加藤隆（水雷匠長官等令第17号（昭和11年））
 「艦士」の艦士加藤隆の艦士加藤隆
 三 艦士加藤隆の艦士加藤隆（水雷匠長官等令第17号（昭和11年））
 艦士加藤隆の艦士加藤隆（水雷匠長官等令第17号（昭和11年））
 「艦士」の艦士加藤隆の艦士加藤隆
 四 艦士加藤隆の艦士加藤隆（水雷匠長官等令第17号（昭和11年））
 艦士加藤隆の艦士加藤隆（水雷匠長官等令第17号（昭和11年））
 「艦士」の艦士加藤隆の艦士加藤隆
 五 艦士加藤隆の艦士加藤隆（水雷匠長官等令第17号（昭和11年））
 艦士加藤隆の艦士加藤隆（水雷匠長官等令第17号（昭和11年））
 「艦士」の艦士加藤隆の艦士加藤隆

名	艦
全	大
長	水
幅	水
深	水
排	水

本船は、日本国の国旗を掲し、かつ、当省が所有するものであることを証明する。
 令和 年 月 日
 日本国政府防衛省

別表第八その三（第八十八条関係）
 艦士加藤隆の艦士加藤隆（水雷匠長官等令第17号（昭和11年））
 艦士加藤隆の艦士加藤隆（水雷匠長官等令第17号（昭和11年））
 「艦士」の艦士加藤隆の艦士加藤隆

別表第八その四（第八十八条関係）

別表第八その四（第八十八条関係）
 艦士加藤隆の艦士加藤隆（水雷匠長官等令第17号（昭和11年））
 艦士加藤隆の艦士加藤隆（水雷匠長官等令第17号（昭和11年））
 「艦士」の艦士加藤隆の艦士加藤隆

番	号
信	符
種	別
名	称
船	質
全	長
長	幅
幅	水
深	水
排	量
機	関の種類及び数
搭	乗人員
合	衆国の船型
合	衆国の名称及び（又は）種別
日	本国政府に引き渡された年月日

本船は、アメリカ合衆国政府から日本国政府に貸与されたものであり、かつ、当省が使用するものであることを証明する。
 令和 年 月 日
 日本国政府防衛省

(表)

CERTIFICATE OF VESSEL

No.

Number	
Signal Letters	
Type of Vessel	
Name of Vessel	
Construction	
Length	
Beam	
Draft	
Displacement	
Type and Number of Engines	
Standard Number of Persons on Board	
U. S. Type of Vessel	
U. S. Name and/or Designation of Vessel	
Date on which Delivered to Government of Japan	
<p>I hereby certify that this vessel has been loaned to the Government of Japan by the Government of the United States and is used by this Ministry</p> <p>Date _____</p> <p style="text-align: right;"> MINISTER OF DEFENSE MINISTRY OF DEFENSE GOVERNMENT OF JAPAN </p>	

(裏)

別表第八その五（第八十八条関係）

船 証 書 第 号

名	称	
船	質	
全	長	
最	大 幅	
喫	水	
排	水 量	
機	関 の 種 類 及 び 数	
搭	載 人 員	
<p>本船は、アメリカ合衆国政府から日本政府に貸与されたものであり、かつ、当省が使用するものであることを証明する。</p> <p style="text-align: center;">令和 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">日本政府防衛省</p>		

備考
一 排水量の定めのない場合は、「排水量」に代えて「積貨重量」と記載するものとする。
二 この書類の大半は、日本産業規格A列の書式とする。

別表第八その五（第八十八条関係）：昭三〇船令二二・全改、昭三〇船令六、昭四七船令四二、昭五〇船令八、平五船令二二・平五船令三三・平一九
省防令二・令五防省四、令二防令二二・一取等
アメリカ合衆国政府から日本政府に貸与された右機力支援船に備え付ける書類

別表第八その六（第八十八条関係）

船 票 第 号

名	称	
全	長	
最	大 幅	
奥	水	
排	水 量	

備考
一 排水量の定めのない場合には、「排水量に代えて「積貨重量」と記載するものとする。
二 この書類の大きさは、縦四十五センチメートル、横百四十八センチメートルとする。
三 この書類の材質は、金網とする。

本船は、アメリカ合衆国政府から日本国政府に貸与されたものであり、かつ、当省が使用するものであることを証明する。

令和 年 月 日

日本国政府防衛省

別表第八その六（第八十八条関係） 船三防衛令二、改 船五〇防衛令、船五〇防衛令八、平五防衛令二、平五防衛令三、平一九防衛令二、令五防衛令四、令五防衛令二一（一部改正）
アメリカ合衆国政府から日本国政府に貸与された無機力空母船に備え付ける書類

別表第八その七（第八十八条関係）

防 衛 省
シ ー ル ・
プ レ ス
船 船 証 書 第 号

番 号	符 号	字 号
種 名		別 称
船 質		質 量
長		幅
深 度		さ
総 計		ト ン 数
機 関		の 種 類 及 び 数
搭 乗		人 員
防衛省に引き渡された年月日		

本船は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第五十五条第二項第五号に規定する事業契約により用船され、当省が使用するものであることを証明する。

令和 年 月 日

日本国政府防衛省

(表)

備考
この書類の大きさは、縦四十五センチメートル、横百四十八センチメートルとする。

別表第八その七（第八十八条関係） 平五防衛令四、令五防衛令四、令五防衛令二一（一部改正）
民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第五十五条第二項第五号に規定する事業契約により用船される自衛艦に備え付ける書類

CERTIFICATE OF VESSEL

No.

Number	
Signal Letters	
Type of Vessel	
Name of Vessel	
Construction	
Register Length	
Register Breadth	
Register Depth	
Gross Register Tonnage	
Type and Number of Engines	
Standard Number of Persons on Board	
Date on which Delivered to Ministry of Defense	
I hereby certify that this vessel has been chartered to and is used by this Ministry.	
Date	_____
MINISTER OF DEFENSE MINISTRY OF DEFENSE GOVERNMENT OF JAPAN	

(裏)

別表第九（第八十七条の二関係）

別表第九（第八十七条の二関係）

損失補償申請書
年 月 日

申請者の住所

申請者の氏名(名称) (備考第三号による委任の場合はその代表者)

防衛大臣 殿
自衛隊法第百五条第四項の規定に基づき、左記により損失の補償を申請します。

記

一 損失を被った漁業の種類	区域	期
二 漁船の操業の制限又は禁止を受けた区域及び期間	年 月 日から	年 月 日まで
三 漁船の操業の制限又は禁止による損失額		
四 その他参考となる事項		

備考

- 一 漁業を営む者にあつては、損失補償申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。
イ 従来適法に漁業を営んでいた区域を記載した図面
ロ 漁船の操業の制限又は禁止（以下「操業の制限等」という。）を受けた期間に係る平年漁業所得額（操業の制限等の期間における操業の制限等の直前の三年以上の間の漁業総収入金額又は総益金からそれぞれその間の必要経費又は総損金を控除した額の平均額に相当する額をいう。）及びその算出の根拠を記載した書類
ハ 漁船の操業の制限等を受けた期間における漁業所得額及びその算出の根拠を記載した書類
- 二 漁船の操業の制限等による損失額の算出の根拠を記載した書類
- 三 漁業従事者にあつては、損失補償申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。
イ 漁船の操業の制限等を受けた期間における通常受けるべき賃金の額（操業の制限等を受けた期間に係る操業の制限等の直前の三年以上の間の賃金の平均額をいう。）及びその算出の根拠を記載した書類
ロ 漁船の操業の制限等を受けた期間における賃金額及びその算出の根拠を記載した書類
- 四 漁船の操業の制限等による損失額の算出の根拠を記載した書類
- 五 損失補償申請書には、委任により二人以上の申請者の損失の補償の申請につき一括して記載することができる。この場合においては、申請者の委任状を添付しなければならない。
- 六 前号の場合においては、操業の制限等による損失補償申請額並びに備考第一号ロ、ハ及びニ並びに第二号に掲げる書類の記載事項は、申請者各人別に記載しなければならない。

別表第十（第八十七条の二関係）

別表第十第八十七条の二関係
異議申出書

年 月 日 異議申出書

異議申出人の住所
異議申出人の氏名(名称)

防衛大臣 殿

自衛隊法第五十五条第七項の規定に基づき、左記により異議の申出をいたします。

一 損失を被つた漁業の種類 二 漁船の操業の制限又は禁止を受けた区域及び期間 三 損失補償申請額 四 損失補償決定額 五 異議の申出の要旨 六 その他参考となる事項	区 域 期 年 年 月 月 日から 日まで
---	---

備考 異議の申出の要旨及びその他参考となる事項に關し必要な参考資料がある場合は、これを添付すること。

別表第十一（第八十六条の五関係）

別表第十一（第八十六条の五関係）（平15内府令92・追加、平19内府令2・命元防衛令4・一
部改正）

損失補償申請書

請求額： _____ 円

内 訳： 損失補償額算出明細書等は、別紙のとおり。

上記請求額を、下記の理由により申請する。

記

請 求 理 由

- 1 損失の発生した日時又は期間
- 2 損失の発生した区域又は場所
- 3 損失の内容

年 月 日

防衛大臣 殿

住 所
(所在地)

氏 名 Ⓔ

(法人については、その名称及び代表者)

備考：用紙は、日本産業規格A列4番とする。

別表第十二（第八十六条の六、第八十六条の十八関係）（平21防衛令13・追加、平30防衛令2・令元防衛令4・一部改正）

		文書番号 発令年月日
(防衛大臣) (陸上総隊司令官等)	殿	(自衛隊の部隊等の長) (陸上総隊司令官等)
処分 上申書		
処分取消		
自衛隊法施行規則（昭和29年総理府令第40号）	第86条の6第1項 第86条の18第1項	の規定に基づき、下記のとおり処分する
自衛隊法（昭和29年法律第165号）	第103条第3項（立木等の移転・処分） 第103条第4項（自衛隊の行動に係る地 第103条の2第1項（土地の使用） 第103条の2第2項（立木等の移転・処 域での物資の取用等） ・物資の取用等）	第86条の6第1項 第86条の18第1項 の規定に基づき、裏面に記載する物資の取用 業務従事命令 立木等の移転・ 家屋の形状変更
域での家屋の形状変更		施設の管理 土地・家屋・物 取扱物資の保管
分)		業務従事命令 立木等の移転・ 家屋の形状変更
資の使用 命令	を行う 取り消す	必要があると認める。
処分		

備考：用紙は、日本産業規格A列4番とする。

(裏面)

種 類	<p>【警備する施設の種別】 待機 設備所 自動車整備工場 造船所（ドック） 引揚船台） 船渠施設（保船施設（保船施設に付帯する荷さばり施設） 航空 後又は航空機用施設を整備するための施設（飛行場にあるもの又は飛行場に隣 接するものに限る。） 給油するための施設（自動車用 船舶用 航空機用） 【使用する土地・家屋・物資の種別】 軍地 農地 臨時交通施設（駐車場 ヘリポート） 住宅 店舗 工場 倉庫 港湾の防波施設（待合所 係留所） 港湾の保管施設（倉庫 野積場） 空港のターミナルビル（旅客 貨物） 軍用（具体的に） 後継器具（具体的に） その他（具体的に）</p> <p>【保管を命ずる取扱物資の種別】 【取用する物資の種別】 取用品（具体的に） 燃料（具体的に） 建築用資材（具体的に） 食料（具体的に） その他（具体的に） 【移転・処分する立木等の種別】 立木（具体的に） 土地に定着する物件（鉄筋コンクリート） その他（具体的に） 土地に定着する構造物（設備（具体的に）） その他（具体的に） 【形状変更する家屋の種別】 住宅 店舗 工場 倉庫 港湾の防波施設（待 合所 係留所） 港湾の保管施設（倉庫 野積場） 空港のターミナルビル（旅 客 貨物） その他（具体的に）</p>
従事する業者	<p>【監理】 医師（人） 歯科医師（人） 薬剤師（人） 看護師（人） 准看護師（人） 臨床検査技師（人） 診療放射線技師（人） 【土木建築工事】 建設業者（設計 施工管理 技術指導 工事） 土木建築工事（建設業者（ 棟 ） 応急指揮所（ 棟 ） 応急指揮（ 機 ） 陣地（ 箇所） その他（具体的に） 【輸送】 鉄道事業者（JRを除く。） 自動車運送事業者 船舶運送事業者 港湾運送事業者 水運航空運送事業者</p>
数 (物資・立木等)	<p>kg トン 本 個 箱 両 その他（具体的に）</p>
内 容・範 疇 (施設・土地・ 家屋・立木等)	<p>全部 一部（ 棟 階 号室から 棟 階 号室まで（その他具体的に）） 土地の面積（ ） 施設・家屋の数量（ ） 立木等（移転（移転先） 伐採） その他（具体的に）</p>
場 所	<p>都道府県 市町村 区 丁目 番地 号 （から） （から） 都道府県 市町村 区 丁目 番地 号まで</p>
期 間・期 日	<p>年 月 日（ 時）から（ 時）まで 年 月 日（ 時）まで</p>
理 由	
備 考	

注：1 該当するものに○を付け、又は該当しないものに取消線を引き、必要な事項を記載する。
2 備考の欄は、補足となる事項その他参考となる事項を記載するほか、対象物が特定されている場合はその名称を、利用している場合はその所有者及び占有者の氏名又は名称及び連絡先を記載する。

別表第十三その一（第八十六条の七関係）（平21防衛令13・追加、平30防衛令2・令元防衛令4・一部改正）

	文書番号
	発布年月日
(都道府県知事) 殿	(防衛大臣) 閣 (陸上総隊司令官等)
処 分 要 請 書 (施設の管理)	
自衛隊法（昭和29年法律第165号）第103条第1項本文、第103条第2項の規定に基づき、次のとおり施設の管理に係る処分を要請する。	
種 類	
所在する場所	
管理する内容	
管理する期間	
管理する理由	
連絡先	
備 考	

備考：用紙は、日本産業規格A列4番とする。

(裏面)

注意事項
1 「種類」の欄には、「病院」「診療所」「自動車整備工場」「造船所(ドック又は引揚船台に限る。）」、「港湾施設(係留施設及びこれに附帯する荷さばき施設に限る。）」、「航空機又は航空機用機器を整備するための施設(飛行場にあるもの又は飛行場に隣接するものに限る。）」、「自動車、船舶又は航空機に給油するための施設」のいずれかの該当するものを記載する。(例えば、「造船所(引揚船台)」、「港湾施設(係留施設)」、「航空機に給油するための施設」)
2 「所在する場所」の欄には、住所及び管理対象が明確になるような事項を記載する。 なお、当該場所は、自衛隊法第103条第1項の規定による処分については同項に規定する自衛隊の行動に係る地域内に、同条第2項の規定による処分については同項に規定する防衛大臣が告示して定めた地域内に限る。
3 「管理する内容」の欄には、既に特定した施設を示す場合には、具体的な施設名称及び管理する箇所(例えば、「病院の 棟全部／ 棟 階から 階まで」)を、施設の数などを示す場合には、具体的な施設の種別と数量(例えば、「ガソリンスタンドを (施設数を記入)」、「自動車整備工場を (施設数を記入)」)を記載する。
4 「管理する期間」の欄には、管理の開始及び終了の期日(終了の期日があらかじめ決定していない場合においては、終了が見込まれる期日)を記載する。
5 「管理する理由」の欄には、秘密の保全に十分配慮しつつ、施設の管理を行う目的、必要性等について記載する。
6 「連絡先」の欄には、担当部署又は担当者の名称及び電話番号その他連絡先を記載する。
注：自衛隊の行動に際し、国又は地方公共団体が所有する施設の管理が必要となる場合には、自衛隊法第86条の趣旨も踏まえ、関係省庁及び関係機関と十分に調整するものとする。

別表第十三その二（第八十六条の七関係）（平21防衛令13・追加、平30防衛令2・令元防衛令4・一部改正）

文書番号
発簡年月日

(都道府県知事) 殿

(防衛大臣) 閣
(陸上総隊司令官等)

処 分 要 請 書
(土地・家屋・物資の使用)

第103条第1項本文
自衛隊法（昭和29年法律第165号）第103条第2項の規定に基づき、次
第103条の2第1項

土地
のとおり家屋の使用に係る処分を要請する。
物資

種 類	
範 囲 (土地・家屋)	
数 量 (物 資)	
所在する場所	
使用する期間	
使用する理由	
連絡先	
備 考	

備考：用紙は、日本産業規格A列4番とする。

(裏 面)

注意事項

- 「種類」の欄には、土地、家屋、物資が特定できるような事項を記載する。(例えば、土地(更地、農地、臨海交通施設(港湾区域及び臨海地区内の駐車場、ヘリポート))、家屋(住宅、店舗、工場、倉庫、港湾の旅客施設(待合所、荷役所)、港湾の保管施設(倉庫、野置場)、空港のターミナルビル(旅客、貨物)、物資(具体的な車両、機械器具等の種類))
- 「範囲」の欄には、既に特定した土地、家屋を示す場合には、具体的な使用する箇所(例えば、「番地 号から 号まで」、「倉庫の全部/ 階」)を、土地、家屋の広さを示す場合には、具体的な土地、家屋の種類と広さ(例えば、「広さ ヘクタールの更地」)を記載する。
- 「数量」の欄には、使用する物資の個数、重量等を記載する。
- 「所在する場所」の欄には、土地、家屋については住所及び使用対象が明確になるような事項を、物資についてはその位置が特定できるような事項を記載する。
なお、当該場所は、土地については自衛隊法第103条第1項に規定する自衛隊の行動に係る地域内、同条第2項に規定する防衛大臣が告示して定められた地域内又は同法第77条の2に規定する展開予定地域内に限り、家屋及び物資については同法第103条第1項に規定する自衛隊の行動に係る地域内又は同条第2項に規定する防衛大臣が告示して定められた地域内に限る。
- 「使用する期間」の欄には、使用の開始及び終了の期日(終了の期日があらかじめ決定していない場合においては、終了が見込まれる期日)を記載する。
- 「使用する理由」の欄には、秘密の保全に十分配慮しつつ、土地、家屋又は物資の使用を行う目的、必要性等について記載する。
- 「連絡先」の欄には、担当部署又は担当者の名称及び電話番号その他連絡先を記載する。
- 該当がない欄は、空欄とし、又は斜線を引く。

注：1 土地とは、民法（明治29年法律第69号）第242条本文の適用を受けた土地の従物、雑木、排水溝、石垣等土地の構成部分と考えられるものを含む。
なお、立木、民法第242条ただし書によつて独立の所有権の客体と認められたもの、第三者が所有権を取得した採取期の果実、土地に定着した機械・設備等、土地とは独立の物件と認められるものは、立木等の移転・処分(別表第13その6)の対象とする。

- 自衛隊の行動に際し、国又は地方公共団体が所有する土地、家屋、物資の使用が必要となる場合には、自衛隊法第96条の趣旨も踏まえ、関係省庁及び関係機関と十分に調整するものとする。
- 車両、機械器具等の耐久財については、「物資の使用」の結果、消耗し、返却が困難な場合等には「物資の取用」(別表第13その4)の対象とする。

別表第十三その三（第八十六条の七関係）（平21防衛令13・追加、平30防衛令2・令元防衛令4・一部改正）

	文書番号
	発附年月日
(都道府県知事) 殿	(防衛大臣) (陸上総隊司令官等) 閣
処 分 要 請 書 (取扱物資の保管)	
自衛隊法（昭和29年法律第165号）第103条第1項本文 第103条第2項の規定に基づき、次 のとおり取扱物資の保管に係る処分を要請する。	
種 類	
数 量	
保管すべき場所	
保管すべき期間	
保管すべき理由	
連絡先	
備 考	

備考：用紙は、日本産業規格A列4番とする。

(裏 面)

注意事項
1 「種類」の欄には、保管する物資が特定できるような事項を記載する。 (例えば、具体的な医薬品、燃料、建築用資材、食料等の種類)
2 「数量」の欄には、保管する物資の個数、重量等を記載する。
3 「保管すべき場所」の欄には、保管場所が特定できるような事項を記載する。 なお、当該場所は、自衛隊法第103条第1項に規定する自衛隊の行動に係る地域内又は同条第2項に規定する防衛大臣が告示して定めた地域内に限る。
4 「保管すべき期間」の欄には、保管の開始及び終了の期日（終了の期日があらかじめ決定していない場合においては、開始から一定の期間後の特定した日）を記載する。
5 「保管すべき理由」の欄には、秘密の保全に十分配慮しつつ、取扱物資の保管を命じる目的、必要性等について記載する。
6 「連絡先」の欄には、担当部署又は担当者の名称及び電話番号その他連絡先を記載する。
注：自衛隊の行動に際し、国又は地方公共団体の職員に取扱物資の保管を行わせることが必要となる場合には、自衛隊法第86条の趣旨も踏まえ、関係省庁及び関係機関と十分に調整するものとする。

別表第十三その四（第八十六条の七関係）（平21防衛令13・追加、平30防衛令2・令元防衛令4・一部改正）

文書番号														
発障年月日														
(都道府県知事) 殿														
(防衛大臣) (陸上総隊司令官等) 閣														
処 分 要 請 書 (物資の取用)														
<p>自衛隊法（昭和29年法律第165号）第103条第1項本文 第103条第2項の規定に基づき、次 のとおり物資の取用に係る処分を要請する。</p>														
<table border="1"> <tr> <td>種 類</td> <td></td> </tr> <tr> <td>数 量</td> <td></td> </tr> <tr> <td>所在する場所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>取用する期日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>取用する理由</td> <td></td> </tr> <tr> <td>連絡先</td> <td></td> </tr> <tr> <td>備 考</td> <td></td> </tr> </table>	種 類		数 量		所在する場所		取用する期日		取用する理由		連絡先		備 考	
種 類														
数 量														
所在する場所														
取用する期日														
取用する理由														
連絡先														
備 考														

備考：用紙は、日本産業規格A列4番とする。

(裏 面)

注意事項
<p>1 「種類」の欄には、取用する物資が特定できるような事項を記載する。 (例えば、具体的な医療品、燃料、建築用資材、食料等の種類を記載する。)</p>
<p>2 「数量」の欄には、取用する物資の個数、重量等を記載する。</p>
<p>3 「所在する場所」の欄には、その位置が特定できるような事項を記載する。</p> <p>なお、当該場所は、自衛隊法第103条第1項に規定する自衛隊の行動に係る地域又は同条第2項に規定する防衛大臣が告示して定めた地域内に限る。</p>
<p>4 「取用する期日」の欄には、取用を行う期日を記載する。</p>
<p>5 「取用する理由」の欄には、秘密の保全に十分配慮しつつ、物資を取用する目的、必要性等について記載する。</p>
<p>6 「連絡先」の欄には、担当部署又は担当者の名称及び電話番号その他連絡先を記載する。</p>
<p>注：1 自衛隊の行動に際し、国又は地方公共団体が所有する物資の取用が必要となる場合には、自衛隊法第86条の趣旨も踏まえ、関係省庁及び関係機関と十分に調整する。</p>
<p>2 車両、機械器具等の耐久財については、「物資の使用」の結果、消耗し、返却が困難な場合等には「物資の取用」(別表第13その4)の対象とする。</p>

別表第十三その五（第八十六条の七関係）（平21防衛省令13・追加、平28防衛省令5・平30防衛省令2・令元防衛省令4・一部改正）

	文書番号
	発附年月日
(都道府県知事) 殿	
	(防衛大臣) 閣 (陸上総隊司令官等)
処 分 要 請 書 (業 務 従 事)	
<p>自衛隊法（昭和29年法律第165号）第103条第2項の規定に基づき、次のとおり業務従事に係る処分を要請する。</p>	
従事すべき業務	
従事すべき場所	
従事すべき期間	
従事すべき理由	
連絡先	
備考	

備考：用紙は、日本産業規格A列4番とする。

(裏 面)

<p>注意事項</p>
<p>1 「従事すべき業務」の欄には、業務の種類及び業務内容が特定できるような事項を記載する。(例えば、個人の業務従事の場合には、「医療に従事する(従事者種別を記入)を(人数を記入)名(医療業務関係)、事業者の場合には、「(建築物を記入)を(数量を記入)建設(土木建築工事関係)、「(輸送物資)を(輸送手段)により輸送(輸送業務関係)」)</p>
<p>2 「従事すべき場所」の欄には、業務を行う場所が明確になるような事項を記載する。(例えば、「(地域を記入)において、「(出発地を記入)から(到着地を記入)の間)」。なお、当該場所は、自衛隊法第103条第2項に規定する防衛大臣が告示して定めた地域内に限る。</p>
<p>3 「従事すべき期間」の欄には、業務の開始及び終了の期日(終了の期日があらかじめ決定していない場合においては、終了が見込まれる期日)等を記載する。</p>
<p>4 「従事すべき理由」の欄には、秘密保全に十分配慮しつつ、業務従事を命じる目的、必要性等について記載する。</p>
<p>5 「連絡先」の欄には、担当部署又は担当者の名称及び電話番号その他連絡先を記載する。</p>
<p>6 「備考」の欄には、あらかじめ、従事する業務の細部について指定することが決まっている場合は、その旨を記載する。(例えば、「(業務を記入)の細部事項については(防衛大臣又は陸上総隊司令官等のうち該当者を記入)が別途指定する。))</p>
<p>注：1 出発地から到着地までの経路は、自衛隊法第103条第2項に規定する防衛大臣が告示して定めた地域内に限る。</p> <p>2 自衛隊の行動に際し、国又は地方公共団体の職員に対し業務に従事させることが必要となる場合には、自衛隊法第96条の趣旨も踏まえ、関係省庁及び関係機関と十分に調整するものとする。</p> <p>なお、北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社については、自衛隊法第103条に基づく処分の対象には含まず、これらの会社に対しては、同法第101条の趣旨を踏まえ、必要な協力を求めるものとする。東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社及び九州旅客鉄道株式会社については、当分の間、同様の措置をとるものとする。</p>

別表第十三その六（第八十六条の七関係）（平21防衛令13・追加、平30防衛令2・令元防衛令4・一部改正）

文書番号	
発布年月日	
(都道府県知事) 殿	
(防衛大臣) (陸上総隊司令官等) 閣	
処 分 要 請 書 (立木等の移転・処分)	
自衛隊法（昭和29年法律第165号）第103条第3項の規定に基づき、第103条の2第2項	
103条第1項本文の規定の例により、次のとおり処分を要請する。	
103条の2第1項	
立木等の種類・数量	
所在する場所	
移転・処分の内容	
移転・処分する理由	
連絡先	
備考	

備考：用紙は、日本産業規格A列4番とする。

(裏面)

注意事項
<p>1 「立木等の種類・数量」の欄には、「種類」については、立木等が特定できるような事項を、「数量」については、移転又は処分する個数、重量等を記載する。(例えば、具体的な立木、土地に定着する物件(採取期の果実、土地に定着した機械・設備等(家屋を除く。))の種類と個数、重量等)</p> <p>2 「所在する場所」の欄には、その位置が特定できるような事項を記載する。</p> <p>なお、当該場所は、自衛隊法第103条第1項に規定する自衛隊の行動に係る地域内若しくは同条第2項に規定する防衛大臣が告示して定めた地域内又は同法第77条の2に規定する農閑予定地域内に限る。</p> <p>3 「移転・処分の内容」の欄には、具体的な移転又は処分の内容を記載する。(例えば、「(移転先を記入)へ移転」(移転の場合)、「伐採」(処分の場合))</p> <p>4 「移転・処分する理由」の欄には、秘密の保全に十分配慮しつつ、移転・処分する目的、必要性等について記載する。</p> <p>5 「連絡先」の欄には、担当部署又は担当者の名称及び電話番号その他連絡先を記載する。</p> <p>注：1 立木等とは、立木、民法（明治29年法律第89号）第242条ただし書によつて独立の所有権の客体と認められたもの、第三者が所有権を取得した採取期の果実、土地に定着した機械・設備等、土地とは独立の物件と認められるものを指す。</p> <p>なお、民法第242条本文の適用を受けた土地の従物、雑木、排水溝、石垣等土地の構成部分と考えられるものは、「土地の使用」(別表第13その2)の対象とする。</p> <p>2 自衛隊の行動に際し、国又は地方公共団体が所有する立木等の移転・処分が必要となる場合には、自衛隊法第86条の趣旨も踏まえ、関係省庁及び関係機関と十分に調整するものとする。</p>

別表第十三その七（第八十六条の七関係）（平21防省令13・追加、平30防省令2・令元防省令4・一部改正）

		文書番号
		発令年月日
(都道府県知事) 殿		
		(防衛大臣) (陸上総隊司令官等) 印
処 分 要 請 書 (家 屋 の 形 状 変 更)		
<p>自衛隊法（昭和29年法律第165号）第103条第4項の規定に基づき、同条第1項本文の規定の例により、次のとおり家屋の形状変更に係る処分を要請する。</p>		
所在する場所		
形状変更の内容		
形状変更する理由		
連絡先		
備 考		

備考：用紙は、日本産業規格A列4番とする。

(裏 面)

注意事項
<p>1 「所在する場所」の欄には、形状を変更しようとする家屋の住所を記載する。</p> <p>なお、当該家屋は、自衛隊法第103条第1項に規定する自衛隊の行動に係る地域内に所在するものに限る。</p>
<p>2 「形状変更の内容」の欄には、変更する部位等の名称、位置、範囲等を記載する。</p>
<p>3 「形状変更する理由」の欄には、秘密保全に十分配慮しつつ、形状変更する目的、必要性等について記載する。</p>
<p>4 「連絡先」の欄には、担当部署又は担当者の名称及び電話番号その他連絡先を記載する。</p>
<p>注：1 「家屋の形状変更」とは、原状を回復し得る範囲内で家屋の現にある状態を変化させることであり、例えば、当該家屋の窓、戸、壁、屋根や二階部分等に変更（除去を含む）を加える場合を指す。原状回復ができないような変更とは、従来用いた目的に供することを著しく困難にする場合などがある。</p>
<p>2 自衛隊の行動に際し、国又は地方公共団体が所有する家屋の形状変更が必要となる場合には、自衛隊法第86条の趣旨も踏まえ、関係省庁及び関係機関と十分に調整するものとする。</p>

別表第十四（第八十六条の十関係）（平21防衛令13・追加、平30防衛令2・令元防衛令4・一部改正）

		文書番号 発簡年月日
(都道府県知事) 殿		(防衛大臣) (陸上総隊司令官等)
公用令書交付前通知書		
防衛出動時の物資の取用等に関し、次のとおり自ら行うこととしたので、		
第103条第1項ただし書 自衛隊法（昭和29年法律第165号）第103条第3項においてその例によるとき 第103条第4項においてその例によるとき		
れている同条第1項ただし書の規定に基づき、通知する。		
れている同条第1項ただし書		
事由	<input type="checkbox"/> 処分要請書（文書番号、発簡番号）により要請したが、事態に照らし緊急を要するため。 なお、本通知をもって、当該処分要請書による要請は取り消すこととする。 <input type="checkbox"/> その他、事態に照らし緊急を要するため。（具体的に、）	
種類		
数量		
範囲		
場所		
内容		
期間		
期日		
連絡先		
備考		

備考：用紙は、日本産業規格A列4番とする。

(裏面)

注意事項	
1	「事由」の欄には、欄中の該当するものにチェックを入れ、必要に応じて、具体的に記載する。
2	「施設」の欄には、「施設の管理」については、「病院」、「診療所」、「自動車整備工場」、「造船所（ドック又は引揚船台に限る。）」、「航空機整備施設（保管施設及びこれに付帯する荷さばき施設に限る。）」、「航空機又は航空機用機器を整備するための施設（飛行場にあるもの又は飛行場に隣接するものに限る。）」又は「自動車、船舶又は航空機に給油するための施設」のいずれかの該当するものを、「土地、家屋、物資の使用」については、「土地、家屋又は物資が特定できるような事項を」、「物資の取用」又は「取扱物資の保管」については、「物資が特定できるような事項を」、「立木等の移転・処分」については、「立木等が特定できるような事項を」記載する。
3	「数量」の欄には、「施設の管理」については、施設の数などを示す場合には、具体的な施設の種別と数量（例えば、「ガソリンスタンドを（数量）」、「自動車整備工場を（数量）」を、「物資の使用、保管又は取用」については、「使用、保管又は取用する物資の個数、重量等を」、「立木等の移転・処分」については「移転又は処分する個数、重量等を」記載する。
4	「範囲」の欄には、「施設の管理」については、施設の特定の箇所を示す場合には、具体的な施設の名称及び管理する箇所（例えば、「〇〇病院の〇〇階全部／〇〇階から〇〇階まで」を、「土地、家屋の使用」については、「土地、家屋の特定の箇所を示す場合には、具体的な使用する箇所（例えば、「〇〇番地 〇〇号から〇〇号まで」、「〇〇倉庫の全部／〇〇階」を、「土地、家屋の広さなどを示す場合には、具体的な土地、家屋の種別と広さ（例えば、「広さ 〇〇ヘクタールの更地」）を記載する。
5	「場所」の欄には、住所及び対象が明確になる又は特定できるような事項を記載する。 なお、当該場所は、自衛隊法第103条第1項に規定する自衛隊の行動に係る地域内に限る。
6	「内容」の欄には、「施設の管理」、「土地、家屋、物資の使用」、「取扱物資の保管」、「物資の取用」、「立木等の移転・処分」又は「家屋の形状変更」のいずれの処分であるかについて、及びその処分の具体的な内容について明確になるように記載する。
7	「期間」の欄には、処分の開始及び終了の期日（終了の期日があらかじめ決定していない場合においては、開始から一定の期間後の特定した日）を記載する。
8	「期日」の欄には、物資の取用を行う期日を記載する。
9	「連絡先」の欄には、担当部署又は担当者の名称及び電話番号その他連絡先を記載する。
10	該当がない欄は、空欄とし、又は斜線を引く。
注：1	土地とは、民法（明治29年法律第89号）第242条本文の適用を受けた土地の従物、雑木、排水溝、石垣等土地の構成部分と考えられるものを含む。 立木等とは、立木、民法第242条ただし書によって独立の所有権の客体と認められたものであるが、第三者の所有権を取得した採取物の果実、土地に定着した機械・設備等、土地とは独立の物件と認められるものを指す。
2	「家屋の形状変更」とは、原状を回復し得る範囲内で家屋の現にある状態を変化させることであり、例えば、当該家屋の窓、戸、壁、屋

根や二層部分等に変更（除去を含む。）を加える場合を指す。原状回復ができないような変更とは、従来用いた目的に供することを著しく困難にする場合などがある。

3 自衛隊の行動に際し、国又は地方公共団体が所有する施設、土地、家屋、物資、立本等について処分が必要となる場合には、自衛隊法第86条の趣旨も踏まえ、関係省庁及び関係機関と十分に調整する。

別表第十五（第八十六条の十四関係）（平21防省令13・追加、平30防省令2・令元防省令4
・一部改正）

文書番号
発附年月日
(都道府県知事) 殿
(防衛大臣) (陸上総隊司令官等) 閣
受領確認書
<p>処分要請書（文書番号、発附年月日）により要請した処分について、 年 月 日裏面のとおり受領したので確認する。公用令書の内容と相違 がある場合には、以下の連絡先まで連絡されたい。</p>
連絡先
所 属
官 職
氏 名
電話番号等

備考：用紙は、日本産業規格A列4番とする。

(裏面)

(受領を確認した内容)

種 類	【管理する施設の種別】	病院 診療所 自動車整備工場 造船所(ドック 引揚船台) 灌漑施設(保灌施設 保灌施設に附属する貯さばき施設) 航空機又は航空機用機器を整備するための施設(飛行場にあるもの又は飛行場を隣接するものに限る。) 給油するための施設(自動車用 船舶用 航空機用)
	【使用する土地・家屋・物資の種別】	更地 農地 臨港交通施設(駐車場 ヘリポート) 住宅 店舗 工場 倉庫 港務の旅客施設(待合所 宿泊所) 徳島の呉船施設(倉庫 野球場) 空港のターミナルビル(旅客 貨物) 車両(具体的に)
		機械器具(具体的に)
		その他(具体的に)
	【保管を命ずる取扱物資の種別】【取用する物資の種別】	医薬品(具体的に)
	燃料(具体的に)	
	建築用資材(具体的に)	
	食料(具体的に)	
	その他(具体的に)	
数 量	kg kg トン 本 個 箱 両)	
	その他(具体的に)	
内 容・範 囲 (施設・土地等)	全部 一部 (棟 階 号室から 棟 階) 土地の面積 (その他具体的に) 施設・家屋の数量 () その他(具体的に)	
備 考		

注1 該当するものに○を付け、又は該当しないものに取消線を引くほか、必要な事項を記載すること。
注2 備考の欄は、補足となる事項その他参考となる事項を記載する。

別表第十六その一(第八十六条の十五関係)

別表第十六その一(第八十六条の十五関係) (平16内府令62・追加、平21防省令13・旧別表第十二その一様下・一部改正、令元防省令4・一部改正)

第 号	
公 用 令 書 (施 設 の 管 理)	
住 所	
氏 名 (法人については、その名称)	
第103条第1項本文 自衛隊法(昭和29年法律第165号) 第103条第1項ただし書の規定に基 第103条第2項	
つき、次のとおり施設を管理する。	
年 月 日	
発分者 図	
種 類	
所在する場所	
管理する内容	
管理する期間	
管理する理由	
備 考	

備考：用紙は、日本産業規格A列4番とする。

別表第十六その二（第八十六条の十五関係）（平15内府令60・追加、平21防衛令13・旧別表第十二その二様下・一部改正、令元防衛令4・一部改正）

第 号

公 用 令 書
 (土地・家屋・物資の使用)

住 所
 氏 名
 (法人については、その名称)

第103条第1項本文
 第103条第1項ただし書
 第103条第2項
 第103条の2第1項

自衛隊法（昭和29年法律第165号）の規定に基

土地
 づき、次のとおり家屋を使用する。
 物資

年 月 日

発分者 印

種 類	
数 (物 資)	
範 囲 (土地・家屋)	
所在する場所	
使用する期間	
使用する理由	
備 考	

備考：用紙は、日本産業規格A列4番とする。

別表第十六その三（第八十六条の十五関係）（平15内府令60・追加、平21防衛令13・旧別表第十二その三様下・一部改正、令元防衛令4・一部改正）

第 号

公 用 令 書
 (取扱物資の保管)

住 所
 氏 名
 (法人については、その名称)

第103条第1項本文
 第103条第1項ただし書
 第103条第2項

自衛隊法（昭和29年法律第165号）の規定に基

づき、次のとおり取扱物資の保管を命ずる。

年 月 日

発分者 印

種 類	
数 量	
保管すべき場所	
保管すべき期間	
保管する理由	
備 考	

備考：用紙は、日本産業規格A列4番とする。

別表第十六その四（第八十六条の十五関係）（平15内府令02・追加、平21防省令13・旧別表第十二その四の下・一部改正、令元防省令4・一部改正）

第 号	
公 用 令 書 (物 資 の 取 用)	
住 所	
氏 名 (法人については、その名称)	
第103条第1項本文 自衛隊法（昭和29年法律第165号）第103条第1項ただし書の規定に基 第103条第2項	
づき、次のとおり物資を取用する。 年 月 日	
処分者 印	
種 類	
数 量	
所在する場所	
取用する期日	
取用する理由	
備 考	

備考：用紙は、日本産業規格A列4番とする。

別表第十六その五（第八十六条の十五関係）（平15内府令02・追加、平21防省令13・旧別表第十二その五の下・一部改正、令元防省令4・一部改正）

第 号	
公 用 令 書 (業 務 従 事)	
住 所	
氏 名 (法人については、その 名称)	
自衛隊法（昭和29年法律第165号）第103条第2項の規定に基づき、次のと おり従事を命ずる。	
年 月 日	
処分者 印	
従事すべき業務	
従事すべき場所	
従事すべき期間	
従事する理由	
備 考	

備考：用紙は、日本産業規格A列4番とする。

別表第十六その六（第八十六条の十五関係）（平15内府令第2・追加、平21防衛令13・旧別表第十二その六の下・一部改正、令元防衛令4・一部改正）

第 号

公 用 令 書
(立木等の移転・処分)

住 所

氏 名 (法人については、その)
(名称)

自衛隊法（昭和29年法律第165号）第103条第3項
第103条の2第2項の規定に基づ
き、次のとおり立木等を 移転
処分 する。

年 月 日

処分者 印

立木等の種類・数量	
所在する場所	
移転・処分の内容	
移転・処分する理由	
備 考	

備考：用紙は、日本産業規格A列4番とする。

別表第十六その七（第八十六条の十五関係）（平15内府令第2・追加、平21防衛令13・旧別表第十二その七の下・一部改正、令元防衛令4・一部改正）

第 号

公 用 令 書
(家屋の形状変更)

住 所

氏 名 (法人については、その)
(名称)

自衛隊法（昭和29年法律第165号）第103条第4項の規定に基づき、次のと
おり家屋の形状を変更する。

年 月 日

処分者 印

所在する場所	
形状変更の内容	
形状変更する理由	
備 考	

備考：用紙は、日本産業規格A列4番とする。

別表第十六その八（第八十六条の十五関係）（平15内府令69・追加、平21防省令13・旧別表第十二その八様下・一部改正、令元防省令4・一部改正）

<p>第 号</p> <p style="margin-left: 100px;">公 用 取 消 令 書</p> <p style="margin-left: 150px;">住 所</p> <p style="margin-left: 150px;">氏 名 <small>（法人については、その 名称）</small></p> <p style="margin-left: 100px;"> <small>第103条第1項本文 第103条第1項ただし書 第103条第2項 第103条第3項 第103条第4項 第103条の2第1項 第103条の2第2項</small> </p> <p>自衛隊法（昭和29年法律第165号）の規定に基づき <small>第103条第1項本文 第103条第1項ただし書 第103条第2項 第103条第3項 第103条第4項 第103条の2第1項 第103条の2第2項</small> </p> <p>づく公用令書（第 号（ 年 月 日））に係る処分を次のとおり取り消したので、自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第135条の規定により、これを交付する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">処分者 印</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 5px;">取り消した処分の内容</td> <td style="width: 70%;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">備 考</td> <td></td> </tr> </table>		取り消した処分の内容		備 考	
取り消した処分の内容					
備 考					

備考：用紙は、日本産業規格A列4番とする。

別表第十七（第八十六条の十九関係）（平21防省令13・追加、平30防省令2・令元防省令4・一部改正）

<p>文 書 番 号</p> <p>発 情 年 月 日</p>									
<p>（都道府県知事） 殿</p> <p style="margin-left: 150px;">（防 衛 大 臣） 印 <small>陸上総隊司令官等</small></p> <p style="margin-left: 100px;">処 分 取 消 要 請 書</p> <p style="margin-left: 100px;"> <small>第103条第1項本文 第103条第2項 第103条第3項 第103条第4項 第103条の2第1項 第103条の2第2項</small> </p> <p>自衛隊法（昭和29年法律第165号）の規定に基づく <small>第103条第1項本文 第103条第2項 第103条第3項 第103条第4項 第103条の2第1項 第103条の2第2項</small> </p> <p>処分要請書（文書番号、発情年月日）に係る処分について、次のとおり処分の取消しを要請する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 5px;">内 容</td> <td style="width: 70%;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">事 由</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">連 絡 先</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">備 考</td> <td></td> </tr> </table>		内 容		事 由		連 絡 先		備 考	
内 容									
事 由									
連 絡 先									
備 考									

備考：用紙は、日本産業規格A列4番とする。

(裏面)

注意事項

「連絡先」の欄には、担当部署又は担当者 の名称及び電話番号その他連絡先を記載する。

都道府県知事に対して処分 の取消しを要請する場合としては、次の例が挙げられる。

- 1 処分 の内容に変更があつた場合 (物資 の取用を除く。)
 - (1) ある病院のA棟を管理するという内容を予定していたところ、これをB棟の管理に変更とした場合、A棟に対して取消し、B棟について新たな処分となる。
 - (2) 医療に従事することを命ずる者として医師5人、看護師4人及び臨床検査技師1人を予定していたところ、実際には、医師2人のみが業務に従事することに変更とした場合、医師3人、看護師4人及び臨床検査技師1人について取消しとなる。
 - (3) ある土地、家屋、物資について、終了の期日があらかじめ決定していない場合で、使用の開始から一定の期間後の特定の日までの間を使用することを予定していたところ、実際には、特定の日より前の日までの使用に変更とした場合、期間を短縮するため、当該使用について一部取消しとなる。
- 2 処分 の内容に変更があつた場合で、公用令書 の交付と実際の取用との時間に差がある場合 (物資 の取用に限る。)

原則として物資 の取用時に公用令書 を交付するため、公用取消令書 の交付は想定されないが、実際には交付と取用が同時に行われず、公用令書 の交付後に当該物資 の全部又は一部について取用する必要がなくなる場合が考えられる。この場合、所有者の保護の観点から、物資 の取用に係る公用取消令書 を交付する必要が生じることとなる。

なお、物資 の取用により国が取得した物品については、物品管理法等の会計法令上の手続が適用され、余剰物品が生じたとしても返還等の措置を取り得ないことから、返還等の措置の前提となる公用取消令書 は交付されない。

別表第十八 (第八十六条の二十二関係) (平21防衛令13・追加、平30防衛令2・令元防衛令4・一部改正)

	文書番号
	発簡年月日
(都道府県知事) 殿	
(防衛大臣) 閣 (陸上総隊司令官等)	
引 渡 確 認 書	
<p>処分取消要請書 (文書番号、発簡年月日) により取消しを要請した処分について、 年 月 日裏面のとおり引き渡したので確認する。公用取消令書の内容と相違がある場合には、以下の連絡先まで連絡されたい。</p>	
連 絡 先	
所 属	
官 職	
氏 名	
電話番号等	

備考：用紙は、日本産業規格A列4番とする。

(裏面)

(引渡しを確認した内容)

種 類	【管理する施設の種別】 病院 診療所 自動車整備工場 造船所(ドック 引揚船台) 港湾施設(係留施設 係留施設に附属する荷さばき施設) 航空機又は航空機用機器を整備するための施設(飛行場にあるもの又は飛行場に隣接するものに限る。) 給油するための施設(自動車用 船舶用 航空機用) 【使用する土地・家屋・物資の種別】 更地 農地 臨港交通施設(駐車場 ヘリポート) 住宅 店舗 工場 倉庫 港湾の旅客施設(待合所 宿泊所) 港湾の保管施設(倉庫 野積場) 空港のターミナルビル(旅客 貨物) 車両(具体的に) 機械器具(具体的に) その他(具体的に) 【保管を命ずる取扱物資の種別】 【応用する物資の種別】 医薬品(具体的に) 燃料(具体的に) 建築用資材(具体的に) 食料(具体的に) その他(具体的に)
	数 (物資) 量 kg kg トン 本 個 箱 両 その他(具体的に)
内 容・範 囲 (施設・土地等)	全部 一部 (棟 階 号室から 棟 階 号室まで (その他具体的に)) 土地の面積 () 施設・家屋の数量 () その他(具体的に)
備 考	

注1 該当するものに○を付け、又は該当しないものに取消線を引くほか、必要な事項を記載すること。
 注2 備考の欄は、補足となる事項その他参考となる事項を記載する。

別表第十九(第八十六条の二十三関係)

別表第十九(第八十六条の二十三関係) (平15内府令第2号追加、平19内府令2号一部改正、平21防衛省令13号旧別表第十三関係一部改正、令元防衛省令4号一部改正)

損 失 補 償 申 請 書

公 用 令 書 番 号	第	号
公用令書交付年月日	年	月 日

請 求 額： _____ 円

内 訳：損失補償額算出明細書等は、別紙のとおり。

上記請求額を、下記の理由により申請する。

記

請 求 理 由

- 1 損失の発生した日時又は期間
- 2 損失の発生した区域又は場所
- 3 損失の内容

年 月 日

知 事
防衛大臣 殿

住 所
(所在地)
氏 名
(法人については、その名称及び)
代表者

備考：用紙は、日本産業規格A列4番とする。

別表第二十（第八十六条の二十三関係）（平15内府令92・追加、平21防省令13・旧別表第十四條下・一部改正、令元防省令4・一部改正）

実 費 弁 償 申 請 書

公用令書番号	第	号
公用令書交付年月日	年	月 日

請 求 額： _____ 円

内 訳：実費弁償額算出明細書等は、別紙のとおり。

上記請求額を、下記の理由により申請する。

記

請 求 理 由

- 1 従事した業務
- 2 従事した期間
- 3 従事した場所

年 月 日

知事 殿

住 所
(所在地)

氏 名
(法人については、その名称及び
代表者) ㊟

備考：用紙は、日本産業規格A列4番とする。

別表第二十一（第八十六条の二十三関係）（平15内府令92・追加、平21防省令13・旧別表第十五條下・一部改正、令元防省令4・一部改正）

自衛隊法による 療養・遺族 補償申請書
休業・葬祭 障害・打切

負傷し、疾病にかかり又は死亡した従事者の住所氏名				
負傷し、疾病にかかり又は死亡した従事者の勤務先等				
従事者が負傷し、疾病にかかり又は死亡した日時及び場所				
負傷、疾病又は死亡の原因				
療病名、療病の程度及び身体状況				
公用令書番号（交付年月日）	第 _____ 号（年 月 日）			
従事者が死亡した当時の主なる遺族の状況				
氏 名	本人との続柄	生年月日	職 業	備 考

自衛隊法第103条第12項の規定による損害補償を支給されたく、別紙のとおり関係資料を添えて申請する。

年 月 日

知事 殿

住 所
(所在地)

氏 名
(法人については、その名称及び
代表者) ㊟

備考：用紙は、日本産業規格A列4番とする。

別表第二十二（第八十六条の二十五関係）（平23防衛令13・追加、平25防衛令11・平26防衛令7・平30防衛令2・令和防衛令4・一部改正）

	文書番号 発附年月日
(取扱物資の保管を命ぜられた者) 殿	
(郵道府県知事) (防衛大臣) (陸上総隊司令官等) 閣	
取扱物資保管状況等報告要求書	
自衛隊法（昭和29年法律165号）第103条第14項の規定に基づき、次の事項について、下記のとおり報告を求める。	
1 取扱物資の保管状況と当該状況を確認した年月日	
2 保管状況と公用令書の記載事項との間の相違の有無及びその内容	
3 前項の相違がある場合の理由	
記	
報 告 期 限	
備 考	
本件について、報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、自衛隊法第123条の規定により、20万円以下の罰金に処せられます。	
注意事項	
1 「報告期限」の欄には、報告を求める期限の年月日を記載する。	
2 「備考」の欄には、必要に応じ、報告の方法、場所等、連絡先、公用令書の文書番号等を記載する。	
なお、備考欄に書ききれない場合などにおいては、必要事項を記載した別紙を添付し、又は当該保管を命じた公用令書の写しを添付することができる。	

備考：用紙は、日本産業規格A列4番とする。

(裏 面)

(郵道府県知事) (防衛大臣) (陸上総隊司令官等) 殿	
(取扱物資の保管を命ぜられた者) (直筆)	
取扱物資保管状況等報告	
標記について、下記のとおり報告する。	
記	
取扱物資の保管状況	
確認した年月日	
記載事項との間の相違の有無及び内容	
相 違 の 理 由	
本件について、報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第123条の規定により、20万円以下の罰金に処せられます。	
注意事項	
1 「取扱物資の保管状況」の欄には、命ぜられた取扱物資の保管状況について、良好、不良その他の具体的な保管状況を記載（報告）する。（例えば、「（物資を記入）の（数量を記入）はすべて不良。」）	
2 「確認した年月日」の欄には、命ぜられた取扱物資の保管状況について確認した年月日を記載（報告）する。（例えば、「年 月 日」）	
3 「記載事項との間の相違の有無及び内容」の欄には、公用令書の記載事項との間の相違が無い場合には「無」と記載（報告）し、相違がある場合には「有」とし、その具体的な相違の内容を記載（報告）する。（例えば、「有（（物資を記入）の（数量を記入）減。」）	
4 「相違の理由」の欄には、公用令書の記載事項との間の相違がある場合には、相違した具体的な理由を記載（報告）し、相違が無い場合には、空欄とし、又は斜線を引く。	
なお、記載する欄に書ききれない場合などにおいて、必要事項を記載した別紙を添付し、又は当該保管を命じた公用令書の写しを添付することができる。	
注：1 取扱物資の保管命令に違反して当該物資を隠匿し、毀棄し、又は搬出した者は、自衛隊法第124条の規定により、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処せられます。	
2 報告は、裏面に必要事項を記載して提出する場合のほか、口頭又は電信若しくは電話によることができる。	

別表第二十三（第八十六条の二十六関係）（平成13年令第13号、第25号、第26号、第27号、第28号、第29号、第30号、第31号、第32号、第33号、第34号、第35号、第36号、第37号、平成14年令第4号一部改正）

	文書番号 発附年月日
(施設、土地等の所在する場所の管理者) (取扱物資を保管させる場所の管理者) 殿	
立入検査を行う職員 所 属 官 職 氏 名	印
立 入 検 査 実 施 通 知 書	
自衛隊法（昭和29年法律第165号）	第103条第13項 第103条第14項 第103条の2第3項において準用する
の規定により立入検査を次のとおり行うので、自衛隊法 同法第103条第13項 第103条第15項 第103条の2第3項において準用する同法第103条第15項の規定に基づき、 通知する。	
検査日時	
検査場所	
検査事項	
連絡先	
備考	
<p>本件について、立入検査を拒み、妨げ又は忌避した者は、自衛隊法第123条の規定により、20万円以下の罰金に処せられます。</p> <p>備考：用紙は、日本産業規格A列4番とする。</p>	

(裏 面)

注意事項
<p>1 「検査日時」の欄には、検査を行う年月日のほか、検査を開始する時間及び終了する時間（又は検査に要する時間）を記載する。（例えば、「年 月 日午前 時から 時間程度」）</p> <p>2 「検査場所」の欄には、住所及び検査対象が明確になるような事項を記載する。</p> <p>3 「検査事項」の欄には、秘密の保身に十分配慮しつつ、検査の対象となる施設、土地、家屋、物資の具体的な種類について検査事項を記載する。（例えば、「（施設）について、面積、収用できる人数その他施設の状況」、「（物資を記入）について、種類、数量、品質、消費期限等物資の状況」）</p> <p>4 「連絡先」の欄には、担当部署又は担当者の名称及び電話番号その他連絡先を記載する。</p> <p>5 「備考」の欄には、例えば、秘密の保身に十分配慮しつつ、実際に立入検査をする職員の氏名、人数等を記載する。</p> <p>注：立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示する。</p>

別表第二十四（第八十八条の三―第八十八条の五、第八十八条の八、第八十八条の九、第八十八条の十一―第八十八条の十六関係）

年 月 日
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 管 理 者 国 土 交 通 大 臣 環 境 大 臣 都 道 府 県 知 事 許可の権限を有する者 </div> 殿
自衛隊の部隊等の長(官職・氏名) 自衛隊法による規制行為実施通知書
自衛隊法(昭和29年法律第165号)第 条 (法の特例)第 項の規定 に基づき、下記のとおり通知する。
記
1 行為をする自衛隊の部隊等の名称並びにその長の官職、氏名及び連絡先
2 行為に着手する時期
3 行為をする場所
4 行為の内容
5 その他参考事項

備考：1 河川法施行令(昭和40年政令第14号)の特例に係る通知については、表題「自衛隊法による規制行為実施通知書」を「自衛隊法施行令による規制行為実施通知書」とし、本文中「自衛隊法(昭和29年法律第165号)第 条 (法の特例)第 項の規定」とあるのは、「自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第161条(河川法施行令の特例)第1項の規定」と記載する。

2 「行為をする場所」の項には、関係法令に基づく許可等を要する行為をする場所を記載する。(例：漁港及び漁場の整備等に関する法律：「 市 漁港」、港湾法：「 市 港」(港が極めて広く、行為を行う地区を示すことができる場合には、「 市 港 地区」)、海岸法：「 市 海岸」、自然公園法：「 国定公園のうち、 県 市及び 郡 町に係る区域」(これにより難い場合は、「 国定公園南部地区」)、都市

緑地法：「 市 地区」、排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律：「 市 島」、津波防災地域づくりに関する法律：「 市津波防護施設区域」、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律：「 促進区域内海域」、宅地造成及び特定盛土等規制法：「 市宅地造成等工事規制区域」又は「 市特定盛土等規制区域」等)

また、場所が広範囲にわたる場合には、その範囲を記載する。(例：森林法：「 市東部保安林地域」、河川法及び河川法施行令：「 市 川上流」等)

3 「行為の内容」の項には、関係法令に基づく許可等を要する行為の内容を記載する。(例：漁港及び漁場の整備等に関する法律：「土地の掘削」、「盛土」、「土地の占用」等、港湾法：「水域又は公共空地の占用」、「土砂の採取」等、森林法：「立木竹の伐採」、「開墾」、「土地の形質の変更」等、海岸法：「占用」、「土地の掘削」、「工作物の設置」等、自然公園法：「木竹の伐採」、「工作物の設置」等、河川法：「流水の占用」、「土地の占用」、「工作物の設置」等、河川法施行令：「土石の堆積」、「竹木の堆積」等、都市緑地法：「建築物等の工作物の設置」、「土地の形質の変更」、「木竹の伐採」等、排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律：「水域の占用」等、津波防災地域づくりに関する法律：「土地の占用」、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律：「促進区域内海域の占用」、宅地造成及び特定盛土等規制法：「土地の形質の変更」、「土石の堆積」等)

別表第二十五（第八十八条の五関係）（平21防衛令13・追加）

年 月 日
(市町村長) 殿
自衛隊の部隊等の長（官職・氏名）
自衛隊法による民有林伐採通知書
自衛隊法（昭和29年法律第165号）第115条の10（森林法の特例）第1項の規定に基づき、下記のとおり通知する。
記
1 伐採をした自衛隊の部隊等の名称並びにその長の官職、氏名及び連絡先
2 森林の所在場所
3 伐採面積又は伐採本数
4 その他参考事項

備考：「森林の所在場所」の項には、森林の伐採を行った場所を具体的に記載する。（例：「 町 丁目 番地 号」等）

別表第二十六（第八十八条の五関係）（平21防衛令13・追加）

年 月 日
(都道府県知事) 殿
自衛隊の部隊等の長（官職・氏名）
自衛隊法施行規則による禁止行為実施通知書
森林法（昭和29年法律第249号）第31条の規定により保安林予定森林において禁止された行為をするので、自衛隊法施行規則（昭和29年総理府令第40号）第88条の5第5項の規定に基づき、下記のとおり通知する。
記
1 行為をする自衛隊の部隊等の名称並びにその長の官職、氏名及び連絡先
2 行為に着手する時期
3 行為をする場所
4 行為の内容
5 その他参考事項

備考：1 「行為をする場所」の項には、法令に基づき都道府県知事が禁止した行為をする場所の範囲を記載する。（例：「 町東部保安林予定森林地域」、「 市南部保安林予定森林地域」等）
2 「行為の内容」の項には、法令に基づき都道府県知事が禁止した行為（立木竹の伐採又は土石若しくは樹根の採掘、開墾その他土地の形質の変更）を記載する。

別表第二十七（第八十八条の六関係）（平21防衛令13・追加）

年 月 日
(承認の権限を有する者) 殿 自衛隊の部隊等の長（官職・氏名）
自衛隊法による道路工事実施通知書
自衛隊法（昭和29年法律第165号）第115条の11（道路法の特例）第1項の規定に基づき、下記のとおり通知する。
記
1 工事を実施する自衛隊の部隊等の名称並びにその長の官職、氏名及び連絡先
2 工事に着手した時期
3 工事を実施する場所
4 工事の内容（工事の現場の状況、工事の方法又は形態）
5 工事の理由
6 その他参考事項（位置図、平面図、横断面図及び縦断面図を添付）

備考：1 「工事を実施する場所」の項には、工事を実施した路線名及び場所を具体的に記載する。（例：「国道 号線 市 丁目 番地 号」等）

2 「工事の内容」の項には、工事前の道路の状況及び工事実施の方法又は形態を記載する。（状況の例：「道路中央部 m破損」、「道路右側部 m欠壊」、工事実施の方法又は形態の例：「穴埋め」等）

3 「工事の理由」の項には、工事を必要とした理由を記載する。（例：「道路の破損により防衛出動の命令に基づく自衛隊の車両が通行不能なため」）

別表第二十八（第八十八条の六関係）（平21防衛令13・追加）

年 月 日
(許可の権限を有する者) 殿 自衛隊の部隊等の長（官職・氏名）
自衛隊法による道路占用通知書
自衛隊法（昭和29年法律第165号）第115条の11（道路法の特例）第2項第4項の規定に基づき、下記のとおり通知する。
記
1 道路（道路予定区域）の占用を行う自衛隊の部隊等の名称並びにその長の官職、氏名及び連絡先
2 道路（道路予定区域）の占用の目的
3 道路（道路予定区域）の占用の期間
4 道路（道路予定区域）の占用の場所
5 工作物、物件又は施設の構造
6 工事実施の方法
7 工事の時期
8 道路（道路予定区域）の復旧方法

備考：1 「道路（道路予定区域）の占用の目的」の項には、占用を必要とする理由について記載する。（例：「防衛出動の命令に基づく工作物等の設置のため」、「防衛施設構築措置の命令（引き続き防衛出動を命ぜられた場合を含む。）に基づく工作物等の設置のため」）

2 「道路（道路予定区域）の占用の期間」の項には、占用を開始する日

から終了する日までの期間（終了の期日があらかじめ決定していない場合には、「撤収を命ぜられるまでの間」又は「防衛施設構築措置の命令が解除されるまでの間（引き継ぎ防衛出動を命ぜられた場合にあっては、撤収を命ぜられるまでの間）」を記載する。

3 「道路（道路予定区域）の占用の場所」の項には、占用する路線名及び区間又は区域を記載する。（例：「県道 号線 市 丁目 番地 号から 丁目 番地 号までの区間」、「町 丁目 番地 号道路予定区域」等）

また、車道・歩道・その他の区分を記載する。

4 「工作物、物件又は施設の構造」の項には、道路又は道路予定区域に設置する工作物、物件又は施設の名称及びその構造（規格、寸法等）を記載する。（名称の例：「パネル橋」、「資材」、「機材」、「無頓設備」等）

5 「工事実施の方法」の項には、工事を伴う場合において工事の方法を記載し、工事を伴わない場合は空欄とする。（例：「開削工事」等）

6 「工事の時期」の項には、工事を伴う場合にあっては道路（道路予定区域）の占用の期間のうち、工事を開始する日から終了する日までの期間（終了の期日があらかじめ決定していない場合には、「撤収を命ぜられるまでの間」又は「防衛施設構築措置の命令が解除されるまでの間（引き継ぎ防衛出動を命ぜられた場合にあっては、撤収を命ぜられるまでの間）」を記載し、工事を伴わない場合にあっては空欄とする。

7 「道路（道路予定区域）の復旧方法」の項には、道路復旧方法を具体的に記載する。（例：「工作物の撤去」、「埋め戻し」等）

別表第二十九（第八十八条の六関係）（平21防衛命13・追加）

年 月 日
（許可の権限を有する者） 殿
自衛隊の部隊等の長（官職・氏名）
自衛隊法施行規則による規制行為実施通知書
<p>道路法（昭和27年法律第180号）第91条第1項の規定により道路予定区域において許可を要するものとされている行為をするので、自衛隊法施行規則（昭和29年総理府令第40号）第88条の6第4項の規定に基づき、下記のとおり通知する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 行為をする自衛隊の部隊等の名称並びにその長の官職、氏名及び連絡先</p> <p>2 行為に着手する時期</p> <p>3 行為をする場所</p> <p>4 行為の内容</p>

備考：1 「行為をする場所」の項には、法令に基づき許可を要する行為をする場所について具体的に記載する。（例：「町 丁目 番地 号道路予定区域」等）

2 「行為の内容」の項には、法令に基づき許可を要する行為（土地の形質変更、工作物の新築、改築、増築若しくは大修繕又は物件の付加増量）を記載する。

別表第三十（第八十八条の七関係）（平21防衛命13・通知）

年 月 日
(公園管理者) 殿
自衛隊の部隊等の長（官職・氏名）
自衛隊法による都市公園占用通知書
自衛隊法（昭和29年法律第165号）第115条の13（都市公園法の特例）第1項の規定に基づき、下記のとおり通知する。
記
1 占用を行う自衛隊の部隊等の名称並びにその長の官職、氏名及び連絡先
2 占用の目的
3 占用の期間
4 占用の場所
5 工作物その他の物件又は施設の構造

- 備考：1 「占用の目的」の項には、占用を必要とする理由について記載する。
 (例：「防衛出動の命令に基づく工作物等の設置のため」、「防衛施設構築措置の命令（引き続き防衛出動を命ぜられた場合を含む。）に基づく工作物等の設置のため」)
- 2 「占用の期間」の項には、占用を開始する日から終了する日までの期間（終了日があらかじめ決定している場合は、その日までの期間。決定していない場合には、「撤収を命ぜられるまでの間」又は「防衛施設構築措置の命令が解除されるまでの間（引き続き防衛出動を命ぜられた場合にあつては、撤収を命ぜられるまでの間）」を記載する。
- 3 「占用の場所」の項には、占用を行う公園の名称を記載する。(例：「市公園」、「町公園」等)
 また、公園予定区域については、その所在地を記載する。(例：「

町 丁目 番地 号公園予定区域」等)

- 4 「工作物その他の物件又は施設の構造」の項には、公園に設置する工作物その他の物件又は施設の名称及びその構造（規格、寸法等）について記載する。(名称の例：「プレハブ」、「テント」等)

別表第三十一（第八十八条の十関係）（平2防衛令13・追加）

年 月 日
(警察署長) 殿
自衛隊の部隊等の長(官職・氏名)
自衛隊法による道路使用通知書
自衛隊法(昭和29年法律第165号)第115条の16(道路交通法の特例)第1項の規定に基づき、下記のとおり通知する。
記
1 道路を使用する自衛隊の部隊等の名称並びにその長の官職、氏名及び連絡先
2 道路使用の目的
3 道路使用の場所又は区間
4 道路使用の期間
5 道路使用の方法又は形態
6 その他参考事項

備考：1 「道路使用の目的」の項には、道路の使用を必要とする理由について記載する。(例：「防衛出動の命令に基づく防衛施設の構築のため」等)

2 「道路使用の場所又は区間」の項には、使用する路線及び区間を具体的に記載する。(例：「県道 号線 市 丁目 番地 号から 丁目 番地 号までの区間」等)

3 「道路使用の期間」の項には、使用を開始する日から終了する日までの期間(終了日があらかじめ決定している場合は、その日までの期間。決定していない場合には、「撤収を命ぜられるまでの間」)を記載する。

4 「道路使用の方法又は形態」の項には、使用の方法又は形態について具体的に記載する。(例：「障害物の設置」、「物資の集積」、「破壊・欠損した道路の工事」等)

別記様式第1（第65条の4第2項関係）（平2防衛令17・追加、令和防衛令4・令2防衛令12・一部改正）

利害関係企業等に対する求職承認申請書

令和 年 月 日(第 号)

防衛大臣 殿

自衛隊法(昭和29年法律第165号)第65条の3第2項第5号の規定に基づき、下記のとおり承認を申請します。
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

1 申請者

(ふりがな)()	生年月日(年齢)
氏 名	昭・平・令 年 月 日生(歳)
在職機関 [※]	所属局課(職名)
官職又は階級	
俸 給	俸給表() 号俸
現在の職務内容	
離職予定日	令和 年 月 日

※ 申請者が在職する在職機関の名称を記載すること。

2 承認の申請に係る利害関係企業等

<input type="checkbox"/> 営利企業	<input type="checkbox"/> その他の法人	本社所在地
名 称		
業務内容		
子法人の地位に関する承認申請の場合	<input type="checkbox"/> 営利企業 <input type="checkbox"/> その他の法人	本社所在地
	子法人の名称	
	業務内容	

3 申請者の職務と利害関係企業等との関係

(1) 共通事項

利害関係の区分（自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第87条の5各号） □1号 □2号 □3号 □4号 □5号 □6号	
利害関係の具体的な内容	
申請者の裁量の程度	

(2) 特に密接な利害関係の有無*

<input type="checkbox"/> 申請者が、利害関係企業等に対し、不利益処分をしようとしている
<input type="checkbox"/> 申請者が、利害関係企業等に対し、犯罪の捜査をしている
特に密接な利害関係の具体的な内容
<input type="checkbox"/> 特に密接な利害関係はない

※ 自衛隊法施行令第87条の8第1項第2号又は第3号に該当すると判断される場合のみ記載すること。

4 自衛隊法施行令第87条の8第1項への該当状況

<input type="checkbox"/> 第1号	
<input type="checkbox"/> 第2号	高度の専門的な知識経験の内容

依頼内容	(ふりがな) ()	依頼を受けた日	
	依頼者の氏名	令和 年 月 日	
	部署名	役職	
	連絡先 TEL (- -) FAX (- -)		
	予定される地位の名称及び業務内容		
必要とされる高度の専門的な知識経験の内容			
<input type="checkbox"/> 第3号	(ふりがな) ()	続柄	利害関係企業等における役職
<input type="checkbox"/> 第4号	公募期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日	
	公募方法	<input type="checkbox"/> 新聞、雑誌その他の刊行物に掲載 <input type="checkbox"/> ホームページに掲載 <input type="checkbox"/> その他 ()	
	選考方法	選考委員会等の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不明 選考委員会等における社外委員の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不明	

5 その他参考事項

--

在職機関 [®] 確認欄
上記3に記載されている内容について、事実と相違がないことを証明する。

令和 年 月 日

※ 上記1に記載の在職機関とする。

防衛大臣記入欄	
受理番号	
処理結果区分	
<input type="checkbox"/> 承認 (自衛隊法施行令第67条の8第1項第1号該当) <input type="checkbox"/> 承認 (自衛隊法施行令第67条の8第1項第2号該当) <input type="checkbox"/> 承認 (自衛隊法施行令第67条の8第1項第3号該当) <input type="checkbox"/> 承認 (自衛隊法施行令第67条の8第1項第4号該当) <input type="checkbox"/> 不承認 <input type="checkbox"/> 却下 (承認を必要としない)	
承認に際しての附帯条件	
承認又は不承認の理由	
承認番号	処理年月日
処理機関コード	令和 年 月 日

別記様式第2 (第65条の6第2項関係) (平2防衛令17・追加, 令和防衛令4・令2防衛令12・一部改正)

再就職者による依頼等の承認申請書

令和 年 月 日

防衛大臣 殿
 自衛隊法 (昭和29年法律第165号) 第65条の4第5項第6号の規定に基づき、
 下記のとおり承認を申請します。
 この申請書の記載事項は、事実と相違ありません。

1 申請者

(ふりがな) ()	生年月日 (年齢)
氏 名	昭・平・令 年 月 日生 (歳)
勤務先営利企業等の名称	役 職
連絡先 TEL (- -)	FAX (- -)
勤務先営利企業等の業務内容	

2 離職時及び離職前の状況

離職日 令和 年 月 日	離職時の官職又は階級	
	所属・官職又は階級等	在職期間
離職前5年間(※)の在職状況等	自 令和 年 月 日	職務内容
	至 令和 年 月 日	
	自 令和 年 月 日	
	至 令和 年 月 日	
	自 令和 年 月 日	
	至 令和 年 月 日	
	自 令和 年 月 日	
	至 令和 年 月 日	
	自 令和 年 月 日	
	至 令和 年 月 日	
	自 令和 年 月 日	
	至 令和 年 月 日	
	自 令和 年 月 日	
	至 令和 年 月 日	
	自 令和 年 月 日	

別記様式第2 (第65条の6第2項関係)

	自 令和 年 月 日	
	至 令和 年 月 日	
	自 令和 年 月 日	
	至 令和 年 月 日	

※1 離職時の階級は、退職時に特別昇任した者にあつては昇任前の階級を（ ）で記載すること。

※2 申請者が自衛隊法第65条の4第2項又は第3項に規定する職に就いていた場合にあっては、当該職に就いていた期間まで遡って記載すること。

3 要求又は依頼する事項と勤務先営利企業等との契約等の関係

防衛省において自らが締結を決定した勤務先営利企業等又はその子法人との契約に関する要求又は依頼	<input type="checkbox"/> 該当する	<input type="checkbox"/> 該当しない
--	-------------------------------	--------------------------------

防衛省において自らが決定した勤務先営利企業等又はその子法人に対する処分（行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第2号）に関する要求又は依頼	<input type="checkbox"/> 該当する	<input type="checkbox"/> 該当しない
--	-------------------------------	--------------------------------

4 要求又は依頼の対象となる隊員

氏名（ふりがな）（ ）	
在職機関*	所属局課（職名）
官職又は階級	
職務内容	

※ 申請者が在職する在職機関の名称を記載すること。

5 要求又は依頼の対象となる契約等事務の内容

<input type="checkbox"/> 電気、ガス若しくは水道水の供給又は日本放送協会による放送の役務の給付を受ける契約に関する職務に関するもの
<input type="checkbox"/> その他隊員の数量の余地が少ない職務に関するもの
職務の内容及び職務に係る隊員の数量の程度

上記の2項目のいずれにも該当しない

6 要求又は依頼の具体的な内容

--

7 その他参考事項

--

在職機関*確認欄
上記2に記載されている内容について、事実と相違がないことを証明する。 令和 年 月 日

※ 申請者が離職時に在職していた在職機関とする。

防衛大臣記入欄	
受理番号	
処理結果区分	
<input type="checkbox"/> 承認	
<input type="checkbox"/> 不承認	
<input type="checkbox"/> 却下（承認を必要としない）	
承認又は不承認の理由	
承認番号	処理年月日
処理機関コード	令和 年 月 日

別記様式第3 (第65条の8第1項関係) (平28防省令17・追加、令元防省令4・令2防省令13・一部改正)

再就職者から依頼等を受けた場合の届出

令和 年 月 日

防衛大臣 殿

自衛隊法(昭和29年法律第165号)第65条の4第10項の規定に基づき、下記のとおり届出をします。

この届出書の記載事項は、事実と相違ありません。

1 届出者

Table with 2 columns: (ふりがな) (氏名), 生年月日(年齢) and 在職機関*, 官職又は階級. Includes fields for name, birth date, and employer/position.

※ 在職する在職機関の名称を記載すること。

2 要求又は依頼をした再就職者の氏名等

Table with 2 columns: (ふりがな) (氏名), 要求又は依頼が行われた日時 and 勤務先(官利企業等の名称), 役職. Includes fields for name, date, and employer/position.

※ 離職時に在職していた在職機関の名称を記載すること。

3 要求又は依頼の内容

Empty box for describing the request or request content.

防衛大臣記入欄 (Reception number field)

別記様式第4 (第65条の11第2項関係) (平28防省令16・全改、令元防省令4・一部改正)

在職中に再就職の約束をした場合の届出

(自衛隊法第65条の11第1項関連)

令和 年 月 日

防衛大臣 殿

住所 電話番号

自衛隊法(昭和29年法律第165号)第65条の11第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

Form with 14 numbered items: 1. Name, 2. Birth date, 3. Position, 4. Start date, 5. Promise date, 6. Employment status table, 7. Resignation date, 8. Re-employment date, 9. Former employer name, 10. Former position, 11. Re-employment position, 12. Confirmation, 13. Defense Agency support, 14. Other support.

(記載上の注意)

- 1. []のついた項目は、該当する[]の中にレコードを記入すること。
2. 約束前の求職開始日以後の職員としての在職状況及び職務内容については、約束前の求職開始日になかった場合には、再就職の約束をした日以後の職員としての在職状況及び職務内容を記載すること。

別記様式第5（第65条の11第3項関係）（平28防省令16・全改、令元防省令4・一部改正）

変更届出
（自衛隊法第65条の11第1項関係）

令和 年 月 日

防衛大臣 殿

住 所
氏 名
電話番号

令和 年 月 日付けの自衛隊法（昭和29年法律第165号）第69条の11第1項の規定による届出について、次のとおり変更があったので、届け出ます。

官 職 又 は 階 級	変更前		
	変更後	官職又は階級	在職期間
	変更前		
	変更後	官職又は階級	在職期間
約 束 と し て 前 以 て 求 め た の 後 の 職 務 状 況	変更前	官職又は階級	在職期間
	変更後		
	変更前		
	変更後		
離 職 予 定 日	変更前		
	変更後		
再 就 職 予 定 日	変更前		
	変更後		
再 就 職 先 の 名 称 及 び 連 絡	変更前		
	変更後		
再 就 職 先 の 業 務 内 容	変更前		
	変更後		
再 就 職 先 に お け る 地 位	変更前		
	変更後		

別記様式第6（第65条の11第4項、第65条の13第2項関係）（平27防省令17・追加、令元防省令4・一部改正）

失効届出
（自衛隊法第65条の11第1項関係）

令和 年 月 日

防衛大臣 殿

住 所
氏 名
電話番号

令和 年 月 日付けの自衛隊法（昭和29年法律第165号）第65条の11第1項の規定による届出に係る 約束の効力が失われました 地位に就くことが見込まれないこととなりましたので、届け出ます。

（記載上の注意）

自衛隊法施行規則（昭和29年総理府令第40号）第65条の11第4項の規定により、在職中に当該失効届出を行う場合については、「約束の効力が失われました」と記載し、同規則第65条の13第2項の規定により、離職後に当該失効届出を行う場合については、「地位に就くことが見込まれないこととなりました」と記載すること。

別記様式第7 (第65条の13第3項関係) (平28防衛令16・令改、令元防衛令4・一部改正)
 管理職隊員であった者が再就職しようとする場合の届出
 (自衛隊法第65条の11第3項関係)

令和 年 月 日

防衛大臣 殿

住所
氏名
電話番号

自衛隊法(昭和29年法律第165号)第65条の11第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 (ふりがな)		
氏名		
2 生年月日	年 月 日	
3 離職時の官職又は階級	年 月 日	
4 離職前の求職開始日	年 月 日	
5 離職前の求職開始日から離職日までの間の隊員としての在職状況及び職務内容	<input type="checkbox"/> 離職前の求職開始日があった場合 <input type="checkbox"/> 離職前の求職開始日があった場合	
官職又は階級	在職期間	職務内容
	自 年 月 日	
	至 年 月 日	
	自 年 月 日	
	至 年 月 日	
	自 年 月 日	
	至 年 月 日	
6 離職日	年 月 日	
7 再就職予定日	年 月 日	
8 再就職先の名称及び連絡先	再就職先の名称： 再就職先の連絡先：	
9 再就職先の業務内容		
10 再就職先における地位		
11 求職の承認の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
12 防衛大臣又は官民人材交流センターの援助の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
13 防衛大臣又は官民人材交流センター以外の援助	<input type="checkbox"/> 防衛大臣又は官民人材交流センター以外の援助があった場合 <input type="checkbox"/> 防衛大臣又は官民人材交流センター以外の援助がなかった場合	
(ふりがな)	援助者の氏名又は名称	援助の内容

(記載上の注意)

- 1 離職時の階級は、退職時に特別昇任した者にあつては、当該昇任前の階級を()で記載すること。
- 2 のついた項目は、該当するの中にレ点を記入すること。
- 3 離職前の求職開始日から離職日までの間の隊員としての在職状況及び職務内容については、離職前の求職開始日があった場合に記載すること。

別記様式第8 (第65条の13第4項関係) (平28防衛令16・令改、令元防衛令4・一部改正)

変更届出

(自衛隊法第65条の11第3項関係)

令和 年 月 日

防衛大臣 殿

住所
氏名
電話番号

令和 年 月 日付けの自衛隊法(昭和29年法律第165号)第65条の11第3項の規定による届出について、次のとおり変更があったので、届け出ます。

再就職予定日	変更前	
	変更後	
再就職先の名称及び連絡先	変更前	
	変更後	
再就職先の業務内容	変更前	
	変更後	
再就職先における地位	変更前	
	変更後	

別記様式第9（第65条の13第5項関係）（平2防衛令17・追加、令元防衛令4・一部改正）

失効届出
（自衛隊法第65条の11第3項関連）

令和 年 月 日

防衛大臣 殿

任 所
氏 名
電話番号

令和 年 月 日付けの自衛隊法（昭和29年法律第165号）第65条の11第3項の規定による届出に係る地位に就くことが見込まれないこととなりましたので、届け出ます。

別記様式第10（第65条の15第2項関係）（平26防衛令16・全改、令元防衛令4・一部改正）

管理職隊員であった者が再就職した場合は届出
（自衛隊法第65条の11第4項関連）

令和 年 月 日

防衛大臣 殿

任 所
氏 名
電話番号

自衛隊法（昭和29年法律第165号）第65条の11第4項の規定により、次のとおり届け出ます。

1	（ふりがな）	
氏名		
2	生 年 月 日	年 月 日
3	離職時の官職又は階級	
4	離職前の求職開始日	年 月 日 <small>（離職前の求職開始日が無かった場合）</small>
5	離職前の求職開始日から離職日までの間の隊員としての在職状況及び職務内容	
	官職又は階級	在職期間 職務内容
		自 年 月 日
		至 年 月 日
		自 年 月 日
		至 年 月 日
		自 年 月 日
		至 年 月 日
		自 年 月 日
		至 年 月 日
6	離 職 日	年 月 日
7	再 就 職 日	年 月 日
8	再 就 職 先 の 名 称 及 び 連 絡 先	再就職先の名称： 再就職先の連絡先：
9	再就職先の業務内容	
10	再就職先における地位	
11	求 職 の 承 認 の 有 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
12	防衛大臣又は国民人材交流センターの援助の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
13	防衛大臣又は国民人材交流センター以外の援助	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	（防衛大臣又は国民人材交流センター以外の援助が無かった場合）	
	（ふりがな）	
	援助者の氏名又は名称	援助の内容

（記載上の注意）
1 離職時の階級は、退職時に特別昇任した者にあつては、当該昇任前の階級を（ ）で記載すること。
2 □のついた項目は、該当する□の中にレ点を記入すること。
3 離職前の求職開始日から離職日までの間の隊員としての在職状況及び職務内容については、離職前の求職開始日があった場合に記載すること。

別記様式第11(第86条の4の3関係)(平30防衛令6・追加、令元防衛令4・令2防衛令12
一部改正)

年 月 日提出

(防衛大臣又は提出先の地方協力本部長)

殿

申請者 住 所

法 人 名

(法人番号:)

代表者名

給付金支給申請書

自衛隊法(昭和29年法律第165号)第73条の3(同法第75条の8において準用する場合を含む。)に規定する給付金について申請します。

雇 用 者	<input type="checkbox"/> 予備自衛官	住所
	<input type="checkbox"/> 即応予備自衛官	氏名
事業に従事できなかった理由	<input type="checkbox"/> ①招集を受け自衛官となって勤務したため <input type="checkbox"/> ②公務上負傷し、又は疾病にかかったため	
災害又は急病年月日	年 月 日	
※公務上の災害の認定年月日	年 月 日	
事業に従事できなかった期間	年 月 日から 年 月 日まで 年 月 日から 年 月 日まで 年 月 日から 年 月 日まで	
就業規則等に定める休日	<input type="checkbox"/> 月 <input type="checkbox"/> 火 <input type="checkbox"/> 水 <input type="checkbox"/> 木 <input type="checkbox"/> 金 <input type="checkbox"/> 土 <input type="checkbox"/> 日 <input type="checkbox"/> その他()	
事業に従事できなかった期間のうち就業規則等に定める休日の日の数	計 日	
勤 務 時 間 等	<input type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤(出勤指定日 時 分から 時 分まで 所定労働時間 週 時間 分)	
振込先金融機関	振込機関	<input type="checkbox"/> 銀行 <input type="checkbox"/> 金庫 <input type="checkbox"/> その他() 店
	口座名義	<input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> 普通 番号:
	口座番号	
雇用事業所	事業所の名称	
	事業所の所在地	
	担当責任者の職・氏名・連絡先	役職 氏名 (電話番号 — —)

- 備考: 1 規格は、日本産業規格A列4番の縦位置とする。
 2 ※は、事業に従事できなかった理由として②を選択した場合に記入すること。
 3 該当する□には✓印を記入すること。